

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年6月26日提出
【計算期間】	第20期(自 2017年3月28日至 2018年3月26日)
【ファンド名】	日本大型株式ファンド 日本小型株式ファンド 日本債券ファンド 北米株式ファンド 欧州先進国株式ファンド アジア太平洋先進国株式ファンド 海外債券ファンド
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

<日本大型株式ファンド>

わが国の大型株式の動き（ラッセル野村大型インデックス）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<日本小型株式ファンド>

わが国の小型株式の動き（ラッセル野村小型インデックス）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<日本債券ファンド>

わが国の公社債市場全体の動き（NOMURA-BPI総合）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<北米株式ファンド>

米国およびカナダの株式市場全体の動き（MSCI北米インデックス（ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<欧州先進国株式ファンド>

欧州先進国の株式市場全体の動き（MSCI欧州インデックス（ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く、ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

<海外債券ファンド>

世界の主要国の債券市場の動き（FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

<日本大型株式ファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド
公債	(隔月)	アジア	
社債		オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)		
	日々	中南米	
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券(株式 大型株))	その他 ( )	中近東 (中東)	
資産複合 ( )		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式 大型株))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

「大型株」とは、目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

### <日本小型株式ファンド>

#### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券(株式 中小型株))	その他 ( )	中近東 (中東)	
資産複合 ( )		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式 中小型株))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

「中小型株」とは、目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

## <日本債券ファンド>

### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	
不動産投信			ファンド・オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券(債券一般))	その他 ( )	アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 ( )		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

< 北米株式ファンド >

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

## 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり ( )
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)			
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## &lt; 欧州先進国株式ファンド &gt;

## 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり ( )
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式一般))	その他 ( )	中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(株式一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州



目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

#### 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

### <アジア太平洋先進国株式ファンド>

#### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年6回	欧州		( )
公債	(隔月)			
社債		アジア		
その他債券	年12回			
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株 式一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

オセアニア

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 海外債券ファンド >

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ( )	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(債券一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### その他資産(投資信託証券(債券一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

#### 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

#### グローバル(除く日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

#### 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

### ファンドの特色

## 1. ファミリーファンド方式で運用を行ないます。各ファンドが投資するマザーファンドは次の通りです。

ファンド	マザーファンド
日本大型株式ファンド	「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 ・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ない、ラッセル野村大型インデックスを上回る投資成果の獲得をめざします。
日本小型株式ファンド	「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：スパークス・アセット・マネジメント株式会社 ・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ない、ラッセル野村小型インデックスを上回る投資成果の獲得をめざします。
日本債券ファンド	「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：三井住友信託銀行株式会社* ・わが国の公社債を中心に投資を行ない、NOMURA-BPI総合を上回る投資成果の獲得をめざします。 *監督当局の許認可を前提として、2018年10月1日付けで運用事業を分割し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合する予定です。
北米株式ファンド	「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー ・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI北米インデックス（ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。
欧州先進国株式ファンド	「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：MFSインターナショナル（U.K.）リミテッド ・欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI欧州インデックス（ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。
アジア太平洋先進国株式ファンド	「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド ・日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式を中心に厳選投資を行ない、MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。
海外債券ファンド	「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」 運用（投資顧問）会社：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー ・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざします。

## 2. 日興グローバルラップ株式会社(日興GW)より各マザーファンドの運用アドバイザー(投資顧問会社)の評価、アドバイスを受けます。\*

\*最終的な運用アドバイザーの決定は、日興GWに加えて日興アセットマネジメント アメリカズ・インクからの情報提供や助言をもとに、日興アセットマネジメントが行ないます。

※運用アドバイザー交代の際などには、暫定的に日興アセットマネジメントが各マザーファンドの運用指図の権限を行使することとなる場合があります。

日興グローバルラップ株式会社(日興GW)とは

◆日興GWは、運用アドバイザーの評価・選定や資産配分の策定など、資産運用サービスをご提供するコンサルティングカンパニーです。前身の「株式会社グローバルラップ・コンサルティング・グループ」は1998年2月設立。1990年代に米国で急拡大した「投資信託ラップ」を日本で初めて導入しました。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インクとは

◆日興アセットマネジメント アメリカズ・インクは、日興アセットマネジメント・グループ\*の傘下にあるグローバル運用の米国拠点です。

※「日興アセットマネジメント・グループ」とは日興アセットマネジメント株式会社とそのグループ会社の総称です。

### 【各マザーファンドとベンチマーク・インデックスについて】

- 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド……………ラッセル野村大型インデックス
- 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド……………ラッセル野村小型インデックス
- 日本債券グローバル・ラップマザーファンド……………NOMURA-BPI総合
- 北米株式グローバル・ラップマザーファンド……………MSCI北米インデックス(ヘッジなし・円ベース\*)
- 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド……………MSCI欧州インデックス(ヘッジなし・円ベース\*)
- アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド……………MSCI太平洋フリー・インデックス  
(日本を除く、ヘッジなし・円ベース\*)
- 海外債券グローバル・ラップマザーファンド……………FTSE世界国債インデックス  
(除く日本、ヘッジなし・円ベース\*)

\*ヘッジなし・円ベースとは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

※ラッセル野村大型インデックスおよびラッセル野村小型インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社および Frank Russell Company に帰属します。なお、野村證券株式会社および Frank Russell Company は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※MSCI 指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

## 〈ファンドの仕組み〉

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行いません。



●各ファンド間でスイッチングを行なうことができます。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

### 主な投資制限

#### 「日本大型株式ファンド」「日本小型株式ファンド」

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 「日本債券ファンド」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

#### 「北米株式ファンド」「欧州先進国株式ファンド」「アジア太平洋先進国株式ファンド」

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

#### 「海外債券ファンド」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 分配方針

#### 「日本大型株式ファンド」「日本小型株式ファンド」「日本債券ファンド」「北米株式ファンド」

#### 「欧州先進国株式ファンド」「アジア太平洋先進国株式ファンド」「海外債券ファンド」

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

1998年 5月29日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2001年 9月14日

- ・ファミリーファンド方式の導入、信託期間の無期限化

2003年 9月10日

- ・「エマージング株式ファンド」繰上償還

2004年12月28日

- ・「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更

2005年 9月22日

- ・「ハイイールド・ボンドファンド」および「ハイイールド・ボンドグローバル・ラップマザーファンド」繰上償還

2005年12月 9日

- ・「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など、ならびに「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における運用指図権限の範囲の変更

2008年11月18日

- ・「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更など

2010年 5月18日

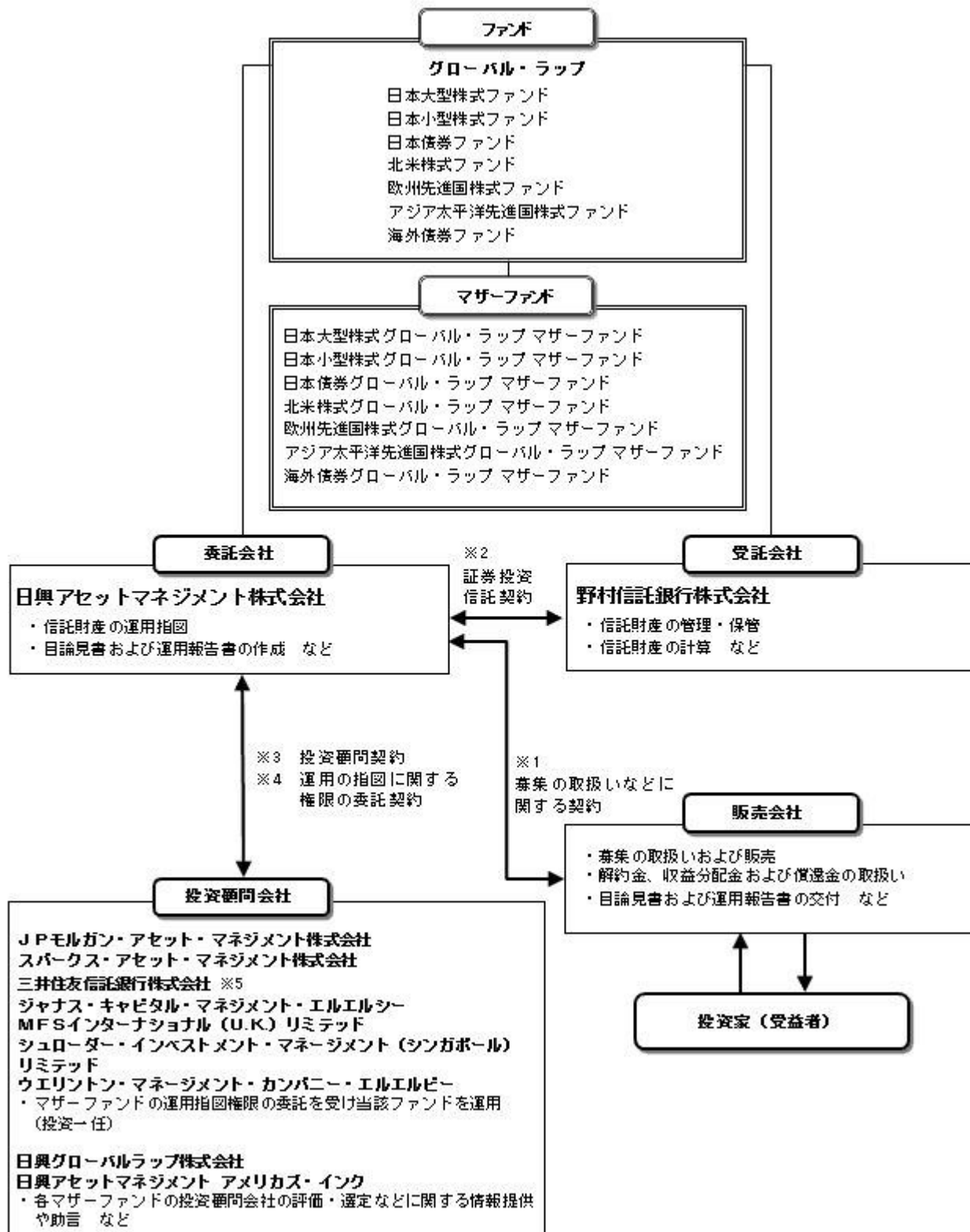
- ・「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更

2018年 8月30日

- ・繰上償還（予定）

### （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。
- 4 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。
- 5 監督当局の許認可を前提として、2018年10月1日付けで運用事業を分割し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合する予定です。



## 委託会社の概況（2018年3月末現在）

## 1) 資本金

17,363百万円

## 2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

## 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## &lt;日本大型株式ファンド&gt;

- ・「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともにわが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## &lt;日本小型株式ファンド&gt;

- ・「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともにわが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## &lt;日本債券ファンド&gt;

- ・「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともにわが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・国債、政府保証債、金融債などで核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。
- ・公社債の実質組入比率は原則として高位を維持します。

## &lt;北米株式ファンド&gt;

- ・「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともに米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

## &lt;欧州先進国株式ファンド&gt;

- ・「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともに欧州主要先進国（MSCI欧州インデックス採用国）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

## &lt;アジア太平洋先進国株式ファンド&gt;

- ・「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともに日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く）採用国・地域）の株式を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。
- ・株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

## &lt;海外債券ファンド&gt;

- ・「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」受益証券に投資を行なうとともに世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

**（２）【投資対象】**

## &lt;日本大型株式ファンド&gt;

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

## &lt;日本小型株式ファンド&gt;

「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

## &lt;日本債券ファンド&gt;

「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびにわが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

## &lt;北米株式ファンド&gt;

「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびに米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。

## &lt;欧州先進国株式ファンド&gt;

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびに欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

## &lt;アジア太平洋先進国株式ファンド&gt;

「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびにアジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。）を主要投資対象とします。

## &lt;海外債券ファンド&gt;

「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」受益証券ならびに海外の公社債を主要投資対象とします。

各ファンドの投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

各ファンドは、主として、次の各マザーファンド受益証券に投資します。

ファンド	マザーファンド
日本大型株式ファンド	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド
日本小型株式ファンド	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド
日本債券ファンド	日本債券グローバル・ラップマザーファンド
北米株式ファンド	北米株式グローバル・ラップマザーファンド
欧州先進国株式ファンド	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
アジア太平洋先進国株式ファンド	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
海外債券ファンド	海外債券グローバル・ラップマザーファンド

「日本大型株式ファンド」および「日本小型株式ファンド」は、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

- 13) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの  
「日本債券ファンド」は、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)~8)の証券の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))で投資法人債券に類する証券
- 11) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 12) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 13) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの  
「北米株式ファンド」、「欧州先進国株式ファンド」および「アジア太平洋先進国株式ファンド」は、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
- 11) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 14) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、

- 有価証券に係るものに限ります。)
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの  
「海外債券ファンド」は、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
    - 1) 株券または新株引受権証書
    - 2) 国債証券
    - 3) 地方債証券
    - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
    - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
    - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
    - 7) コマーシャル・ペーパー
    - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
    - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
  - 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
  - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの  
各ファンドは、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
    - 1) 預金
    - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    - 3) コール・ローン
    - 4) 手形割引市場において売買される手形
    - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの（「日本債券ファンド」を除きます。）  
各ファンドは、次の取引ができます。
      - 1) 信用取引
      - 2) 先物取引等
      - 3) スワップ取引
      - 4) 金利先渡取引
      - 5) 為替先渡取引（「日本債券ファンド」は行ないません。）
      - 6) 有価証券の貸付
      - 7) 公社債の空売
      - 8) 公社債の借入
      - 9) 外国為替予約取引（「日本債券ファンド」は行ないません。）

## 10) 資金の借入

## &lt; 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド &gt;

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

## &lt; 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド &gt;

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

## &lt; 日本債券グローバル・ラップマザーファンド &gt;

わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

## &lt; 北米株式グローバル・ラップマザーファンド &gt;

米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。

## &lt; 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド &gt;

欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

## &lt; アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド &gt;

アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカンントリーファンドなどを含みます。）を主要投資対象とします。

## &lt; 海外債券グローバル・ラップマザーファンド &gt;

海外の公社債を主要投資対象とします。

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」および「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

## 1) 有価証券

2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）

## 3) 金銭債権

## 4) 約束手形

## 5) 為替手形

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」および「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

## 1) 有価証券

2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）

## 3) 金銭債権

## 4) 約束手形

## 5) 為替手形

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」および「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

## 1) 株券または新株引受権証券

## 2) 国債証券

## 3) 地方債証券

## 4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

## 7) コマーシャル・ペーパー

8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの

10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

- 11) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 13) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの  
「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)~8)の証券の性質を有するもの
- 10) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))で投資法人債券に類する証券
- 11) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 12) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 13) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの  
「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」および「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~8)の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 11) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下

- 同じ。)で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの  
「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
    - 1) 株券または新株引受権証書
    - 2) 国債証券
    - 3) 地方債証券
    - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
    - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
    - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
    - 7) コマーシャル・ペーパー
    - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
    - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
  - 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
  - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの  
各マザーファンドは、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
    - 1) 預金
    - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    - 3) コール・ローン
    - 4) 手形割引市場において売買される手形
    - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」を除きます。）各マザーファンドは、次の取引ができます。
    - 1) 信用取引
    - 2) 先物取引等



- 3) スワップ取引
- 4) 金利先渡し取引
- 5) 為替先渡し取引（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は行ないません。）
- 6) 有価証券の貸付
- 7) 公社債の空売
- 8) 公社債の借入
- 9) 外国為替予約取引（「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」は行ないません。）

## 投資対象とするマザーファンドの概要

## &lt; 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド &gt;

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き（ラッセル野村大型インデックス <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

投資顧問会社	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社(投資一任)
信託期間	無期限(2001年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

\* ラッセル野村大型インデックスは、野村證券株式会社とFrank Russell Companyが共同開発したラッセル野村日本株インデックスにおける大型株中心のサイズ別指数です。わが国の株式市場の動きを示すラッセル野村総合インデックスの時価総額上位85%の銘柄群で構成されています。

同指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村證券株式会社およびFrank Russell Companyは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

#### <日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き(ラッセル野村小型インデックス <sup>*</sup> )を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の金融商品取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などにより、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。</li> <li>株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。</li> <li>外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* ラッセル野村小型インデックスは、野村證券株式会社とFrank Russell Companyが共同開発したラッセル野村日本株インデックスにおける小型株中心のサイズ別指数です。わが国の株式市場の動きを示すラッセル野村総合インデックスの時価総額下位15%の銘柄群で構成されています。同指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村證券株式会社およびFrank Russell Companyは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

#### < 日本債券グローバル・ラップマザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き（NOMURA-BPI 総合 <sup>*</sup> <sup>1</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。</li> <li>国債、政府保証債、金融債などで核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。</li> <li>公社債の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資は行ないません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	三井住友信託銀行株式会社(投資一任) <sup>*2</sup>
信託期間	無期限(2001年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

\*1NOMURA-BPI総合は、野村証券株式会社が公表している、わが国の債券市場の動きを示す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債、MBS、ABSなど、国内で発行された円建公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存期間1年以上、残存額面10億円以上で、事業債、円建外債、MBS、ABSについては、A格相当以上の格付を取得しているものに限られます。

同指数の知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

\*2監督当局の許認可を前提として、2018年10月1日付けで運用事業を分割し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合する予定です。

#### <北米株式グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き(MSCI北米インデックス(ヘッジなし・円ベース) <sup>*</sup> )を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国およびカナダの金融商品取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。

### ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

### その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ジャンナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* M S C I 北米インデックスは、MSCI Inc. が発表している、アメリカとカナダの株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、両国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

### < 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き（MSCI 欧州インデックス（ヘッジなし・円ベース） <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	欧州主要先進国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州主要先進国（MSCI 欧州インデックス採用国）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行いません。</li> <li>・投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。</li> <li>・株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	M F S インターナショナル（U. K.）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* M S C I 欧州インデックスは、MSCI Inc. が発表している、イギリス、フランス、ドイツなど、欧州主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

< アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く、ヘッジなし・円ベース） <sup>*</sup> ）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国（MSCI太平洋フリー・インデックス（日本を除く）採用国・地域）の株式を中心に厳選投資を行ないます。</li> <li>投資対象銘柄については、企業訪問などにより調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。</li> <li>また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。</li> <li>株式の組入比率は原則として高位を維持します。</li> <li>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド（投資一任）

信託期間	無期限(2001年9月14日設定)
決算日	毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)

\*MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)は、MSCI Inc.が発表している、オーストラリア、香港など、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。(ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### <DR(預託証券)>

ある国で発行されている株式をその国以外の海外市場で流通させる目的で、原株式を銀行などに預託し海外で発行する代替証券をいいます。海外投資家も国内投資家とほぼ同様の権利を享受でき、取引形態についても株式と変わりません。

#### <カントリーファンド>

特定の国、地域の有価証券に投資することを目的としたクローズド・エンド型の会社型投資信託をいいます。会社型投資信託とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家はその発行株式に投資する形態をいいます。

#### <海外債券グローバル・ラップマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	中長期的な観点から、世界の主要国の債券市場の動き(FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) <sup>*</sup> )を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム(利子等収益)の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。</li> <li>ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。</li> <li>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコストなどを勘案して決定します。また、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。</li> <li>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>



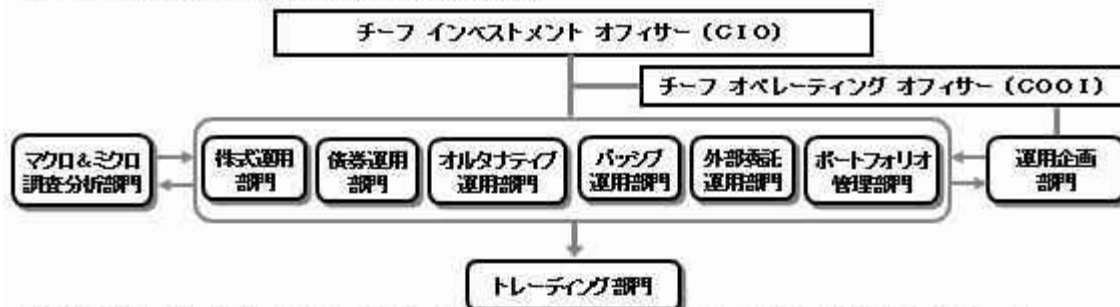
収益分配	収益分配は行ないません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（投資一任）
信託期間	無期限（2001年9月14日設定）
決算日	毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）

\* FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

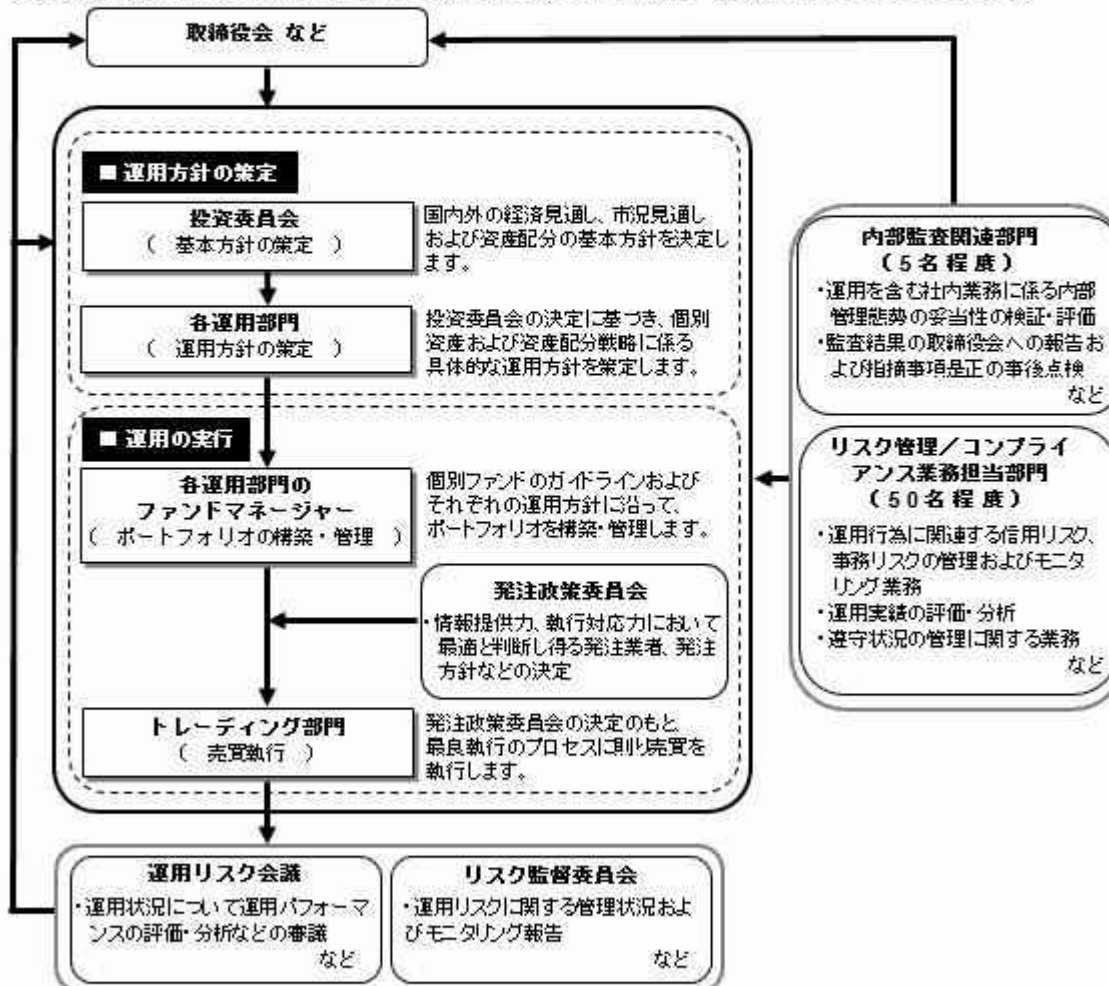
### （3）【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

## ◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



## ◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



## 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に取り付けております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行っております。

上記体制は2018年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

各マザーファンドの運用アドバイザー（投資顧問会社）は以下の通りです。なお、運用アドバイザーについては、将来、変更する場合があります。

以下の内容は、各社提供の情報に基づいて作成しています。

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、「JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社」に委託します。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は、世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の日本拠点のひとつであり、「JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー」の資産運用部門である「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに属しています。同グループの運用総資産は約193兆円にのぼります（2017年12月末）。

同社のJPモルガン(JPM)日本株運用の運用哲学は、アナリストが市場では手薄になりがちな長期的な業績予想を行なうことによって当該企業株価の均衡価値を解明し、その均衡価値と市場価格のカイ離を捉えるというものです。また、配当割引モデル(DDM)を活用することにより客観的に銘柄の割安度を判定し、市場タイミングや業種配分の偏りといった銘柄選択以外のリスクは原則として排除するなど、徹底したリスクコントロールのもと、安定的な超過収益の積上げをめざします。

「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

スパークス・アセット・マネジメントは、1989年に発足した日本で数少ない独立系の投資顧問会社です。同社は創業以来「マクロはミクロの集積」という投資哲学の下、「徹底した企業調査をベースにした投資」を一貫して行なっています。特に、経済構造が変革する中で成長する新興企業群や、既存の産業の中で自ら体質改善を図りながら成長を捉えようとする企業群に注目しています。2017年12月末現在の同社を含むグループ全体の運用資産額は約1兆2,140億円です。

徹底した企業訪問・財務分析から得た調査結果を同社独自の社内データベースに蓄積し活用しています。この中から合議の上で有望銘柄がリストアップされ、ポートフォリオの構築が行なわれます。また、運用はチームによる組織立った運用体制が敷かれています。

「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、三井住友信託銀行株式会社<sup>\*</sup>に委託します。

三井住友信託銀行<sup>\*</sup>は、三井住友トラスト・グループに属している信託銀行であり、資産運用で高い専門性を有しています。

長期的な市場動向が中短期的な「市場テーマ(=市場が注目する材料)」の積み重ねにより構成されていると考えており、マーケット動向、マクロ動向、クレジット動向の丹念な調査・分析により、独自に市場テーマを追求し、投資行動に効果的に反映することで超過収益の獲得をめざします。三井住友信託銀行<sup>\*</sup>における運用資産総額は約55.2兆円(2017年12月末現在)にのびります。

<sup>\*</sup> 監督当局の許認可を前提として、2018年10月1日付けで運用事業を分割し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合する予定です。

「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託します。

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、ジャナス・ヘンダーソン・グループの一員です。同グループは、ニューヨーク証券取引所およびオーストラリア証券取引所に上場しているグローバル・アクティブ運用会社です。世界27都市のオフィスに2,000名超の従業員が在籍しており、グループの総運用資産残高は約42兆円に上ります(2017年12月末現在)

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、創設以来、一貫して資産運用に専念し、揺るぎない投資哲学と豊富な専門知識、グローバルに広がるネットワークを基盤に、様々な資産運用戦略の提供に取り組み、確かな実績を築いています。

ジャナスの株式運用は、綿密なファンダメンタルズ分析に基づく銘柄選択に重点を置いています。企業利益の中長期的成長性や競争優位性の高い銘柄を見極め、より多くの情報とアナリストが推奨する最良の投資アイデアの中から、ボトムアップアプローチによる銘柄選択によって超過収益の獲得を目指します。

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、MFSインターナショナル(U.K.)リミテッドに委託します。

MFSインターナショナル(U.K.)リミテッドは、米国に本拠を置くマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー(MFS)グループの英国法人です。MFSは1924年米国初のミューチュアル・ファンドの設定と共に創業した米国最古の資産運用会社で、発祥の地であるボストンの他、ロンドン・シンガポール・東京・シドニー・メキシコシティ・トロント、香港、サンパウロにリサーチ拠点を置くグローバルな運用会社として、世界中の投資家から約55兆円の運用資産を受託しています(2017年12月末現在)。

同社は、「企業の利益・キャッシュフローの持続的な成長こそが中長期的な株価上昇に繋がる」との信念のもと、独自のリサーチ活動を通じて、産業や個別企業について徹底したファンダメンタルズ分析を行なっています。業界平均以上の、かつ継続的に高い収益成長が期待できるクオリティの高い企業を発掘し、相対的に割安な株価水準でポートフォリオに組み入れるよう努めています。

「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに委託します。

シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドは、シュローダー・グループの中でロンドン、ニューヨークと並んで国際運用拠点の一つと位置付けられています。シュロー

ダー・グループは、1804年に英国に創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用資産総額は約59兆円にのぼります(2017年6月末現在)。

同社は、投資対象市場や投資対象企業について実施される徹底した調査、分析によって、本来の投資価値に比べて株価水準が割安な銘柄を見極め、またマクロ分析に基づく国別配分を組み合わせ、リスクのコントロールに配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(ウエリントン)は、マサチューセッツ州ボストンに本拠を構えるアメリカの独立系投資運用会社です。その起源は1928年に遡るアメリカでも歴史のある運用会社の一つです。自社ブランドでの投信販売は行わずに、純粋に資産運用業務のみに専念しています。ウエリントン・マネージメント・グループ全体での運用資産額は約121.7兆円におよび、アメリカでも大手の一角を担っています(2017年12月末現在)。

ウエリントンでは、「専門性を持ったリサーチ」、「分散されたアルファ源泉における多様な戦略」、「統合されたリスク管理」を通じて、超過収益の獲得を目指しています。マクロ、定量、スプレッドの各チームが、独立した投資アイデアを創出するとともに、個別取引・戦略レベルとポートフォリオ・レベルでアクティブにリスクを管理しています。

各マザーファンドの運用アドバイザーの評価・選定などについて、日興グローバルラップ株式会社(日興GW)および日興アセットマネジメント アメリカズ・インクより情報提供や助言を受けます。

- ・日興GWは、月例で投資政策に関する委員会を開催し、投資環境と中長期的な市況見通しを確認しています。
- ・日興アセットマネジメント アメリカズ・インクは、運用会社に関する情報収集と評価分析をグローバルベースで実施可能な調査体制を有しており、運用会社調査に関しての豊かな経験と実績があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

##### 収益分配金の支払い

##### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### <分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

##### <日本大型株式ファンド>

##### <日本小型株式ファンド>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社

債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができます。

- 3) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。 )の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。 )を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。 )の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
  - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 八) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財

産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支払される日からその翌営業日までとします。

15)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<日本債券ファンド>

1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

2)投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

3)外貨建資産への投資は行ないません。

4)信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

5)わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

6)わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

7)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

8)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

9)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

10)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

11)信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

12)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含み

ます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

13) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<北米株式ファンド>

<欧州先進国株式ファンド>

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができます。
- 3) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13)信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14)信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ)解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ)借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ニ)解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### <海外債券ファンド>

- 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2)投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4)信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5)わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6)わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨



にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
  - 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - 14) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
    - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
    - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
  - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支払される日からその翌営業日までとします。
- 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>

<日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みま

す。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

- 3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 15) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### <日本債券グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する

市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みません。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 13) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<北米株式グローバル・ラップマザーファンド>

<欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

<アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みません。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではあ

りません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

- 3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 16) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### < 海外債券グローバル・ラップマザーファンド >

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。 )への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みま

す。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 5) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 6) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 15) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

<日本大型株式ファンド>

<北米株式ファンド>

<欧州先進国株式ファンド>

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

##### 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

##### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

##### 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<日本小型株式ファンド>

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

#### 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。

#### 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### <日本債券ファンド>

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもありま

す。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### < 海外債券ファンド >

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### < その他の留意事項 >

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場

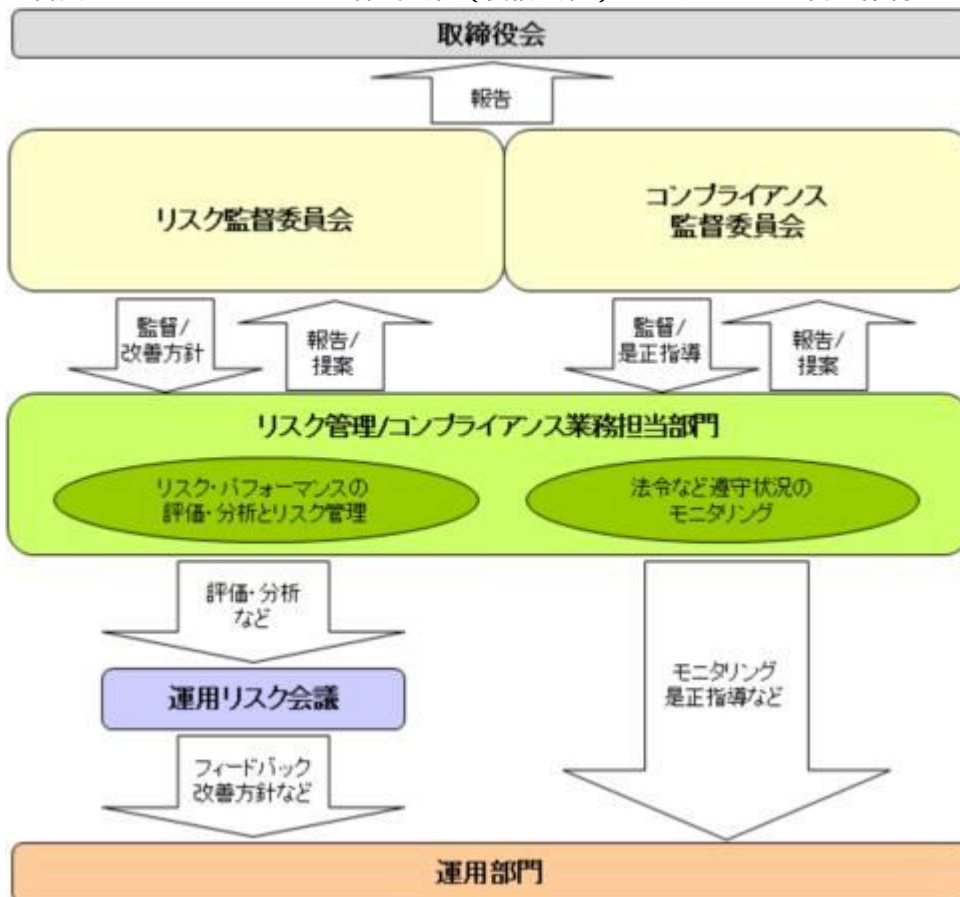


合があります。

- ・ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項  
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・ 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項  
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・ 運用制限や規制上の制限に関する事項  
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項  
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## （２）リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



### 全社リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### 運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行なっています。

#### 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は2018年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みます。)につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができます場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

<日本大型株式ファンド>

年率1.4256%(税抜1.32%)

<日本小型株式ファンド>

年率1.5336%(税抜1.42%)

<日本債券ファンド>

年率0.6696%(税抜0.62%)

<北米株式ファンド>

年率1.4256%(税抜1.32%)

<欧州先進国株式ファンド>

年率1.5336%(税抜1.42%)

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

年率1.5876%(税抜1.47%)

<海外債券ファンド>

年率1.1016%(税抜1.02%)

信託報酬の配分

信託報酬の配分(年率)は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
---------------------------

ファンド	合計	委託会社	販売会社	受託会社
日本大型株式ファンド	1.32%	1.07%	0.20%	0.05%
日本小型株式ファンド	1.42%	1.20%	0.17%	
日本債券ファンド	0.62%	0.47%	0.10%	
北米株式ファンド	1.32%	1.10%	0.17%	
欧州先進国株式ファンド	1.42%	1.24%	0.13%	
アジア太平洋先進国株式ファンド	1.47%	1.25%	0.17%	
海外債券ファンド	1.02%	0.87%	0.10%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- < 日本大型株式ファンド >
- < 日本小型株式ファンド >
- < 北米株式ファンド >
- < 欧州先進国株式ファンド >
- < アジア太平洋先進国株式ファンド >
- < 海外債券ファンド >

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

- < 日本債券ファンド >

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とするマザーファンドに係る費用 >

- ・ 組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(「日本大型株式ファンド」および「日本小型株式ファンド」は、配当控除の適用があります。その他のファンドは、配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

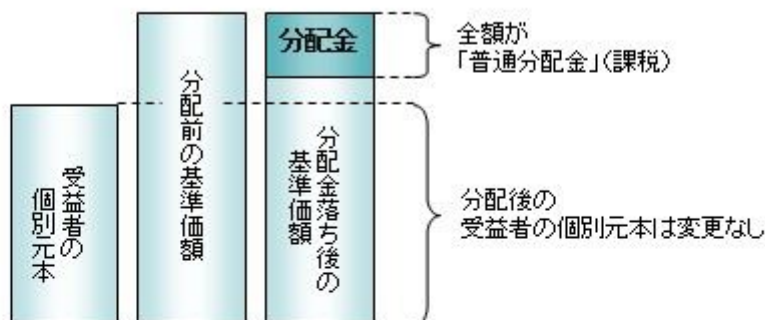
1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

## 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

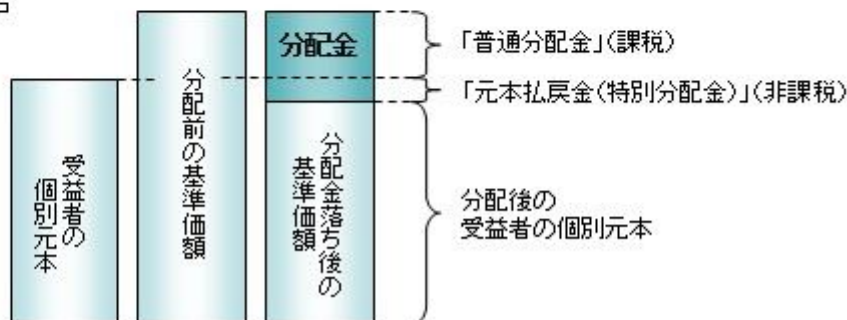
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

## イ) の場合



## ロ)、ハ) の場合



上記は2018年6月26日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## 【日本大型株式ファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	174,699,342	97.58
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		4,339,600	2.42
合計(純資産総額)		179,038,942	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	75,738,898	2.2268	168,655,378	2.3066	174,699,342	97.58

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.58
合 計	97.58

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	436	436	0.6429	0.6429
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	424	424	0.7968	0.7968
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	297	297	0.7172	0.7172
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	235	235	0.7184	0.7184
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	225	225	0.9018	0.9018
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	184	185	0.9908	0.9938
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	222	223	1.3368	1.3398
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	174	175	1.1465	1.1495
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	177	177	1.2958	1.2988
第20計算期間末 (2018年 3月26日)	172	173	1.4325	1.4355
2017年 3月末日	178		1.3000	
4月末日	179		1.3105	
5月末日	183		1.3446	
6月末日	188		1.3828	

7月末日	189		1.3847
8月末日	180		1.3748
9月末日	178		1.4305
10月末日	186		1.5042
11月末日	190		1.5371
12月末日	188		1.5626
2018年 1月末日	190		1.5768
2月末日	184		1.5259
3月末日	179		1.4823

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0000
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0000
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0000
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0000
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0030
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0030
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0030
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0030
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	0.0030

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	34.12
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	23.94
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	9.99
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.17
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	25.53
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	10.20
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	35.22
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	14.01
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	13.28
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	10.78

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	13,949,333	120,200,442
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	14,915,190	161,635,002
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	3,118,921	120,742,043
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	229,114	88,137,634
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0	76,744,400
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	341,146	64,264,578
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	523,731	20,629,304
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	291,000	14,165,374
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	317,507	15,911,184
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	245,910	16,664,343

## 【日本小型株式ファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## （１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	314,981,995	97.74
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		7,283,215	2.26
合計（純資産総額）		322,265,210	100.00

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	日本小型株式グローバル・ラップマ ザーファンド	46,091,104	6.4801	298,674,963	6.8339	314,981,995	97.74

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.74
合計	97.74



## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	338	338	1.1065	1.1065
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	320	321	1.3642	1.3672
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	250	251	1.3207	1.3237
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	229	229	1.4534	1.4564
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	219	219	1.8450	1.8480
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	226	226	2.3662	2.3712
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	256	256	3.0907	3.0957
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	238	238	3.0697	3.0747
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	268	268	3.7126	3.7176
第20計算期間末 (2018年 3月26日)	305	306	4.6903	4.6953
2017年 3月末日	270		3.7434	
4月末日	272		3.7745	
5月末日	283		3.9223	
6月末日	287		4.0870	
7月末日	295		4.1919	
8月末日	291		4.2395	
9月末日	294		4.4705	
10月末日	305		4.6378	
11月末日	319		4.8689	
12月末日	331		5.0832	
2018年 1月末日	343		5.2709	
2月末日	330		5.0641	
3月末日	322		4.9394	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
---	----	--------------

第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0030
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0030
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0030
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0030
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0050
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0050
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0050
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0050
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	0.0050

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	23.91
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	23.56
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	2.97
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	10.27
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	27.15
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	28.52
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	30.83
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.52
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	21.11
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	26.47

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	4,321,177	51,447,270
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	1,914,272	72,513,170
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	536,442	46,004,850
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	460,925	32,511,707
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	289,436	39,138,510
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	506,018	23,762,351
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	157,196	12,881,899
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	112,176	5,485,316
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	97,714	5,411,265
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	75,108	7,121,344

## 【日本債券ファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ( 1 ) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	48,104,955	97.34
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		1,314,955	2.66
合計（純資産総額）		49,419,910	100.00

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	34,735,328	1.3859	48,139,691	1.3849	48,104,955	97.34

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.34
合計	97.34

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	256	256	1.0126	1.0156

第12計算期間末	(2010年 3月25日)	181	182	1.0331	1.0361
第13計算期間末	(2011年 3月25日)	149	149	1.0381	1.0411
第14計算期間末	(2012年 3月26日)	111	112	1.0594	1.0624
第15計算期間末	(2013年 3月25日)	91	91	1.0941	1.0971
第16計算期間末	(2014年 3月25日)	71	71	1.0988	1.1018
第17計算期間末	(2015年 3月25日)	65	65	1.1302	1.1332
第18計算期間末	(2016年 3月25日)	61	61	1.1892	1.1922
第19計算期間末	(2017年 3月27日)	54	54	1.1669	1.1699
第20計算期間末	(2018年 3月26日)	49	49	1.1754	1.1784
	2017年 3月末日	54		1.1660	
	4月末日	54		1.1725	
	5月末日	54		1.1704	
	6月末日	54		1.1675	
	7月末日	54		1.1673	
	8月末日	52		1.1734	
	9月末日	49		1.1696	
	10月末日	49		1.1688	
	11月末日	50		1.1716	
	12月末日	49		1.1723	
	2018年 1月末日	49		1.1702	
	2月末日	49		1.1752	
	3月末日	49		1.1745	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0030
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0030
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0030
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0030
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0030
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0030
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0030
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0030
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0030
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	0.0030

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.23

第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	2.32
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.77
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	2.34
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	3.56
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.70
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	3.13
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	5.49
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	1.62
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	0.99

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	18,780,101	93,843,954
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	19,656,762	96,443,811
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	6,069,514	38,416,198
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	3,790,438	41,837,133
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	348,206	22,307,483
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	197,084	18,654,193
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	133,941	7,788,508
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	850,397	6,728,059
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	96,625	5,204,937
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	88,047	4,755,626

#### 【北米株式ファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### （１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	108,834,378	97.57
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		2,707,825	2.43
合計（純資産総額）		111,542,203	100.00

#### （２）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	41,783,844	2.5275	105,608,665	2.6047	108,834,378	97.57

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.57
合 計	97.57

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	172	172	0.4304	0.4304
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	198	198	0.6032	0.6032
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	154	154	0.6061	0.6061
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	133	133	0.6458	0.6458
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	138	138	0.8297	0.8297
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	151	151	1.1103	1.1133
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	146	146	1.4702	1.4732
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	116	116	1.2649	1.2679
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	119	119	1.4090	1.4120
第20計算期間末 (2018年 3月26日)	108	108	1.5236	1.5266
2017年 3月末日	122		1.4455	
4月末日	123		1.4508	
5月末日	124		1.4684	
6月末日	125		1.4884	
7月末日	127		1.5019	
8月末日	120		1.4948	

9月末日	116		1.5529
10月末日	118		1.5928
11月末日	119		1.6117
12月末日	118		1.6638
2018年 1月末日	118		1.6742
2月末日	114		1.6148
3月末日	111		1.5687

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0000
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0000
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0000
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0000
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0030
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0030
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0030
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0030
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	0.0030

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	40.33
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	40.15
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.48
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	6.55
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	28.48
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	34.18
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	32.68
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	13.76
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	11.63
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	8.35

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	28,292,463	66,143,756
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	21,937,430	93,013,320
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	7,457,946	81,749,909
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	465,482	49,683,435
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0	39,611,120
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	29,728	30,388,244
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	303,888	36,939,370
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	157,750	7,974,544
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	168,595	7,111,244
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	139,610	13,952,214

### 【欧州先進国株式ファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	98,583,572	97.61
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		2,418,725	2.39
合計(純資産総額)		101,002,297	100.00

#### (2) 【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	29,653,654	3.2690	96,937,794	3.3245	98,583,572	97.61

##### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.61
合計	97.61

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。



## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	216	216	0.5506	0.5506
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	248	248	0.7642	0.7642
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	205	205	0.7825	0.7825
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	170	170	0.7682	0.7682
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	187	187	1.0219	1.0219
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	194	194	1.2805	1.2835
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	134	134	1.5195	1.5225
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	108	108	1.3170	1.3200
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	103	103	1.3896	1.3926
第20計算期間末 (2018年 3月26日)	99	99	1.5435	1.5465
2017年 3月末日	104		1.4010	
4月末日	108		1.4521	
5月末日	112		1.5160	
6月末日	114		1.5380	
7月末日	113		1.5304	
8月末日	108		1.5205	
9月末日	105		1.5877	
10月末日	106		1.6162	
11月末日	107		1.6378	
12月末日	107		1.6795	
2018年 1月末日	109		1.7073	
2月末日	104		1.6234	
3月末日	101		1.5688	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0000
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0000

第14期	2011年 3月26日 ~ 2012年 3月26日	0.0000
第15期	2012年 3月27日 ~ 2013年 3月25日	0.0000
第16期	2013年 3月26日 ~ 2014年 3月25日	0.0030
第17期	2014年 3月26日 ~ 2015年 3月25日	0.0030
第18期	2015年 3月26日 ~ 2016年 3月25日	0.0030
第19期	2016年 3月26日 ~ 2017年 3月27日	0.0030
第20期	2017年 3月28日 ~ 2018年 3月26日	0.0030

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第11期	2008年 3月26日 ~ 2009年 3月25日	45.55
第12期	2009年 3月26日 ~ 2010年 3月25日	38.79
第13期	2010年 3月26日 ~ 2011年 3月25日	2.39
第14期	2011年 3月26日 ~ 2012年 3月26日	1.83
第15期	2012年 3月27日 ~ 2013年 3月25日	33.03
第16期	2013年 3月26日 ~ 2014年 3月25日	25.60
第17期	2014年 3月26日 ~ 2015年 3月25日	18.90
第18期	2015年 3月26日 ~ 2016年 3月25日	13.13
第19期	2016年 3月26日 ~ 2017年 3月27日	5.74
第20期	2017年 3月28日 ~ 2018年 3月26日	11.29

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第11期	2008年 3月26日 ~ 2009年 3月25日	16,617,267	58,000,152
第12期	2009年 3月26日 ~ 2010年 3月25日	7,047,033	74,250,064
第13期	2010年 3月26日 ~ 2011年 3月25日	817,571	63,328,984
第14期	2011年 3月26日 ~ 2012年 3月26日	161,239	41,494,214
第15期	2012年 3月27日 ~ 2013年 3月25日	26,262	38,022,560
第16期	2013年 3月26日 ~ 2014年 3月25日	0	32,132,108
第17期	2014年 3月26日 ~ 2015年 3月25日	284,395	63,640,017
第18期	2015年 3月26日 ~ 2016年 3月25日	135,776	6,134,211
第19期	2016年 3月26日 ~ 2017年 3月27日	145,779	8,083,625
第20期	2017年 3月28日 ~ 2018年 3月26日	124,532	10,332,669

## 【アジア太平洋先進国株式ファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	91,100,596	97.52
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		2,314,848	2.48
合計（純資産総額）		93,415,444	100.00

### （２）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	13,886,651	6.5356	90,758,251	6.5603	91,100,596	97.52

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.52
合計	97.52

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第11計算期間末（2009年 3月25日）	206	206	1.1942	1.1942
第12計算期間末（2010年 3月25日）	294	297	1.9863	2.0063
第13計算期間末（2011年 3月25日）	245	248	1.9734	1.9934
第14計算期間末（2012年 3月26日）	217	220	1.9620	1.9820

第15計算期間末	(2013年 3月25日)	264	266	2.6844	2.7044
第16計算期間末	(2014年 3月25日)	245	247	2.7990	2.8190
第17計算期間末	(2015年 3月25日)	129	130	3.3569	3.3769
第18計算期間末	(2016年 3月25日)	91	92	2.6918	2.7118
第19計算期間末	(2017年 3月27日)	99	100	3.1142	3.1342
第20計算期間末	(2018年 3月26日)	92	93	3.3221	3.3421
	2017年 3月末日	103		3.2113	
	4月末日	102		3.1970	
	5月末日	100		3.1558	
	6月末日	105		3.2951	
	7月末日	105		3.3077	
	8月末日	102		3.3238	
	9月末日	96		3.3822	
	10月末日	98		3.4647	
	11月末日	98		3.4996	
	12月末日	100		3.6158	
	2018年 1月末日	100		3.6155	
	2月末日	98		3.5287	
	3月末日	93		3.3337	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0000
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0200
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0200
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0200
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0200
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0200
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0200
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0200
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0200
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	0.0200

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	42.07
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	68.00
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.36
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.44

第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	37.84
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	5.01
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	20.65
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	19.22
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	16.44
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	7.32

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	8,315,475	34,706,357
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	12,430,499	37,598,291
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	1,427,276	24,914,058
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	1,225,667	14,747,877
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	886,647	13,407,311
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	725,810	11,481,104
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	425,552	49,673,996
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	207,074	4,640,236
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	196,627	2,321,403
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	159,123	4,285,965

#### 【海外債券ファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	95,298,654	97.32
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		2,623,425	2.68
合計(純資産総額)		97,922,079	100.00

#### (2)【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	38,673,263	2.4353	94,180,997	2.4642	95,298,654	97.32

#### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.32
合 計	97.32

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第11計算期間末 (2009年 3月25日)	455	457	1.1136	1.1186
第12計算期間末 (2010年 3月25日)	373	374	1.1761	1.1811
第13計算期間末 (2011年 3月25日)	297	298	1.0909	1.0959
第14計算期間末 (2012年 3月26日)	272	273	1.1590	1.1640
第15計算期間末 (2013年 3月25日)	281	282	1.3650	1.3700
第16計算期間末 (2014年 3月25日)	271	272	1.5087	1.5137
第17計算期間末 (2015年 3月25日)	151	151	1.6954	1.7004
第18計算期間末 (2016年 3月25日)	133	133	1.6052	1.6102
第19計算期間末 (2017年 3月27日)	110	110	1.5103	1.5153
第20計算期間末 (2018年 3月26日)	96	96	1.5424	1.5474
2017年 3月末日	111		1.5259	
4月末日	112		1.5337	
5月末日	113		1.5549	
6月末日	115		1.5823	
7月末日	115		1.5788	
8月末日	111		1.6006	
9月末日	103		1.6157	
10月末日	103		1.6162	

11月末日	102		1.6174
12月末日	102		1.6352
2018年 1月末日	100		1.5991
2月末日	97		1.5582
3月末日	97		1.5601

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	0.0050
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	0.0050
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	0.0050
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	0.0050
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	0.0050
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	0.0050
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	0.0050
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	0.0050
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	0.0050
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	0.0050

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	9.60
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	6.06
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	6.82
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	6.70
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	18.21
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	10.89
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	12.71
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	5.03
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	5.60
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	2.46

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
---	----	---------	---------

第11期	2008年 3月26日～2009年 3月25日	15,123,890	90,538,514
第12期	2009年 3月26日～2010年 3月25日	3,185,765	94,807,979
第13期	2010年 3月26日～2011年 3月25日	2,198,429	46,920,939
第14期	2011年 3月26日～2012年 3月26日	1,545,202	38,828,381
第15期	2012年 3月27日～2013年 3月25日	965,895	30,136,836
第16期	2013年 3月26日～2014年 3月25日	696,776	27,064,492
第17期	2014年 3月26日～2015年 3月25日	520,102	91,192,462
第18期	2015年 3月26日～2016年 3月25日	201,104	6,346,245
第19期	2016年 3月26日～2017年 3月27日	197,183	10,092,182
第20期	2017年 3月28日～2018年 3月26日	183,508	10,602,929

(参考)

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	30,655,535,530	98.49
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		468,490,464	1.51
合計(純資産総額)		31,124,025,994	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	235,500	4,884.28	1,150,248,468	4,900.00	1,153,950,000	3.71
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	309,300	3,487.00	1,078,529,100	3,660.00	1,132,038,000	3.64
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,606,200	687.90	1,104,904,980	697.00	1,119,521,400	3.60
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	184,300	4,446.01	819,401,088	4,458.00	821,609,400	2.64
日本	株式	キーエンス	電気機器	12,200	63,520.00	774,944,000	66,040.00	805,688,000	2.59
日本	株式	三菱商事	卸売業	279,500	2,817.31	787,439,876	2,862.00	799,929,000	2.57
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	107,700	6,642.00	715,343,400	6,825.00	735,052,500	2.36
日本	株式	日本電産	電気機器	44,600	15,860.00	707,356,000	16,390.00	730,994,000	2.35
日本	株式	日立製作所	電気機器	934,000	756.10	706,197,400	770.80	719,927,200	2.31



日本	株式	ダイキン工業	機械	57,900	11,500.00	665,850,000	11,735.00	679,456,500	2.18
日本	株式	ソニー	電気機器	131,300	5,079.00	666,872,700	5,146.00	675,669,800	2.17
日本	株式	花王	化学	84,500	7,458.00	630,201,000	7,981.00	674,394,500	2.17
日本	株式	パナソニック	電気機器	442,700	1,570.50	695,260,350	1,521.00	673,346,700	2.16
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	140,000	4,776.26	668,677,529	4,735.00	662,900,000	2.13
日本	株式	小野薬品工業	医薬品	198,300	3,181.00	630,792,300	3,294.00	653,200,200	2.10
日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	122,300	5,128.00	627,154,400	5,329.00	651,736,700	2.09
日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	113,600	5,450.00	619,120,000	5,667.00	643,771,200	2.07
日本	株式	丸井グループ	小売業	273,200	1,978.00	540,389,600	2,168.00	592,297,600	1.90
日本	株式	日本航空	空運業	134,000	4,204.00	563,336,000	4,282.00	573,788,000	1.84
日本	株式	スズキ	輸送用機器	99,100	5,567.00	551,689,700	5,730.00	567,843,000	1.82
日本	株式	信越化学工業	化学	51,300	10,710.00	549,423,000	11,005.00	564,556,500	1.81
日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	225,500	2,269.00	511,659,500	2,336.50	526,880,750	1.69
日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	308,600	1,657.72	511,574,142	1,688.50	521,071,100	1.67
日本	株式	第一三共	医薬品	133,400	3,521.00	469,701,400	3,526.00	470,368,400	1.51
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	112,800	3,878.00	437,438,400	4,100.00	462,480,000	1.49
日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	169,400	2,714.47	459,832,728	2,716.50	460,175,100	1.48
日本	株式	三菱地所	不動産業	243,000	1,800.97	437,637,726	1,798.50	437,035,500	1.40
日本	株式	ローム	電気機器	42,900	9,990.00	428,571,000	10,130.00	434,577,000	1.40
日本	株式	ニチレイ	食料品	143,200	2,803.22	401,421,544	2,940.00	421,008,000	1.35
日本	株式	三井物産	卸売業	225,700	1,790.00	404,003,000	1,822.50	411,338,250	1.32

#### □.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	3.35
		食料品	3.82
		繊維製品	0.94
		化学	7.47
		医薬品	6.20
		石油・石炭製品	0.99
		ゴム製品	1.31
		ガラス・土石製品	1.18
		鉄鋼	1.69
		非鉄金属	1.06
		機械	4.14
		電気機器	15.06
		輸送用機器	9.89
		精密機器	0.64
		その他製品	2.31
		電気・ガス業	1.17
		陸運業	2.15
		海運業	0.59
		空運業	1.84

	情報・通信業	8.32
	卸売業	3.89
	小売業	4.08
	銀行業	7.37
	保険業	4.79
	その他金融業	0.80
	不動産業	2.52
	サービス業	0.91
合 計		98.49

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	10,039,128,500	97.74
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		232,173,935	2.26
合計（純資産総額）		10,271,302,435	100.00

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	デジタルガレージ	情報・通信業	71,500	3,405.00	243,457,500	3,560.00	254,540,000	2.48
日本	株式	ベルシステム24ホールディングス	サービス業	158,000	1,447.00	228,626,000	1,577.00	249,166,000	2.43
日本	株式	エレコム	電気機器	90,600	2,368.00	214,540,800	2,541.00	230,214,600	2.24
日本	株式	ユースン精機	機械	133,000	1,677.50	223,107,500	1,727.00	229,691,000	2.24
日本	株式	ベネフィット・ワン	サービス業	78,000	2,896.00	225,888,000	2,943.00	229,554,000	2.23

日本	株式	トーカロ	金属製品	176,400	1,274.00	224,733,600	1,297.00	228,790,800	2.23
日本	株式	日精イー・エス・ビー機械	機械	30,600	7,160.00	219,096,000	7,390.00	226,134,000	2.20
日本	株式	ミライト・ホールディングス	建設業	130,000	1,631.00	212,030,000	1,694.00	220,220,000	2.14
日本	株式	日本ユニシス	情報・通信業	95,100	2,209.00	210,075,900	2,294.00	218,159,400	2.12
日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	47,500	4,210.00	199,975,000	4,535.00	215,412,500	2.10
日本	株式	キトー	機械	106,600	1,862.00	198,489,200	1,985.00	211,601,000	2.06
日本	株式	日本電子	電気機器	216,000	917.00	198,072,000	979.00	211,464,000	2.06
日本	株式	オブテックスグループ	電気機器	72,000	2,525.00	181,800,000	2,811.00	202,392,000	1.97
日本	株式	タケエイ	サービス業	151,200	1,192.00	180,230,400	1,298.00	196,257,600	1.91
日本	株式	セーレン	繊維製品	96,800	1,817.00	175,885,600	1,987.00	192,341,600	1.87
日本	株式	阪和興業	卸売業	41,300	4,300.00	177,590,000	4,480.00	185,024,000	1.80
日本	株式	PALTAC	卸売業	32,300	5,200.00	167,960,000	5,700.00	184,110,000	1.79
日本	株式	ハマキョウレックス	陸運業	50,000	3,420.00	171,000,000	3,580.00	179,000,000	1.74
日本	株式	バルコ	小売業	124,400	1,331.00	165,576,400	1,426.00	177,394,400	1.73
日本	株式	リログループ	サービス業	60,000	2,854.00	171,240,000	2,946.00	176,760,000	1.72
日本	株式	富士機械製造	機械	83,700	1,992.00	166,730,400	2,084.00	174,430,800	1.70
日本	株式	前田工織	その他製品	100,400	1,644.00	165,057,600	1,722.00	172,888,800	1.68
日本	株式	日特エンジニアリング	機械	41,600	3,755.00	156,208,000	4,120.00	171,392,000	1.67
日本	株式	トラスコ中山	卸売業	64,400	2,493.00	160,549,200	2,637.00	169,822,800	1.65
日本	株式	タムラ製作所	電気機器	207,500	742.00	153,965,000	814.00	168,905,000	1.64
日本	株式	ダイヘン	電気機器	198,000	778.00	154,044,000	817.00	161,766,000	1.57
日本	株式	サトーホールディングス	機械	47,700	3,280.00	156,456,000	3,365.00	160,510,500	1.56
日本	株式	フォスター電機	電気機器	61,500	2,584.00	158,916,000	2,599.00	159,838,500	1.56
日本	株式	ミマキエンジニアリング	電気機器	196,400	762.00	149,656,800	790.00	155,156,000	1.51
日本	株式	オープンハウス	不動産業	23,000	6,410.00	147,430,000	6,600.00	151,800,000	1.48

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	2.14
		繊維製品	3.53
		化学	3.70
		ガラス・土石製品	1.32
		金属製品	3.04
		機械	11.43
		電気機器	16.89
		輸送用機器	2.18
		精密機器	0.59
		その他製品	6.87
		電気・ガス業	1.07
		陸運業	1.74
		情報・通信業	7.14
		卸売業	12.74

	小売業	3.16
	保険業	0.98
	不動産業	1.93
	サービス業	17.30
合 計		97.74

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	40,263,774,300	80.34
	インドネシア	100,486,000	0.20
	小計	40,364,260,300	80.54
地方債証券	日本	526,663,000	1.05
社債券	日本	7,668,745,954	15.30
	アメリカ	99,990,000	0.20
	ドイツ	100,187,030	0.20
	イタリア	200,006,000	0.40
	フランス	412,067,000	0.82
	スペイン	201,252,000	0.40
	シンガポール	100,014,000	0.20
	韓国	100,091,836	0.20
小計	8,882,353,820	17.72	
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		341,724,868	0.68
合計（純資産総額）		50,115,001,988	100.00

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第386回利付国債(2年)	8,300,000,000	100.47	8,339,416,000	100.46	8,338,844,000	0.100	2020/3/15	16.64
日本	国債証券	第135回利付国債(5年)	3,800,000,000	101.03	3,839,358,500	101.04	3,839,786,000	0.100	2023/3/20	7.66
日本	国債証券	第127回利付国債(20年)	2,400,000,000	122.21	2,933,184,000	122.17	2,932,128,000	1.900	2031/3/20	5.85
日本	国債証券	第163回利付国債(20年)	2,530,000,000	101.70	2,573,033,500	101.61	2,570,783,600	0.600	2037/12/20	5.13
日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	2,450,000,000	100.58	2,464,430,500	100.59	2,464,577,500	0.100	2028/3/20	4.92
日本	国債証券	第57回利付国債(30年)	2,210,000,000	101.57	2,244,713,000	101.70	2,247,768,900	0.800	2047/12/20	4.49
日本	国債証券	第159回利付国債(20年)	1,900,000,000	102.47	1,947,076,000	102.41	1,945,828,000	0.600	2036/12/20	3.88
日本	国債証券	第335回利付国債(10年)	1,850,000,000	103.75	1,919,412,000	103.73	1,919,097,500	0.500	2024/9/20	3.83
日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	1,800,000,000	100.96	1,817,388,000	100.93	1,816,776,000	0.100	2026/9/20	3.63
日本	国債証券	第747回国庫短期証券	1,400,000,000	100.03	1,400,525,000	100.03	1,400,525,000		2018/6/25	2.79
日本	国債証券	第334回利付国債(10年)	1,120,000,000	104.38	1,169,145,600	104.24	1,167,555,200	0.600	2024/6/20	2.33
日本	国債証券	第151回利付国債(20年)	920,000,000	113.64	1,045,543,200	113.60	1,045,129,200	1.200	2034/12/20	2.09
日本	国債証券	第10回利付国債(40年)	870,000,000	100.51	874,512,900	100.72	876,316,200	0.900	2057/3/20	1.75
日本	国債証券	第56回利付国債(30年)	810,000,000	101.82	824,750,100	101.82	824,742,000	0.800	2047/9/20	1.65
日本	国債証券	第385回利付国債(2年)	800,000,000	100.49	803,936,000	100.45	803,600,000	0.100	2020/2/15	1.60
日本	国債証券	第45回利付国債(30年)	600,000,000	120.02	720,161,200	120.03	720,186,000	1.500	2044/12/20	1.44
日本	国債証券	第121回利付国債(20年)	500,000,000	121.89	609,450,000	121.56	607,815,000	1.900	2030/9/20	1.21
日本	国債証券	第157回利付国債(20年)	600,000,000	96.03	576,180,000	95.79	574,746,000	0.200	2036/6/20	1.15
日本	国債証券	第158回利付国債(20年)	500,000,000	101.02	505,125,000	100.85	504,260,000	0.500	2036/9/20	1.01
日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	360,000,000	115.53	415,911,600	115.23	414,849,600	1.300	2035/6/20	0.83
日本	国債証券	第123回利付国債(20年)	300,000,000	124.75	374,250,000	124.40	373,221,000	2.100	2030/12/20	0.74
日本	国債証券	第55回利付国債(30年)	360,000,000	101.93	366,951,600	101.93	366,948,000	0.800	2047/6/20	0.73
日本	国債証券	第155回利付国債(20年)	270,000,000	110.29	297,807,300	110.01	297,043,200	1.000	2035/12/20	0.59
日本	国債証券	第8回利付国債(40年)	220,000,000	117.45	258,403,200	117.45	258,390,000	1.400	2055/3/20	0.52
日本	国債証券	第126回利付国債(20年)	200,000,000	123.78	247,574,000	123.44	246,886,000	2.000	2031/3/20	0.49
日本	国債証券	第133回利付国債(20年)	200,000,000	121.79	243,580,000	121.52	243,040,000	1.800	2031/12/20	0.48
日本	国債証券	第162回利付国債(20年)	220,000,000	101.95	224,303,200	101.77	223,900,600	0.600	2037/9/20	0.45
日本	社債券	第6回株式会社リソナ銀行無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	103.73	207,460,000	103.69	207,398,000	2.084	2020/3/4	0.41
日本	社債券	第4回三井住友海上火災保険利払繰延・期限前償還条件付無(劣後特約付)	200,000,000	100.87	201,746,000	100.64	201,296,000	1.170	2077/12/10	0.40

スペイン	社債券	第1回バンコ・サ ンタンデール・エ セ・アー非上位円 貨社債(201 7)	200,000,000	100.35	200,718,000	100.62	201,252,000	0.568	2023/1/11	0.40
------	-----	---	-------------	--------	-------------	--------	-------------	-------	-----------	------

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	80.54
地方債証券	1.05
社債券	17.72
合計	99.32

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	20,093,206,421	89.34
	カナダ	647,654,142	2.88
	オランダ	180,900,163	0.80
	アイルランド	105,053,672	0.47
	イギリス	185,153,346	0.82
	シンガポール	371,636,349	1.65
	ジャージー	233,723,567	1.04
	小計	21,817,327,660	97.01
投資証券	アメリカ	462,688,655	2.06
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		210,824,309	0.94
合計(純資産総額)		22,490,840,624	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		24,487,852	0.11

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	ソフトウェア・サービス	7,870	108,531.59	854,143,667	109,617.36	862,688,699	3.84
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	3,844	158,888.29	610,766,604	153,765.40	591,074,204	2.63
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	44,831	11,368.74	509,672,090	11,683.21	523,770,113	2.33
アメリカ	株式	ADOBE SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	21,962	22,843.72	501,693,885	22,956.33	504,167,122	2.24
アメリカ	株式	MASTERCARD INC	ソフトウェア・サービス	25,606	18,255.21	467,443,143	18,608.99	476,502,013	2.12
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	35,541	12,430.07	441,777,473	12,708.42	451,670,268	2.01
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	90,748	4,497.13	408,106,388	4,614.00	418,711,562	1.86
アメリカ	株式	TD AMERITRADE HOLDING CORP	各種金融	61,025	6,031.24	368,056,714	6,292.59	384,005,622	1.71
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	21,366	17,523.22	374,401,238	17,824.94	380,847,822	1.69
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	38,010	9,262.00	352,048,742	9,696.52	368,564,908	1.64
アメリカ	株式	NRG ENERGY INC	公益事業	111,228	3,164.88	352,024,341	3,243.50	360,768,819	1.60
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	64,397	5,416.11	348,781,571	5,568.03	358,564,969	1.59
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	54,751	6,340.40	347,143,415	6,473.20	354,414,348	1.58
アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	52,378	6,296.84	329,816,137	6,620.87	346,788,285	1.54
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	30,251	10,768.48	325,757,482	11,037.27	333,888,564	1.48
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	26,813	12,157.04	325,966,799	12,355.71	331,293,706	1.47
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	26,789	12,002.99	321,548,239	12,115.60	324,565,066	1.44
アメリカ	株式	HUMANA INC	ヘルスケア機器・サービス	11,255	27,792.38	312,803,282	28,560.49	321,448,419	1.43
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	37,721	7,942.50	299,599,133	8,219.78	310,058,653	1.38
アメリカ	株式	ANADARKO PETROLEUM CORP	エネルギー	46,529	6,540.13	304,305,913	6,417.95	298,621,186	1.33
アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	41,570	7,213.69	299,873,343	7,171.20	298,106,784	1.33
カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	エネルギー	80,568	3,534.10	284,735,530	3,665.08	295,288,665	1.31
アメリカ	株式	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	家庭用品・パーソナル用品	17,845	15,277.31	272,623,632	15,906.25	283,847,081	1.26
アメリカ	株式	L3 TECHNOLOGIES INC	資本財	12,815	21,428.60	274,607,612	22,097.92	283,184,845	1.26

アメリカ	株式	SYNCHRONY FINANCIAL	各種金融	78,811	3,453.86	272,202,350	3,562.22	280,742,688	1.25
アメリカ	株式	ACTIVISION BLIZZARD INC	ソフトウェア・サービス	38,303	7,228.56	276,875,901	7,166.95	274,515,701	1.22
シンガポール	株式	BROADCOM LTD	半導体・半導体製造装置	10,948	25,761.07	282,032,251	25,035.45	274,088,172	1.22
アメリカ	株式	AMDOCS LTD	ソフトウェア・サービス	37,843	6,979.96	264,142,929	7,088.33	268,243,778	1.19
アメリカ	株式	CSX CORP	運輸	45,192	5,765.64	260,561,020	5,918.63	267,474,745	1.19
アメリカ	株式	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	素材	15,822	16,790.16	265,654,063	16,895.34	267,318,183	1.19

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	7.39
		素材	3.87
		資本財	6.93
		商業・専門サービス	0.75
		運輸	2.13
		自動車・自動車部品	1.04
		耐久消費財・アパレル	0.84
		消費者サービス	3.53
		メディア	2.25
		小売	5.25
		食品・生活必需品小売り	0.33
		食品・飲料・タバコ	4.30
		家庭用品・パーソナル用品	1.26
		ヘルスケア機器・サービス	4.66
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.66
		銀行	5.98
		各種金融	5.81
		保険	1.58
		ソフトウェア・サービス	22.00
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.87		
公益事業	2.26		
半導体・半導体製造装置	3.30		
投資証券			2.06
合計			99.06

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの



資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	230,539.00	24,482,202	24,487,852	0.11

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

#### 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	ドイツ	2,549,398,634	12.08
	イタリア	714,746,731	3.39
	フランス	2,507,375,682	11.88
	オランダ	1,168,594,275	5.54
	スペイン	1,179,971,476	5.59
	ベルギー	537,817,483	2.55
	アイルランド	771,416,517	3.65
	ポルトガル	429,246,358	2.03
	イギリス	5,514,568,370	26.13
	スイス	2,862,099,156	13.56
	スウェーデン	1,073,997,123	5.09
	ノルウェー	135,462,671	0.64
	デンマーク	666,889,973	3.16
	バミューダ	331,661,077	1.57
ジャージー	247,431,132	1.17	
	小計	20,690,676,658	98.03
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		416,819,467	1.97
合計（純資産総額）		21,107,496,125	100.00

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建		82,872,457	0.39
	売建		82,998,328	0.39

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	102,364	8,205.02	839,898,770	8,418.77	861,779,443	4.08
イギリス	株式	BEAZLEY PLC/UK	保険	739,201	819.36	605,674,835	852.85	630,429,938	2.99
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	755,780	688.31	520,211,370	713.31	539,109,740	2.55
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	21,489	24,047.28	516,752,000	24,392.40	524,168,348	2.48
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・アパレル	14,538	31,703.30	460,902,692	32,656.10	474,754,440	2.25
オランダ	株式	AKZO NOBEL	素材	46,239	9,924.74	458,910,090	10,016.10	463,134,670	2.19
イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	48,870	8,729.46	426,609,004	8,981.00	438,901,744	2.08
ドイツ	株式	LINDE AG - TENDER	素材	19,366	22,847.52	442,465,189	22,331.97	432,480,970	2.05
ドイツ	株式	BAYER AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	35,448	11,792.48	418,019,902	11,980.43	424,682,311	2.01
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	1,460,108	288.26	420,891,154	289.07	422,083,709	2.00
フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	53,105	7,732.00	410,608,115	7,853.38	417,054,191	1.98
スウェーデン	株式	ERICSSON LM-B SHS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	590,562	684.49	404,238,863	671.55	396,594,746	1.88
ベルギー	株式	KBC GROEP NV	銀行	42,773	9,193.82	393,247,639	9,230.37	394,810,804	1.87
フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・パーソナル用品	16,421	22,964.99	377,108,166	23,930.84	392,968,356	1.86
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	41,989	9,000.65	377,928,679	9,311.29	390,972,041	1.85
スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	各種金融	208,432	1,845.85	384,734,499	1,869.78	389,723,517	1.85
フランス	株式	DANONE	食品・飲料・タバコ	45,108	8,374.16	377,741,754	8,579.07	386,985,123	1.83
スペイン	株式	AENA SA	運輸	17,808	21,189.92	377,350,131	21,359.59	380,371,721	1.80
イギリス	株式	TESCO PLC	食品・生活必需品小売り	1,183,439	301.99	357,394,270	306.46	362,678,562	1.72
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	41,096	8,380.92	344,422,387	8,601.35	353,481,318	1.67
スウェーデン	株式	COM HEM HOLDING AB	電気通信サービス	202,697	1,695.38	343,649,250	1,715.68	347,764,810	1.65
アイルランド	株式	PADDY POWER BETFAIR PLC	消費者サービス	30,934	10,976.94	339,560,971	10,865.32	336,107,809	1.59
イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	179,473	1,841.37	330,477,303	1,864.86	334,693,770	1.59
バミューダ	株式	HISCOX LTD	保険	153,043	2,156.69	330,066,553	2,167.11	331,661,077	1.57
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	63,307	5,180.33	327,951,373	5,209.22	329,780,407	1.56
スウェーデン	株式	ESSITY AKTIEBOLAG-B	家庭用品・パーソナル用品	112,646	2,795.60	314,913,946	2,926.31	329,637,567	1.56

ドイツ	株式	DEUTSCHE BOERSE AG	各種金融	22,160	14,200.57	314,684,764	14,435.51	319,890,946	1.52
スペイン	株式	AMADEUS IT GROUP SA	ソフトウェア・サービス	39,701	7,760.71	308,108,313	7,828.58	310,802,836	1.47
イギリス	株式	JUST EAT PLC	ソフトウェア・サービス	292,407	1,046.34	305,958,661	1,039.49	303,956,654	1.44
スペイン	株式	CELLNEX TELECOM SAU	電気通信サービス	104,112	2,902.76	302,212,649	2,830.97	294,738,865	1.40

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	5.82
		素材	8.66
		資本財	4.65
		商業・専門サービス	2.26
		運輸	2.49
		自動車・自動車部品	0.95
		耐久消費財・アパレル	3.98
		消費者サービス	3.82
		メディア	2.65
		小売	0.68
		食品・生活必需品小売り	2.65
		食品・飲料・タバコ	6.48
		家庭用品・パーソナル用品	5.50
		ヘルスケア機器・サービス	1.00
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.26
		銀行	8.50
		各種金融	6.01
		保険	4.56
		不動産	0.79
		ソフトウェア・サービス	7.16
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.88		
電気通信サービス	6.39		
公益事業	2.87		
合計			98.03

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)

為替予約取引	ユーロ	買建	29,763.70	3,896,946	3,884,758	0.02
	英ポンド	買建	530,759.98	79,593,211	78,987,699	0.37
	ユーロ	売建	522,914.00	68,655,364	68,250,734	0.32
	英ポンド	売建	26,057.82	3,896,946	3,877,924	0.02
	スウェーデンクローナ	売建	547,281.90	6,999,735	6,945,007	0.03
	デンマーククローネ	売建	224,138.43	3,938,112	3,924,663	0.02

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	128,316,565	2.06
	アイルランド	169,292,827	2.72
	イギリス	93,783,456	1.51
	ケイマン	156,162,111	2.51
	オーストラリア	3,126,596,005	50.24
	バミューダ	141,341,483	2.27
	ニュージーランド	95,901,509	1.54
	香港	1,195,719,025	19.21
	シンガポール	653,653,674	10.50
	中国	151,601,152	2.44
	小計	5,912,367,807	95.01
投資証券	オーストラリア	134,203,801	2.16
	シンガポール	73,745,052	1.19
	小計	207,948,853	3.34
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		102,864,368	1.65
合計（純資産総額）		6,223,181,028	100.00

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	513,400	894.31	459,142,348	899.05	461,575,350	7.42
オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	161,990	2,349.35	380,572,535	2,303.62	373,164,797	6.00

オーストラリア	株式	CSL LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	23,260	12,963.52	301,531,591	12,694.86	295,282,527	4.74
オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	114,108	2,355.89	268,826,011	2,337.10	266,682,857	4.29
オーストラリア	株式	AUST AND NZ BANKING GROUP	銀行	117,550	2,261.98	265,895,984	2,193.38	257,832,712	4.14
オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	銀行	35,126	5,945.66	208,847,415	5,904.83	207,413,220	3.33
オーストラリア	株式	BRAMBLES LTD	商業・専門サービス	234,304	794.55	186,166,665	814.96	190,949,981	3.07
シンガポール	株式	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	銀行	165,900	1,042.72	172,988,476	1,038.67	172,316,415	2.77
アイルランド	株式	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC-CDI	素材	90,649	1,843.06	167,072,108	1,867.56	169,292,827	2.72
オーストラリア	株式	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	77,551	2,167.25	168,072,901	2,146.84	166,489,697	2.68
オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	素材	24,622	5,997.11	147,660,852	5,936.68	146,172,984	2.35
香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	消費者サービス	151,000	943.73	142,504,438	964.72	145,673,475	2.34
バミューダ	株式	JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	資本財	34,700	4,072.17	141,304,618	4,073.24	141,341,483	2.27
オーストラリア	株式	WESFARMERS LTD	食品・生活必需品小売り	41,101	3,414.20	140,327,223	3,393.78	139,488,146	2.24
オーストラリア	株式	ASX LTD	各種金融	29,648	4,604.80	136,523,329	4,577.85	135,724,381	2.18
オーストラリア	投資証券	LENDLEASE GROUP		94,942	1,391.48	132,110,501	1,413.53	134,203,801	2.16
オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	56,155	2,365.69	132,845,333	2,326.49	130,644,237	2.10
アメリカ	株式	RESMED INC-CDI	ヘルスケア機器・サービス	127,132	1,014.21	128,939,461	1,009.31	128,316,565	2.06
シンガポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK LTD	銀行	57,392	2,219.94	127,407,255	2,228.04	127,872,245	2.05
香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	耐久消費財・アパレル	205,000	590.34	121,020,520	619.45	126,988,275	2.04
香港	株式	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	不動産	169,900	731.99	124,365,713	731.99	124,365,713	2.00
香港	株式	SWIRE PROPERTIES LTD	不動産	327,200	379.79	124,269,578	372.35	121,832,920	1.96
シンガポール	株式	CITY DEVELOPMENTS LTD	不動産	114,000	1,043.53	118,963,286	1,053.26	120,071,640	1.93
シンガポール	株式	VENTURE CORP LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	52,700	2,238.58	117,973,303	2,277.47	120,022,785	1.93
オーストラリア	株式	COMPUTERSHARE LTD	ソフトウェア・サービス	83,748	1,411.90	118,243,919	1,413.53	118,380,696	1.90
オーストラリア	株式	INCITEC PIVOT LTD	素材	412,198	295.60	121,849,521	286.62	118,146,911	1.90
香港	株式	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産	70,000	1,720.93	120,465,380	1,678.96	117,527,200	1.89
シンガポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信サービス	415,220	274.65	114,043,412	273.03	113,370,589	1.82
オーストラリア	株式	CROWN RESORTS LTD	消費者サービス	109,045	1,029.73	112,287,192	1,036.26	112,999,561	1.82
ケイマン	株式	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	資本財	87,772	1,283.59	112,663,437	1,271.40	111,593,847	1.79

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	1.48
		素材	15.45
		資本財	4.06
		商業・専門サービス	3.07
		耐久消費財・アパレル	2.04
		消費者サービス	4.87
		食品・生活必需品小売り	4.92
		ヘルスケア機器・サービス	2.06
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.74
		銀行	21.76
		各種金融	2.18
		保険	10.93
		不動産	7.77
		ソフトウェア・サービス	3.61
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.93
		電気通信サービス	2.57
公益事業	1.54		
投資証券			3.34
合計			98.35

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	2,888,955,120	26.09
	カナダ	245,541,288	2.22
	メキシコ	108,420,579	0.98
	ドイツ	727,872,521	6.57
	イタリア	1,138,030,217	10.28
	フランス	1,129,160,082	10.20

	オランダ	333,485,566	3.01
	スペイン	681,292,960	6.15
	ベルギー	290,542,488	2.62
	オーストリア	151,431,531	1.37
	フィンランド	144,417,234	1.30
	アイルランド	69,369,716	0.63
	イギリス	763,408,540	6.89
	スイス	14,216,037	0.13
	スウェーデン	72,134,825	0.65
	ノルウェー	50,383,902	0.46
	デンマーク	157,819,025	1.43
	キプロス	5,666,872	0.05
	ポーランド	92,400,484	0.83
	オーストラリア	116,878,987	1.06
	ニュージーランド	246,862,125	2.23
	シンガポール	81,399,983	0.74
	マレーシア	62,369,519	0.56
	小計	9,572,059,601	86.44
特殊債券	アメリカ	17,371,523	0.16
	ドイツ	51,219,750	0.46
	小計	68,591,273	0.62
社債券	アメリカ	834,848,733	7.54
	カナダ	86,215,659	0.78
	ドイツ	39,488,591	0.36
	フランス	26,244,596	0.24
	スペイン	34,502,994	0.31
	イギリス	40,574,567	0.37
	スウェーデン	79,020,108	0.71
	ジャージー	36,545,600	0.33
	小計	1,177,440,848	10.63
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		255,016,313	2.30
合計（純資産総額）		11,073,108,035	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	2,284,674,652	20.63
	買建	カナダ	164,681,739	1.49
	買建	ドイツ	579,725,463	5.24
	買建	オーストラリア	152,785,584	1.38
	売建	アメリカ	967,500,310	8.74
	売建	ドイツ	1,597,607,219	14.43
	売建	イギリス	127,963,701	1.16

その他先物取引	買建	アメリカ	284,593,056	2.57
	売建	アメリカ	542,170,608	4.90

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		5,003,185,205	45.18
	売建		5,035,503,415	45.48

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,955,000	10,418.57	620,426,102	10,422.10	620,636,145	1.375	2020/4/30	5.60
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,520,000	13,194.73	332,507,364	13,233.95	333,495,740	0.500	2025/5/25	3.01
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,860,000	10,840.21	310,030,282	10,847.06	310,225,959	3.125	2021/5/15	2.80
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,510,000	10,120.40	254,022,069	10,167.29	255,199,117	2.000	2025/2/15	2.30
ニュー ジーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,790,000	8,846.92	246,829,339	8,848.10	246,862,125	5.500	2023/4/15	2.23
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,675,000	14,145.47	236,936,629	14,135.60	236,771,352	3.500	2020/4/25	2.14
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,660,000	14,050.43	233,237,285	14,062.77	233,442,032	1.500	2022/9/4	2.11
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,225,000	10,077.65	224,227,716	10,126.21	225,308,227	2.000	2025/8/15	2.03
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,335,000	15,866.91	211,823,272	15,917.74	212,501,954	5.500	2022/9/1	1.92
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,025,000	10,340.34	209,392,084	10,355.08	209,690,478	1.750	2021/11/30	1.89
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,915,000	10,490.37	200,890,611	10,693.30	204,776,701	3.000	2045/5/15	1.85
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,465,000	13,294.11	194,758,779	13,304.81	194,915,573	0.700	2020/5/1	1.76
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	834,000	20,436.61	170,441,350	20,490.09	170,887,432	4.750	2035/4/25	1.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,440,000	10,760.32	154,948,712	10,954.13	157,739,475	3.125	2043/2/15	1.42
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	895,000	17,198.16	153,923,564	17,236.07	154,262,914	2.500	2044/7/4	1.39
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	985,000	14,928.62	147,047,001	15,052.27	148,264,871	3.500	2030/3/1	1.34
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	935,000	15,333.51	143,368,372	15,354.21	143,561,921	5.500	2021/4/30	1.30
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	735,000	19,249.87	141,486,565	19,421.37	142,747,114	6.000	2029/1/31	1.29
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	10,115.00	141,610,058	10,188.24	142,635,444	2.250	2027/8/15	1.29
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,340,000	10,571.92	141,663,743	10,571.50	141,658,191	1.625	2019/3/31	1.28
デンマーク	国債証券	KINGDOM OF DENMARK	7,290,000	1,884.57	137,385,775	1,882.83	137,258,766	4.000	2019/11/15	1.24
イギリス	国債証券	UK TREASURY	540,000	22,939.29	123,872,195	23,162.57	125,077,879	3.750	2052/7/22	1.13
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,150,000	10,502.19	120,775,253	10,537.05	121,176,112	2.500	2024/5/15	1.09



オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	830,000	14,545.31	120,726,144	14,574.65	120,969,673	2.000	2024/7/15	1.09
イギリス	国債証券	UK TREASURY	540,000	20,218.42	109,179,498	20,375.74	110,029,047	4.750	2030/12/7	0.99
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	745,000	14,103.10	105,068,123	14,184.15	105,671,967	2.500	2024/12/1	0.95
イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	710,000	14,539.97	103,233,796	14,613.49	103,755,837	0.750	2023/7/22	0.94
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	760,000	13,357.89	101,520,039	13,460.43	102,299,316	2.050	2027/8/1	0.92
イギリス	国債証券	UK TREASURY	675,000	15,111.93	102,005,551	15,144.46	102,225,172	1.500	2021/1/22	0.92
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	940,000	10,498.66	98,687,485	10,510.07	98,794,741	2.125	2021/8/15	0.89

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	86.44
特殊債券	0.62
社債券	10.63
合計	97.70

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券先 物取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOTE2Y 1806	買建	79	米ドル	16,794,729.86	1,784,272,100	16,796,141.02	1,784,422,022	16.11
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOTE5Y 1806	売建	77	米ドル	8,794,242.38	934,300,310	8,813,492.38	936,345,430	8.46
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TNOTE10Y1806	買建	19	米ドル	2,299,956.73	244,347,403	2,301,671.97	244,529,630	2.21
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TBOND20Y1806	売建	2	米ドル	289,437.5	30,749,840	293,250	31,154,880	0.28
	アメリカ	シカゴ商品 取引所	TBOND30Y1806	買建	15	米ドル	2,367,444.82	251,517,338	2,407,031.25	255,723,000	2.31
	カナダ	モントリ オール取引 所	CAN 10Y 1806	買建	15	加ドル	1,982,742.05	163,338,290	1,999,050	164,681,739	1.49
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	FBTP10Y 1806	売建	10	ユーロ	1,376,776.6	179,696,882	1,387,900	181,148,708	1.64
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	SCHATZ2Y1806	売建	43	ユーロ	4,814,367.15	628,371,200	4,814,925	628,444,011	5.68
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BOBL5Y 1806	売建	46	ユーロ	6,026,000	786,513,520	6,037,500	788,014,500	7.12
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BUND10Y 1806	買建	10	ユーロ	1,589,250.85	207,429,021	1,594,300	208,088,036	1.88	

ドイツ	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	BUXL30Y 1806	買建	6	ユーロ	990,540.85	129,285,392	992,280	129,512,386	1.17
ドイツ	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	OAT10Y 1806	買建	12	ユーロ	1,847,520	241,138,310	1,855,080	242,125,041	2.19
オーストラリア	シドニー先物取引所	AUSTR03Y1806	買建	11	豪ドル	1,222,064.69	99,793,802	1,222,912.13	99,863,004	0.90
オーストラリア	シドニー先物取引所	AUSTR10Y1806	買建	5	豪ドル	648,093.75	52,923,335	648,084.5	52,922,580	0.48
イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT10Y 1806	売建	7	英ポンド	852,839.15	126,936,578	859,740	127,963,701	1.16
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	買建	11	米ドル	2,678,225	284,534,624	2,678,775	284,593,056	2.57
	アメリカ	シカゴ商業取引所	売建	21	米ドル	5,100,112.5	541,835,952	5,103,262.5	542,170,608	4.90

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	26,612,708.19	2,789,207,139	2,824,317,524	25.51
	加ドル	買建	894,000.00	72,839,660	73,620,900	0.66
	メキシコペソ	買建	2,927,000.00	16,657,015	17,064,410	0.15
	ユーロ	買建	4,529,577.24	590,995,438	591,230,421	5.34
	英ポンド	買建	1,737,000.00	259,565,310	258,455,860	2.33
	スイスフラン	買建	256,000.00	28,444,203	28,503,040	0.26
	スウェーデンクローナ	買建	24,069,000.00	307,965,913	305,435,610	2.76
	ノルウェークローネ	買建	10,161,000.00	137,933,215	137,355,530	1.24
	デンマーククローネ	買建	5,522,000.00	96,675,619	96,690,220	0.87
	ポーランドズロチ	買建	722,000.00	22,254,676	22,403,660	0.20
	豪ドル	買建	2,632,000.00	213,520,263	214,665,920	1.94
	ニュージーランドドル	買建	3,232,000.00	247,325,568	248,152,960	2.24
	シンガポールドル	買建	453,000.00	36,279,859	36,688,470	0.33
	南アフリカランド	買建	16,622,000.00	148,901,190	148,600,680	1.34
	米ドル	売建	20,969,739.63	2,203,317,231	2,226,074,474	20.10
	加ドル	売建	1,908,000.00	155,826,000	157,032,540	1.42
	メキシコペソ	売建	5,854,000.00	33,192,180	34,011,740	0.31
	ユーロ	売建	7,079,684.12	920,685,578	924,165,691	8.35
	英ポンド	売建	2,156,000.00	320,628,280	320,777,920	2.90
	スイスフラン	売建	512,000.00	56,791,040	57,018,880	0.51
	スウェーデンクローナ	売建	15,136,000.00	193,157,260	192,075,840	1.73
	ノルウェークローネ	売建	9,390,000.00	127,175,270	126,939,320	1.15
	デンマーククローネ	売建	11,044,000.00	192,607,360	193,380,440	1.75
	ポーランドズロチ	売建	1,444,000.00	44,287,480	44,764,000	0.40

豪ドル	売建	1,416,000.00	114,921,760	115,574,080	1.04
ニュージーランドドル	売建	6,464,000.00	492,427,520	495,885,760	4.48
シンガポールドル	売建	906,000.00	72,448,290	73,336,170	0.66
南アフリカランド	売建	8,311,000.00	74,632,780	74,466,560	0.67

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

当ファンドの取得申込は、2018年6月27日以降、受け付けませんこととします。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

#### (4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

当ファンドは、繰上償還により2018年8月30日をもって信託期間が終了いたします。

#### (5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (6) 取得申込不可日

ファンドによっては、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記に該当する場合は、取得の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。

北米株式ファンド	ニューヨーク証券取引所の休業日
海外債券ファンド	
欧州先進国株式ファンド	英国証券取引所の休業日

アジア太平洋先進国株式ファンド	オーストラリア証券取引所または香港証券取引所の休業日
-----------------	----------------------------

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

## (8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<p>&lt;委託会社の照会先&gt;  日興アセットマネジメント株式会社  ホームページ アドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">http://www.nikkoam.com/</a>  コールセンター 電話番号 0120-25-1404  午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。</p>
---

## (9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

## (10) 受付の中止および取消

- <日本大型株式ファンド>
- <日本小型株式ファンド>
- <日本債券ファンド>

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「日本債券ファンド」を除きます。)、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

<北米株式ファンド>

<欧州先進国株式ファンド>

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

<海外債券ファンド>

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

### (11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額(手取額)の範囲内(単位型証券投資信託については、償還金額(手取額)とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

### (12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金(解約)手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

当ファンドは、繰上償還により2018年8月30日をもって信託期間が終了いたします。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (3) 解約請求不可日

ファンドによっては、販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記に該当する場合は、解約請求(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。

<北米株式ファンド>

<海外債券ファンド>

1. ニューヨーク証券取引所の休業日

2. 解約請求日から当該請求にかかる解約代金の支払開始日までの期間中(解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。)の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

<欧州先進国株式ファンド>

1. 英国証券取引所の休業日

2. 解約請求日から当該請求にかかる解約代金の支払開始日までの期間中(解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。)の全日が英国証券取引所の休業日に当たる場合

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

1. オーストラリア証券取引所または香港証券取引所の休業日

2. 解約請求日から当該請求にかかる解約代金の支払開始日までの期間中(解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。)の全日がオーストラリア証券取引所の休業日に当たる場合

3. 解約請求日から当該請求にかかる解約代金の支払開始日までの期間中(解約請求日を除きます。)の全日が香港証券取引所の休業日に当たる場合

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## &lt; 委託会社の照会先 &gt;

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

## (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。  
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。  
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

## (7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

## (9) 受付の中止および取消

&lt; 日本大型株式ファンド &gt;

&lt; 日本小型株式ファンド &gt;

&lt; 日本債券ファンド &gt;

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「日本債券ファンド」を除きます。)、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

&lt; 北米株式ファンド &gt;

&lt; 欧州先進国株式ファンド &gt;

&lt; アジア太平洋先進国株式ファンド &gt;

&lt; 海外債券ファンド &gt;

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるとき

は、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

#### < 買取請求による換金 >

##### (1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

当ファンドは、繰上償還により2018年8月30日をもって信託期間が終了いたします。

##### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

##### (3) 買取請求不可日

ファンドによっては、販売会社の営業日であっても、買取請求日が解約請求不可日と同日の場合は、買取請求(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### (4) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### (5) 買取価額

買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の翌営業日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

##### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

##### (7) 買取単位

1口単位

販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### (8) 受付の中止および取消

< 日本大型株式ファンド >

< 日本小型株式ファンド >

< 日本債券ファンド >

・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「日本債券ファンド」を除きます。)、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取り(スイッチングを含みます。以下同じ。)を中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド

日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

<北米株式ファンド>

<欧州先進国株式ファンド>

<アジア太平洋先進国株式ファンド>

<海外債券ファンド>

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取り（スイッチングを含みます。以下同じ。）を中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が買取請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の買取請求を受け付けることができる日とします。）に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が買取請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の買取請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日本大型株式ファンド	欧州先進国株式ファンド
日本小型株式ファンド	アジア太平洋先進国株式ファンド
日本債券ファンド	海外債券ファンド
北米株式ファンド	

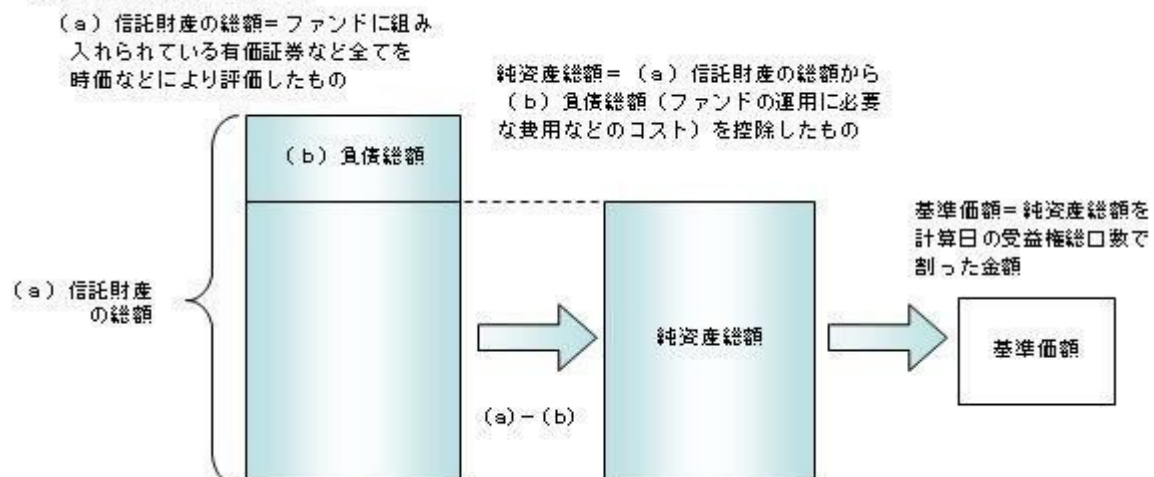
### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>





## 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

## &lt; 主な資産の評価方法 &gt;

日本大型株式ファンド 日本小型株式ファンド	マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。 国内上場株式 原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。
日本債券ファンド	マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。 国内公社債 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。） c) 価格情報会社の提供する価額 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
北米株式ファンド 欧州先進国株式ファンド アジア太平洋先進国株式ファンド	マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。 外国株式 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
海外債券ファンド	マザーファンド受益証券 基準価額計算日の基準価額で評価します。 外国公社債 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。 a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。） c) 価格情報会社の提供する価額 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

## 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## &lt; 委託会社の照会先 &gt;

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

2018年8月30日までとします(1998年5月29日設定)。

当ファンドは、繰上償還により2018年8月30日をもって信託期間が終了いたします。

## (4)【計算期間】

毎年3月26日から翌年3月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

## (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンド毎に、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

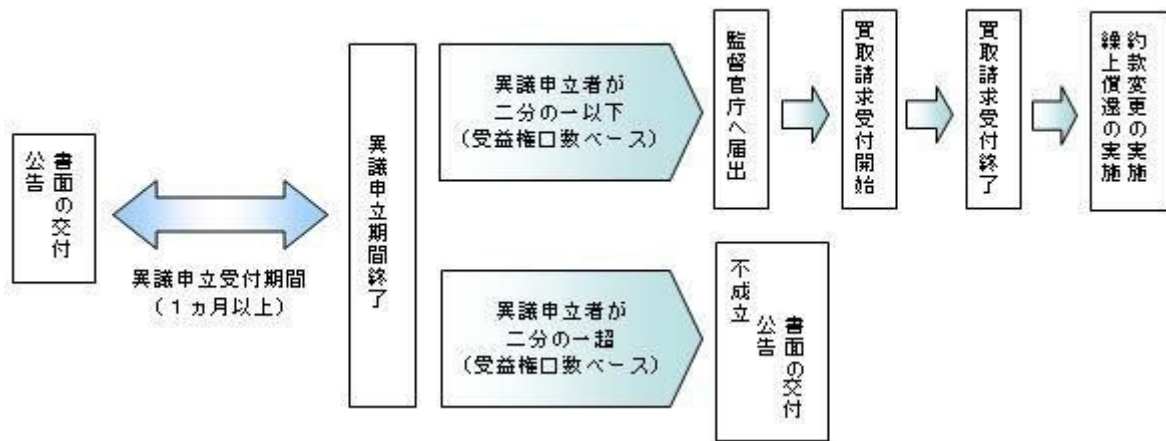
3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



#### 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

#### 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約または投資顧問契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する

ことができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- <日本大型株式ファンド>
- <日本小型株式ファンド>
- <日本債券ファンド>
- <北米株式ファンド>
- <欧州先進国株式ファンド>
- <アジア太平洋先進国株式ファンド>
- <海外債券ファンド>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間(平成29年3月28日から平成30年3月26日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【日本大型株式ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	5,589,103	5,777,881
親投資信託受益証券	173,009,816	168,655,378
未収入金	636,557	-
流動資産合計	179,235,476	174,433,259
資産合計	179,235,476	174,433,259
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	411,019	361,764
未払受託者報酬	48,430	50,069
未払委託者報酬	1,231,721	1,273,338
未払利息	4	7
その他未払費用	4,690	4,855
流動負債合計	1,695,864	1,690,033
負債合計	1,695,864	1,690,033
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	137,006,629	120,588,196
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	40,532,983	52,155,030
( 分配準備積立金 )	55,022,523	50,931,637
元本等合計	177,539,612	172,743,226
純資産合計	177,539,612	172,743,226
負債純資産合計	179,235,476	174,433,259

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第19期		第20期	
	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自	平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
営業収益				
受取利息		1		-
有価証券売買等損益		24,746,348		21,269,189
営業収益合計		24,746,349		21,269,189
営業費用				
支払利息		1,812		2,280
受託者報酬		95,320		99,403
委託者報酬		2,424,359		2,528,132
その他費用		9,243		9,633
営業費用合計		2,530,734		2,639,448
営業利益又は営業損失( )		22,215,615		18,629,741
経常利益又は経常損失( )		22,215,615		18,629,741
当期純利益又は当期純損失( )		22,215,615		18,629,741
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		1,336,472		1,788,600
期首剰余金又は期首欠損金( )		22,348,569		40,532,983
剰余金増加額又は欠損金減少額		46,514		72,740
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		46,514		72,740
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,330,224		4,930,070
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,330,224		4,930,070
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		411,019		361,764
期末剰余金又は期末欠損金( )		40,532,983		52,155,030

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成29年3月28日から平成30年3月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
1.	期首元本額	152,600,306円	137,006,629円
	期中追加設定元本額	317,507円	245,910円
	期中一部解約元本額	15,911,184円	16,664,343円
2.	受益権の総数	137,006,629口	120,588,196口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日		第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,024,087円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,068,197円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,820,062円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,951,339円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	19,506,512円	C 信託約款に定める収益調整金	17,258,351円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	52,613,480円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	48,342,062円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	74,940,054円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	68,551,752円
F 分配対象収益(1万口当たり)	5,469円	F 分配対象収益(1万口当たり)	5,684円
G 分配金額	411,019円	G 分配金額	361,764円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項



	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	23,012,537
合計	23,012,537

第20期(平成30年 3月26日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	18,957,446
合計	18,957,446

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第19期 平成29年 3月27日現在		第20期 平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	1.2958円	1口当たり純資産額	1.4325円
(1万口当たり純資産額)	(12,958円)	(1万口当たり純資産額)	(14,325円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	75,738,898	168,655,378	
合計		75,738,898	168,655,378	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【日本小型株式ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	8,264,820	9,855,693
親投資信託受益証券	261,407,731	298,674,963
未収入金	828,258	-
流動資産合計	270,500,809	308,530,656
資産合計	270,500,809	308,530,656
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	361,180	325,949
未払受託者報酬	68,648	85,722
未払委託者報酬	1,882,622	2,350,480
未払利息	6	13
その他未払費用	6,666	8,346
流動負債合計	2,319,122	2,770,510
負債合計	2,319,122	2,770,510
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	72,236,077	65,189,841
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	195,945,610	240,570,305
( 分配準備積立金 )	178,096,961	224,295,747
元本等合計	268,181,687	305,760,146
純資産合計	268,181,687	305,760,146
負債純資産合計	270,500,809	308,530,656

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第19期		第20期	
	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自	平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
営業収益				
受取利息		2		-
有価証券売買等損益		52,125,959		72,305,447
営業収益合計		52,125,961		72,305,447
営業費用				
支払利息		2,575		3,742
受託者報酬		132,527		161,987
委託者報酬		3,634,648		4,441,697
その他費用		12,887		15,755
営業費用合計		3,782,637		4,623,181
営業利益又は営業損失( )		48,343,324		67,682,266
経常利益又は経常損失( )		48,343,324		67,682,266
当期純利益又は当期純損失( )		48,343,324		67,682,266
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		1,546,087		3,618,247
期首剰余金又は期首欠損金( )		160,507,166		195,945,610
剰余金増加額又は欠損金減少額		202,238		203,737
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		202,238		203,737
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,199,851		19,317,112
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,199,851		19,317,112
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		361,180		325,949
期末剰余金又は期末欠損金( )		195,945,610		240,570,305

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成29年3月28日から平成30年3月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第19期 平成29年3月27日現在	第20期 平成30年3月26日現在
1.	期首元本額	77,549,628円	72,236,077円
	期中追加設定元本額	97,714円	75,108円
	期中一部解約元本額	5,411,265円	7,121,344円
2.	受益権の総数	72,236,077口	65,189,841口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自平成28年3月26日 至平成29年3月27日		第20期 自平成29年3月28日 至平成30年3月26日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,682,575円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,057,279円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	4,637,822円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	4,528,135円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	40,318,933円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	59,535,884円
C 信託約款に定める収益調整金	17,848,649円	C 信託約款に定める収益調整金	16,274,558円
D 信託約款に定める分配準備積立金	133,501,386円	D 信託約款に定める分配準備積立金	160,557,677円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	196,306,790円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	240,896,254円
F 分配対象収益(1万口当たり)	27,175円	F 分配対象収益(1万口当たり)	36,953円
G 分配金額	361,180円	G 分配金額	325,949円
H 分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり)	50円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	49,946,803
合計	49,946,803

第20期（平成30年 3月26日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	67,477,376
合計	67,477,376

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第19期 平成29年 3月27日現在		第20期 平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	3.7126円	1口当たり純資産額	4.6903円
(1万口当たり純資産額)	(37,126円)	(1万口当たり純資産額)	(46,903円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----



親投資信託受益証券	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	46,091,104	298,674,963	
合計		46,091,104	298,674,963	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【日本債券ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,529,458	1,294,724
親投資信託受益証券	53,100,793	48,139,691
未収入金	156,838	224,953
流動資産合計	54,787,089	49,659,368
資産合計	54,787,089	49,659,368
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	140,000	125,998
未払受託者報酬	15,166	13,282
未払委託者報酬	173,603	152,134
未払利息	1	1
その他未払費用	1,422	1,275
流動負債合計	330,192	292,690
負債合計	330,192	292,690
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	46,666,992	41,999,413
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	7,789,905	7,367,265
(分配準備積立金)	8,098,877	7,349,147
元本等合計	54,456,897	49,366,678
純資産合計	54,456,897	49,366,678
負債純資産合計	54,787,089	49,659,368

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第19期		第20期	
	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自	平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
営業収益				
有価証券売買等損益		512,865		852,497
営業収益合計		512,865		852,497
営業費用				
支払利息		467		490
受託者報酬		32,122		27,774
委託者報酬		367,671		318,186
その他費用		3,037		2,601
営業費用合計		403,297		349,051
営業利益又は営業損失 ( )		916,162		503,446
経常利益又は経常損失 ( )		916,162		503,446
当期純利益又は当期純損失 ( )		916,162		503,446
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )		14,779		20,952
期首剰余金又は期首欠損金 ( )		9,797,967		7,789,905
剰余金増加額又は欠損金減少額		18,281		14,695
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		18,281		14,695
剰余金減少額又は欠損金増加額		984,960		793,831
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		984,960		793,831
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		140,000		125,998
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		7,789,905		7,367,265

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成29年 3月28日から平成30年 3月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
1.	期首元本額	51,775,304円	46,666,992円
	期中追加設定元本額	96,625円	88,047円
	期中一部解約元本額	5,204,937円	4,755,626円
2.	受益権の総数	46,666,992口	41,999,413口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日		第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	125,606円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	108,735円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	19,951円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	200,029円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	2,896,356円	C 信託約款に定める収益調整金	2,620,402円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	8,218,926円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	7,275,116円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	11,135,233円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	10,095,547円
F 分配対象収益(1万口当たり)	2,386円	F 分配対象収益(1万口当たり)	2,403円
G 分配金額	140,000円	G 分配金額	125,998円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	522,201
合計	522,201

第20期（平成30年 3月26日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	809,333
合計	809,333

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第19期 平成29年 3月27日現在		第20期 平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	1.1669円	1口当たり純資産額	1.1754円
(1万口当たり純資産額)	(11,669円)	(1万口当たり純資産額)	(11,754円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	34,735,328	48,139,691	
合計		34,735,328	48,139,691	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【北米株式ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,802,649	3,611,185
親投資信託受益証券	116,430,890	105,608,665
未収入金	366,188	-
流動資産合計	120,599,727	109,219,850
資産合計	120,599,727	109,219,850
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	254,429	212,991
未払受託者報酬	32,106	31,524
未払委託者報酬	816,990	802,270
未払利息	3	4
その他未払費用	3,091	3,042
流動負債合計	1,106,619	1,049,831
負債合計	1,106,619	1,049,831
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	84,809,847	70,997,243
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	34,683,261	37,172,776
( 分配準備積立金 )	56,647,747	50,551,513
元本等合計	119,493,108	108,170,019
純資産合計	119,493,108	108,170,019
負債純資産合計	120,599,727	109,219,850



## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第19期		第20期	
	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自	平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
営業収益				
有価証券売買等損益		14,649,248		11,676,950
営業収益合計		14,649,248		11,676,950
営業費用				
支払利息		1,163		1,425
受託者報酬		63,210		64,749
委託者報酬		1,608,775		1,647,766
その他費用		6,093		6,241
営業費用合計		1,679,241		1,720,181
営業利益又は営業損失( )		12,970,007		9,956,769
経常利益又は経常損失( )		12,970,007		9,956,769
当期純利益又は当期純損失( )		12,970,007		9,956,769
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		502,384		1,605,540
期首剰余金又は期首欠損金( )		24,309,554		34,683,261
剰余金増加額又は欠損金減少額		44,660		57,100
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		44,660		57,100
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,884,147		5,705,823
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,884,147		5,705,823
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		254,429		212,991
期末剰余金又は期末欠損金( )		34,683,261		37,172,776

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成29年3月28日から平成30年3月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
1.	期首元本額	91,752,496円	84,809,847円
	期中追加設定元本額	168,595円	139,610円
	期中一部解約元本額	7,111,244円	13,952,214円
2.	受益権の総数	84,809,847口	70,997,243口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日		第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	572,018円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	586,150円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,242,995円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,207,281円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	2,213,409円
C 信託約款に定める収益調整金	6,311,837円	C 信託約款に定める収益調整金	5,361,841円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	55,659,181円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	47,343,814円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	63,214,013円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	56,126,345円
F 分配対象収益(1万口当たり)	7,453円	F 分配対象収益(1万口当たり)	7,905円
G 分配金額	254,429円	G 分配金額	212,991円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	13,924,614
合計	13,924,614

第20期(平成30年 3月26日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	9,739,813
合計	9,739,813

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第19期 平成29年 3月27日現在		第20期 平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	1.4090円	1口当たり純資産額	1.5236円
(1万口当たり純資産額)	(14,090円)	(1万口当たり純資産額)	(15,236円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	41,783,844	105,608,665	
合計		41,783,844	105,608,665	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【欧州先進国株式ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,180,518	3,295,684
親投資信託受益証券	100,917,302	96,937,794
未収入金	423,382	-
流動資産合計	104,521,202	100,233,478
資産合計	104,521,202	100,233,478
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	223,485	192,861
未払受託者報酬	27,287	28,572
未払委託者報酬	749,120	784,536
未払利息	2	4
その他未払費用	2,614	2,747
流動負債合計	1,002,508	1,008,720
負債合計	1,002,508	1,008,720
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	74,495,225	64,287,088
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	29,023,469	34,937,670
(分配準備積立金)	52,272,853	46,979,103
元本等合計	103,518,694	99,224,758
純資産合計	103,518,694	99,224,758
負債純資産合計	104,521,202	100,233,478

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第19期		第20期	
	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自	平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
営業収益				
有価証券売買等損益		6,920,122		13,416,417
営業収益合計		6,920,122		13,416,417
営業費用				
支払利息		1,015		1,290
受託者報酬		55,889		58,276
委託者報酬		1,534,589		1,600,324
その他費用		5,363		5,600
営業費用合計		1,596,856		1,665,490
営業利益又は営業損失( )		5,323,266		11,750,927
経常利益又は経常損失( )		5,323,266		11,750,927
当期純利益又は当期純損失( )		5,323,266		11,750,927
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		307,485		1,666,782
期首剰余金又は期首欠損金( )		26,132,715		29,023,469
剰余金増加額又は欠損金減少額		46,211		48,517
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		46,211		48,517
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,562,723		4,025,600
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,562,723		4,025,600
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		223,485		192,861
期末剰余金又は期末欠損金( )		29,023,469		34,937,670

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成29年3月28日から平成30年3月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第19期 平成29年3月27日現在	第20期 平成30年3月26日現在
1.	期首元本額	82,433,071円	74,495,225円
	期中追加設定元本額	145,779円	124,532円
	期中一部解約元本額	8,083,625円	10,332,669円
2.	受益権の総数	74,495,225口	64,287,088口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自平成28年3月26日 至平成29年3月27日		第20期 自平成29年3月28日 至平成30年3月26日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	505,780円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	527,574円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,844,798円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	2,137,339円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	9,060,094円	C 信託約款に定める収益調整金	7,893,914円
D 信託約款に定める分配準備積立金	50,651,540円	D 信託約款に定める分配準備積立金	45,034,625円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	61,556,432円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	55,065,878円
F 分配対象収益(1万口当たり)	8,263円	F 分配対象収益(1万口当たり)	8,565円
G 分配金額	223,485円	G 分配金額	192,861円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項



	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,125,919
合計	7,125,919

第20期（平成30年 3月26日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	11,392,932
合計	11,392,932

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第19期 平成29年 3月27日現在		第20期 平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	1.3896円	1口当たり純資産額	1.5435円
(1万口当たり純資産額)	(13,896円)	(1万口当たり純資産額)	(15,435円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	29,653,654	96,937,794	
合計		29,653,654	96,937,794	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【アジア太平洋先進国株式ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,153,588	3,075,344
親投資信託受益証券	97,162,446	90,291,541
未収入金	809,348	632,823
流動資産合計	101,125,382	93,999,708
資産合計	101,125,382	93,999,708
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	640,380	557,843
未払受託者報酬	26,146	26,468
未払委託者報酬	744,268	753,286
未払利息	2	4
その他未払費用	2,506	2,544
流動負債合計	1,413,302	1,340,145
負債合計	1,413,302	1,340,145
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	32,019,023	27,892,181
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	67,693,057	64,767,382
(分配準備積立金)	65,688,092	58,912,469
元本等合計	99,712,080	92,659,563
純資産合計	99,712,080	92,659,563
負債純資産合計	101,125,382	93,999,708

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期		第20期	
	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自	平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
営業収益				
有価証券売買等損益		16,168,913		8,935,687
営業収益合計		16,168,913		8,935,687
営業費用				
支払利息		910		1,196
受託者報酬		50,636		54,024
委託者報酬		1,441,648		1,537,665
その他費用		4,860		5,185
営業費用合計		1,498,054		1,598,070
営業利益又は営業損失（ ）		14,670,859		7,337,617
経常利益又は経常損失（ ）		14,670,859		7,337,617
当期純利益又は当期純損失（ ）		14,670,859		7,337,617
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		506,065		980,726
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		57,763,243		67,693,057
剰余金増加額又は欠損金減少額		332,653		336,417
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		332,653		336,417
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,927,253		9,061,140
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,927,253		9,061,140
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		640,380		557,843
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		67,693,057		64,767,382

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成29年3月28日から平成30年3月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第19期 平成29年3月27日現在	第20期 平成30年3月26日現在
1.	期首元本額	34,143,799円	32,019,023円
	期中追加設定元本額	196,627円	159,123円
	期中一部解約元本額	2,321,403円	4,285,965円
2.	受益権の総数	32,019,023口	27,892,181口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自平成28年3月26日 至平成29年3月27日		第20期 自平成29年3月28日 至平成30年3月26日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	550,156円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	586,848円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	2,894,953円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	2,531,502円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	14,456,017円	C 信託約款に定める収益調整金	12,875,871円
D 信託約款に定める分配準備積立金	63,433,519円	D 信託約款に定める分配準備積立金	56,938,810円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	80,784,489円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	72,346,183円
F 分配対象収益(1万口当たり)	25,230円	F 分配対象収益(1万口当たり)	25,937円
G 分配金額	640,380円	G 分配金額	557,843円
H 分配金額(1万口当たり)	200円	H 分配金額(1万口当たり)	200円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	15,371,697
合計	15,371,697

第20期(平成30年 3月26日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,630,562
合計	7,630,562

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第19期 平成29年 3月27日現在		第20期 平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	3,114円	1口当たり純資産額	3,322円
(1万口当たり純資産額)	(31,142円)	(1万口当たり純資産額)	(33,221円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----



親投資信託受益証券	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	13,815,975	90,291,541	
合計		13,815,975	90,291,541	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【海外債券ファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,339,819	2,791,034
親投資信託受益証券	107,534,258	94,180,997
未収入金	432,176	480,755
流動資産合計	111,306,253	97,452,786
資産合計	111,306,253	97,452,786
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	365,175	313,078
未払受託者報酬	31,085	27,222
未払委託者報酬	604,152	529,289
未払利息	2	3
その他未払費用	2,996	2,610
流動負債合計	1,003,410	872,202
負債合計	1,003,410	872,202
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	73,035,152	62,615,731
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	37,267,691	33,964,853
( 分配準備積立金 )	56,809,603	49,848,648
元本等合計	110,302,843	96,580,584
純資産合計	110,302,843	96,580,584
負債純資産合計	111,306,253	97,452,786

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期		第20期	
	自	平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自	平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
営業収益				
有価証券売買等損益		6,279,084		4,435,021
営業収益合計		6,279,084		4,435,021
営業費用				
支払利息		1,205		1,212
受託者報酬		65,675		57,550
委託者報酬		1,276,409		1,118,894
その他費用		6,327		5,519
営業費用合計		1,349,616		1,183,175
営業利益又は営業損失（ ）		7,628,700		3,251,846
経常利益又は経常損失（ ）		7,628,700		3,251,846
当期純利益又は当期純損失（ ）		7,628,700		3,251,846
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,059,416		924,898
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		50,190,794		37,267,691
剰余金増加額又は欠損金減少額		119,335		93,644
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		119,335		93,644
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,107,979		5,410,352
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,107,979		5,410,352
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		365,175		313,078
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		37,267,691		33,964,853

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月26日から翌年3月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成29年3月28日から平成30年3月26日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

		第19期 平成29年3月27日現在	第20期 平成30年3月26日現在
1.	期首元本額	82,930,151円	73,035,152円
	期中追加設定元本額	197,183円	183,508円
	期中一部解約元本額	10,092,182円	10,602,929円
2.	受益権の総数	73,035,152口	62,615,731口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自平成28年3月26日 至平成29年3月27日		第20期 自平成29年3月28日 至平成30年3月26日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	356,290円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	312,549円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,665,715円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,578,809円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	9,683,927円	C 信託約款に定める収益調整金	8,424,530円
D 信託約款に定める分配準備積立金	55,509,063円	D 信託約款に定める分配準備積立金	48,582,917円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	66,858,705円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	58,586,256円
F 分配対象収益(1万口当たり)	9,154円	F 分配対象収益(1万口当たり)	9,356円
G 分配金額	365,175円	G 分配金額	313,078円
H 分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり)	50円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第19期 自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	第20期 自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 平成29年 3月27日現在	第20期 平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,256,295
合計	5,256,295

第20期(平成30年 3月26日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,352,971
合計	3,352,971

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第19期 平成29年 3月27日現在		第20期 平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	1.5103円	1口当たり純資産額	1.5424円
(1万口当たり純資産額)	(15,103円)	(1万口当たり純資産額)	(15,424円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	38,673,263	94,180,997	
	合計	38,673,263	94,180,997	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「日本大型株式ファンド」は、「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「日本小型株式ファンド」は、「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「日本債券ファンド」は、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「北米株式ファンド」は、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「欧州先進国株式ファンド」は、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「アジア太平洋先進国株式ファンド」は、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

「海外債券ファンド」は、「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

## 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	190,068,392	178,296,050
株式	34,248,757,900	29,795,458,380
未収入金	203,162,576	-
未収配当金	38,599,700	45,618,200
流動資産合計	34,680,588,568	30,019,372,630
資産合計	34,680,588,568	30,019,372,630
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	31,104,501	-
未払利息	159	241
流動負債合計	31,104,660	241
負債合計	31,104,660	241
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,531,159,533	13,481,040,392
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	17,118,324,375	16,538,331,997
元本等合計	34,649,483,908	30,019,372,389
純資産合計	34,649,483,908	30,019,372,389
負債純資産合計	34,680,588,568	30,019,372,630

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)



		平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
1.	期首	平成28年 3月26日	平成29年 3月28日
	期首元本額	17,664,832,135円	17,531,159,533円
	期首からの追加設定元本額	5,579,454,944円	243,949,661円
	期首からの一部解約元本額	5,713,127,546円	4,294,068,802円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	7,775,488,161円	5,860,967,809円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	259,098,637円	189,941,058円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	480,843,459円	359,694,358円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	4,022,271,956円	3,004,529,745円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	1,696,943,603円	1,307,482,559円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	1,890,696,633円	1,411,010,451円
	日本大型株式ファンド	87,533,426円	75,738,898円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	62,956,178円	60,356,268円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	161,654,792円	155,107,231円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	207,930,607円	195,621,514円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	468,083,727円	435,769,263円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	417,658,354円	424,821,238円
	計	17,531,159,533円	13,481,040,392円
2.	受益権の総数	17,531,159,533口	13,481,040,392口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左
----------------	---	----

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,598,180,341
合計	3,598,180,341

(平成30年 3月26日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
----	-------------------

株式	1,782,059,333
合計	1,782,059,333

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

平成29年 3月27日現在		平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	1.9765円	1口当たり純資産額	2.2268円
(1万口当たり純資産額)	(19,765円)	(1万口当たり純資産額)	(22,268円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

( 単位 : 円 )

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
清水建設	269,200	906.00	243,895,200	
住友林業	190,600	1,671.00	318,492,600	
大和ハウス工業	128,000	3,878.00	496,384,000	
アサヒグループホールディングス	113,600	5,450.00	619,120,000	
ニチレイ	90,400	2,722.00	246,068,800	
日本たばこ産業	88,600	2,909.50	257,781,700	
東レ	291,900	990.90	289,243,710	
信越化学工業	51,300	10,710.00	549,423,000	
三井化学	114,400	3,265.00	373,516,000	
ダイセル	222,400	1,135.00	252,424,000	
花王	84,500	7,458.00	630,201,000	
富士フイルムホールディングス	36,200	4,122.00	149,216,400	
コーセー	13,000	20,090.00	261,170,000	
小野薬品工業	198,300	3,181.00	630,792,300	
久光製薬	18,600	7,720.00	143,592,000	
第一三共	133,400	3,521.00	469,701,400	
大塚ホールディングス	122,300	5,128.00	627,154,400	
J X T Gホールディングス	476,400	628.60	299,465,040	

ブリヂストン	88,300	4,490.00	396,467,000
日本特殊陶業	143,500	2,450.00	351,575,000
新日鐵住金	225,500	2,269.00	511,659,500
三井金属鉱業	28,600	4,555.00	130,273,000
住友電気工業	118,000	1,582.50	186,735,000
アマダホールディングス	221,700	1,253.00	277,790,100
D M G 森精機	162,300	1,889.00	306,584,700
ダイキン工業	57,900	11,500.00	665,850,000
日立製作所	934,000	756.10	706,197,400
マブチモーター	73,700	5,080.00	374,396,000
日本電産	44,600	15,860.00	707,356,000
ルネサスエレクトロニクス	243,600	1,066.00	259,677,600
パナソニック	442,700	1,570.50	695,260,350
ソニー	131,300	5,079.00	666,872,700
キーエンス	12,200	63,520.00	774,944,000
ローム	42,900	9,990.00	428,571,000
川崎重工業	83,600	3,290.00	275,044,000
日産自動車	87,400	1,105.00	96,577,000
トヨタ自動車	107,700	6,642.00	715,343,400
マツダ	227,500	1,386.00	315,315,000
本田技研工業	309,300	3,487.00	1,078,529,100
スズキ	99,100	5,567.00	551,689,700
オリンパス	49,400	4,005.00	197,847,000
バンダイナムコホールディングス	54,100	3,425.00	185,292,500
任天堂	7,700	47,390.00	364,903,000
九州電力	51,700	1,236.00	63,901,200
電源開発	111,900	2,686.00	300,563,400
東京急行電鉄	217,400	1,668.00	362,623,200
西武ホールディングス	67,100	1,849.00	124,067,900
ヤマトホールディングス	68,900	2,576.00	177,486,400
日本郵船	85,900	2,049.00	176,009,100
日本航空	134,000	4,204.00	563,336,000
野村総合研究所	56,500	4,745.00	268,092,500
トレンドマイクロ	36,300	5,920.00	214,896,000
大塚商会	19,900	10,370.00	206,363,000
日本電信電話	224,000	4,883.00	1,093,792,000
ソフトバンクグループ	91,100	8,080.00	736,088,000
伊藤忠商事	115,600	1,988.50	229,870,600
三井物産	225,700	1,790.00	404,003,000
三菱商事	223,000	2,809.00	626,407,000
J．フロント リテイリング	207,100	1,731.00	358,490,100
丸井グループ	273,200	1,978.00	540,389,600

ニトリホールディングス	16,100	17,995.00	289,719,500
めぶきフィナンシャルグループ	415,100	404.00	167,700,400
コンコルディア・フィナンシャルグループ	370,400	572.00	211,868,800
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,606,200	687.90	1,104,904,980
三井住友トラスト・ホールディングス	78,100	4,242.00	331,300,200
三井住友フィナンシャルグループ	150,100	4,442.00	666,744,200
SOMP Oホールディングス	49,900	4,106.00	204,889,400
東京海上ホールディングス	124,800	4,780.00	596,544,000
T & Dホールディングス	249,100	1,652.00	411,513,200
オリックス	132,400	1,834.00	242,821,600
東急不動産ホールディングス	447,700	743.00	332,641,100
三井不動産	26,300	2,442.00	64,224,600
住友不動産	55,000	3,791.00	208,505,000
パーソルホールディングス	91,700	2,989.00	274,091,300
ディー・エヌ・エー	85,500	1,909.00	163,219,500
合 計	12,747,400		29,795,458,380

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	235,725,446	293,748,960
株式	11,481,267,200	9,410,741,400
未収入金	109,659,743	64,762,005
未収配当金	11,126,350	12,097,700
流動資産合計	11,837,778,739	9,781,350,065
資産合計	11,837,778,739	9,781,350,065
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	37,228,123
未払解約金	53,395,485	8,440,538

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
未払利息	197	397
流動負債合計	53,395,682	45,669,058
負債合計	53,395,682	45,669,058
純資産の部		
元本等		
元本	2,349,363,393	1,502,408,157
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	9,435,019,664	8,233,272,850
元本等合計	11,784,383,057	9,735,681,007
純資産合計	11,784,383,057	9,735,681,007
負債純資産合計	11,837,778,739	9,781,350,065

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
1.	期首	平成28年 3月26日	平成29年 3月28日
	期首元本額	3,139,345,155円	2,349,363,393円
	期首からの追加設定元本額	166,367,303円	33,951,831円
	期首からの一部解約元本額	956,349,065円	880,907,067円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	1,040,389,323円	660,118,212円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	53,116,141円	31,554,995円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	78,716,785円	47,352,026円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	546,096,068円	327,227,224円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	207,626,936円	129,970,406円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	170,708,475円	100,028,547円
	日本小型株式ファンド	52,114,779円	46,091,104円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	15,736,435円	12,958,058円

年金積立	グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	34,217,722円	26,149,853円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（成長型）	35,020,633円	27,295,707円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	64,549,789円	50,890,955円
年金積立	グローバル・ラップ・バランス（積極型）	51,070,307円	42,771,070円
	計	2,349,363,393円	1,502,408,157円
2.	受益権の総数	2,349,363,393口	1,502,408,157口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引	(1)有価証券  同左  (2)デリバティブ取引

	該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左 (3)上記以外の金融商品  同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,039,330,980
合計	2,039,330,980

(平成30年 3月26日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,071,613,392
合計	2,071,613,392

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
1口当たり純資産額	5.0160円
	1口当たり純資産額
	6.4801円



(1万口当たり純資産額)

(50,160円)

(1万口当たり純資産額)

(64,801円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(単位:円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ミライト・ホールディングス	130,000	1,631.00	212,030,000	
セーレン	96,800	1,817.00	175,885,600	
マツオカコーポレーション	8,100	2,993.00	24,243,300	
ヤマトインターナショナル	232,200	648.00	150,465,600	
藤倉化成	61,700	650.00	40,105,000	
メック	50,000	1,706.00	85,300,000	
三光合成	145,700	583.00	84,943,100	
東リ	262,100	369.00	96,714,900	
アジアパイルホールディングス	206,400	605.00	124,872,000	
トーカロ	176,400	1,274.00	224,733,600	
日東精工	119,700	702.00	84,029,400	
富士機械製造	83,700	1,992.00	166,730,400	
日特エンジニアリング	41,600	3,755.00	156,208,000	
日精エー・エス・ビー機械	30,600	7,160.00	219,096,000	
サトーホールディングス	47,700	3,280.00	156,456,000	
キトー	106,600	1,862.00	198,489,200	
ユーシン精機	66,500	3,355.00	223,107,500	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	21,600	2,434.00	52,574,400	
ダイヘン	198,000	778.00	154,044,000	
ミマキエンジニアリング	196,400	762.00	149,656,800	
アイホン	30,800	1,754.00	54,023,200	
京三製作所	228,000	643.00	146,604,000	
エレコム	90,600	2,368.00	214,540,800	
タムラ製作所	207,500	742.00	153,965,000	
フォスター電機	61,500	2,584.00	158,916,000	
オブテックスグループ	36,000	5,050.00	181,800,000	
日本電子	216,000	917.00	198,072,000	
芝浦電子	19,800	5,080.00	100,584,000	
日本ケミコン	31,900	2,415.00	77,038,500	
三菱ロジスネクスト	134,800	866.00	116,736,800	
太平洋工業	70,200	1,325.00	93,015,000	
愛知時計電機	14,500	4,215.00	61,117,500	
東京ボード工業	46,800	1,617.00	75,675,600	

ニホンフラッシュ	20,000	2,298.00	45,960,000
前田工織	100,400	1,644.00	165,057,600
萩原工業	83,600	1,688.00	141,116,800
リンテック	40,000	2,953.00	118,120,000
岡村製作所	95,300	1,387.00	132,181,100
メタウォーター	33,000	3,155.00	104,115,000
ハマキョウレックス	50,000	3,420.00	171,000,000
ヒト・コミュニケーションズ	74,000	1,735.00	128,390,000
マネーフォワード	100	4,345.00	434,500
電通国際情報サービス	43,600	2,759.00	120,292,400
デジタルガレージ	71,500	3,405.00	243,457,500
日本ユニシス	95,100	2,209.00	210,075,900
マクニカ・富士エレホールディングス	75,400	1,839.00	138,660,600
ラクト・ジャパン	12,000	3,650.00	43,800,000
クリヤマホールディングス	55,200	2,184.00	120,556,800
シップヘルスケアホールディングス	31,700	3,700.00	117,290,000
コメダホールディングス	28,400	1,937.00	55,010,800
ドウシシャ	43,700	2,329.00	101,777,300
I D O M	101,100	690.00	69,759,000
阪和興業	41,300	4,300.00	177,590,000
P A L T A C	32,300	5,200.00	167,960,000
S O U	12,500	4,680.00	58,500,000
トラスコ中山	64,400	2,493.00	160,549,200
ひらまつ	90,900	491.00	44,631,900
D C Mホールディングス	69,600	1,042.00	72,523,200
パルコ	124,400	1,331.00	165,576,400
ライフネット生命保険	225,500	420.00	94,710,000
オープンハウス	23,000	6,410.00	147,430,000
インテリックス	42,900	1,028.00	44,101,200
日本工営	24,900	3,015.00	75,073,500
タケエイ	151,200	1,192.00	180,230,400
エス・エム・エス	47,500	4,210.00	199,975,000
カカクコム	63,600	1,818.00	115,624,800
ベネフィット・ワン	78,000	2,896.00	225,888,000
エスアールジータカミヤ	188,300	598.00	112,603,400
イオンファンタジー	20,600	5,120.00	105,472,000
リゾートトラスト	24,100	2,220.00	53,502,000
ベルシステム24ホールディングス	158,000	1,447.00	228,626,000
要興業	44,900	931.00	41,801,900
リログループ	60,000	2,854.00	171,240,000
イチネンホールディングス	89,100	1,440.00	128,304,000
合 計	6,201,300		9,410,741,400

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	231,724,154	254,570,780
国債証券	14,494,590,000	11,898,644,400
地方債証券	529,733,000	527,312,000
社債券	7,897,119,165	8,888,585,584
未収入金	513,291,000	1,580,380,700
未収利息	25,180,788	24,157,944
前払費用	3,592,316	3,375,523
流動資産合計	23,695,230,423	23,177,026,931
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	301,961,000	1,583,468,700
未払解約金	6,649,056	90,730,364
未払利息	194	344
流動負債合計	308,610,250	1,674,199,408
負債合計	308,610,250	1,674,199,408
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,163,841,068	15,515,193,766
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	6,222,779,105	5,987,633,757
元本等合計	23,386,620,173	21,502,827,523
純資産合計	23,386,620,173	21,502,827,523
負債純資産合計	23,695,230,423	23,177,026,931

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
-----------------	---

	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
--	---

（貸借対照表に関する注記）

		平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
1.	期首	平成28年 3月26日	平成29年 3月28日
	期首元本額	23,082,502,776円	17,163,841,068円
	期首からの追加設定元本額	1,429,309,989円	1,084,475,647円
	期首からの一部解約元本額	7,347,971,697円	2,733,122,949円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	8,025,118,229円	7,090,241,975円
	日興アセット/日本債券ファンド（適格機関投資家向け）	- 円	7,198,669円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	1,328,819,515円	1,073,467,582円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	1,508,332,963円	1,276,637,793円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	3,842,424,477円	3,348,407,611円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	24,252,701円	- 円
	日本債券ファンド	38,970,199円	34,735,328円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	560,855,779円	618,842,258円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	786,291,692円	876,990,820円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	596,013,612円	683,739,179円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	446,661,058円	504,932,551円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	6,100,843円	- 円
	計	17,163,841,068円	15,515,193,766円
2.	受益権の総数	17,163,841,068口	15,515,193,766口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
--	--------------------------------	--------------------------------

金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	252,619,000
地方債証券	7,491,000
社債券	38,464,835
合計	298,574,835

(平成30年 3月26日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	109,836,000
地方債証券	2,421,000
社債券	12,004,584
合計	119,419,584

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成29年 3月27日現在		平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	1.3626円	1口当たり純資産額	1.3859円
(1万口当たり純資産額)	(13,626円)	(1万口当たり純資産額)	(13,859円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第385回利付国債(2年)	800,000,000	803,936,000	
	第386回利付国債(2年)	1,300,000,000	1,306,656,000	
	第135回利付国債(5年)	150,000,000	151,690,500	
	第8回利付国債(40年)	220,000,000	258,403,200	
	第10回利付国債(40年)	240,000,000	241,041,600	
	第334回利付国債(10年)	1,120,000,000	1,169,145,600	
	第339回利付国債(10年)	100,000,000	103,453,000	
	第340回利付国債(10年)	100,000,000	103,496,000	
	第30回利付国債(30年)	100,000,000	134,815,000	
	第31回利付国債(30年)	100,000,000	133,236,000	
	第41回利付国債(30年)	40,000,000	49,863,200	
	第45回利付国債(30年)	70,000,000	84,028,700	
	第54回利付国債(30年)	140,000,000	142,856,000	
	第55回利付国債(30年)	360,000,000	366,951,600	
	第56回利付国債(30年)	810,000,000	824,750,100	
	第57回利付国債(30年)	310,000,000	315,301,000	
	第120回利付国債(20年)	30,000,000	35,394,300	
	第121回利付国債(20年)	500,000,000	609,450,000	
	第122回利付国債(20年)	100,000,000	120,660,000	
	第123回利付国債(20年)	300,000,000	374,250,000	
	第126回利付国債(20年)	200,000,000	247,574,000	
	第127回利付国債(20年)	400,000,000	490,044,000	
	第133回利付国債(20年)	200,000,000	243,580,000	
	第140回利付国債(20年)	100,000,000	121,026,000	
	第143回利付国債(20年)	100,000,000	119,749,000	
	第149回利付国債(20年)	100,000,000	118,663,000	
	第150回利付国債(20年)	50,000,000	58,546,000	
	第153回利付国債(20年)	360,000,000	415,911,600	
	第155回利付国債(20年)	270,000,000	297,807,300	
	第157回利付国債(20年)	600,000,000	576,180,000	
第158回利付国債(20年)	500,000,000	505,125,000		
第159回利付国債(20年)	200,000,000	205,358,000		

	第162回利付国債(20年)	220,000,000	224,303,200	
	第163回利付国債(20年)	830,000,000	844,898,500	
	第1回インドネシア共和国円貨債券(2017)	100,000,000	100,501,000	
国債証券 合計		11,120,000,000	11,898,644,400	
地方債証券	第698回東京都公募公債	100,000,000	103,291,000	
	第742回東京都公募公債	100,000,000	102,338,000	
	平成27年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	102,917,000	
	平成27年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	102,974,000	
	第1回札幌市公募公債(20年)	100,000,000	115,792,000	
地方債証券 合計		500,000,000	527,312,000	
社債券	INTESA SANPAOLO	200,000,000	200,052,000	
	KKR GROUP FINANCE CO. I V LLC	100,000,000	100,061,000	
	第4回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社 債(劣後特約付)(2015)	100,000,000	110,354,000	
	第1回クレディ・アグリコル・エス・エー非上位円 貨社債(2017)	100,000,000	100,517,000	
	第2回ゲンティン・シンガポール・ピーエルシー円 貨社債(2017)	100,000,000	100,078,000	
	第1回バンコ・サントナール・エセ・アー非上位 円貨社債(2017)	200,000,000	200,718,000	
	第4回フランス電力円貨社債(2017)	100,000,000	101,129,000	
	第9回ドイツ銀行円貨社債(2015)	100,000,000	100,190,106	
	第1回ソシエテ・ジェネラル非上位円貨社債(劣 後)	100,000,000	100,537,000	
	第6回釜山銀行円貨社債(2015)	100,000,000	100,096,120	
	第10回株式会社長谷工コーポレーション無担保社 債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,189,000	
	第7回西松建設株式会社無担保社債(社債間限定同 順位特約付)	100,000,000	101,184,000	
	第2回五洋建設株式会社無担保社債(社債間限定同 順位特約付)	100,000,000	100,249,439	
	第1回積水ハウス利払繰延条項・期限前償還条項付 無担保(劣後特約付)	100,000,000	101,043,000	
	第10回アサヒグループホールディングス株式会社 無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,126,000	
	第1回ヒューリック利払繰延・期限前償還条項付無 担保社債(劣後特約付)	200,000,000	200,000,000	
第1回野村不動産HD利払繰延条項・期限前償還条 項付無(劣後特約付)	100,000,000	100,304,000		



第2回野村不動産HD利払繰延条項・期限前償還条項付無(劣後特約付)	100,000,000	100,414,000	
第20回大王製紙株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,862,000	
第6回ヤフー株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,318,000	
第3回ニチアス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,326,000	
第10回三和ホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,262,000	
第1回株式会社小森コーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,245,888	
第8回株式会社荏原製作所無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,324,912	
第15回パナソニック株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,086,000	
第31回ソニー株式会社無担保社債	100,000,000	100,292,000	
第38回株式会社IHI無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,938,000	
第41回株式会社IHI無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,191,000	
第1回日本生命2015基金特定目的会社特定社債(一般担保付)	100,000,000	100,286,000	
第2回コンコルディア・FG期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	100,000,000	100,000,000	
第2回日本住宅ローン株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,201,000	
第2回株式会社トプコン無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,012,000	
第2回三菱商事利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,575,000	
第29回阪和興業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,083,000	
第28回株式会社丸井グループ無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,005,000	
第1回株式会社三井住友フィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	100,000,000	102,439,000	
第6回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	207,460,000	
第3回株式会社武蔵野銀行期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,282,000	
第3回株式会社大垣共立銀行期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,220,000	

第9回三菱UFJ信託銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	104,481,000	
第1回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	100,000,000	103,032,000	
第38回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,822,000	
第40回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,705,000	
第15回東京センチュリーリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,963,000	
第2回イオンフィナンシャルサービス株式会社期限前償還条項付無	100,000,000	100,110,000	
第64回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,289,894	
第68回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	102,123,000	
第69回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	103,491,000	
第71回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,562,000	
第12回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,747,000	
第13回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,059,000	
第18回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,285,000	
第3回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,979,000	
第4回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,462,000	
第6回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,011,299	
第13回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,043,000	
第68回日立キャピタル株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,956,000	
第3回株式会社アプラスフィナンシャル無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,464,000	
第2回野村ホールディングス劣後無担保社債	100,000,000	115,442,000	
第1回三井住友海上火災保険利払繰延・期限前償還条項付無(劣後特約付)	100,000,000	100,900,000	
第4回三井住友海上火災保険利払繰延・期限前償還条項付無(劣後特約付)	200,000,000	201,746,000	

第2回損害保険ジャパン日本興亜期限前償還条項付無担保(劣後特約付)	100,000,000	99,006,000	
第5回NECキャピタルソリューション株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,429,000	
第1回三菱地所利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,234,000	
第7回日本リテールファンド投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	104,024,000	
第7回グローバル・ワン不動産投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,975,000	
第15回ユナイテッド・アーバン投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,550,000	
第11回ジャパンエクセレント投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,073,000	
第509回関西電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,571,000	
第510回関西電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,737,000	
第511回関西電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,053,000	
第315回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,059,850	
第316回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	102,410,000	
第345回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	99,904,000	
第6回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	101,853,000	
第1回株式会社イチネンホールディングス無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,134,588	
第43回ソフトバンクグループ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,207,488	
第52回ソフトバンクグループ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	103,887,000	
第1回A号明治安田生命保険利払繰延・期限前償還条項付(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)	100,000,000	100,730,000	
第3回A号明治安田生命保険利払繰延・期限前償還条項付(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)	100,000,000	100,321,000	
第4回A号日本生命保険利払繰延条項・期限前償還条項付(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)	100,000,000	100,103,000	
社債券 合計	8,800,000,000	8,888,585,584	
合計	20,420,000,000	21,314,541,984	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

#### 貸借対照表

	(単位：円)	
	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	157,791,738	212,013,704
コール・ローン	3,224,490	1,522,604
株式	25,402,205,922	21,179,286,048
投資証券	682,288,981	442,615,135
派生商品評価勘定	73,145	623,676
未収入金	142,995,864	-
未収配当金	13,548,134	18,824,819
<b>流動資産合計</b>	<b>26,402,128,274</b>	<b>21,854,885,986</b>
<b>資産合計</b>	<b>26,402,128,274</b>	<b>21,854,885,986</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
派生商品評価勘定	26,247	-
未払金	170,519,244	-
未払解約金	15,636,686	54,280,953
未払利息	2	2
<b>流動負債合計</b>	<b>186,182,179</b>	<b>54,280,955</b>
<b>負債合計</b>	<b>186,182,179</b>	<b>54,280,955</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	11,426,123,652	8,625,280,604
<b>剰余金</b>		
剰余金又は欠損金（ ）	14,789,822,443	13,175,324,427
<b>元本等合計</b>	<b>26,215,946,095</b>	<b>21,800,605,031</b>
<b>純資産合計</b>	<b>26,215,946,095</b>	<b>21,800,605,031</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>26,402,128,274</b>	<b>21,854,885,986</b>

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
--------------------	--

	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

		平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
1.	期首	平成28年 3月26日	平成29年 3月28日
	期首元本額	15,425,784,695円	11,426,123,652円
	期首からの追加設定元本額	1,600,797,972円	232,420,361円
	期首からの一部解約元本額	5,600,459,015円	3,033,263,409円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	5,141,356,221円	3,895,363,825円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	182,302,572円	125,295,471円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	335,348,344円	248,338,238円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	2,673,679,897円	1,916,318,592円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	1,044,215,326円	777,842,815円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	1,107,407,860円	786,776,143円
	北米株式ファンド	50,745,681円	41,783,844円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	53,737,263円	51,768,287円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	116,121,899円	105,034,524円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	148,519,938円	135,110,044円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	314,412,259円	287,864,545円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	258,276,392円	253,784,276円
	計	11,426,123,652円	8,625,280,604円
2.	受益権の総数	11,426,123,652口	8,625,280,604口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
-------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,972,051,230
投資証券	35,241,766
合計	3,007,292,996

（平成30年 3月26日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,262,903,341
投資証券	27,351,236
合計	2,290,254,577

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（平成29年 3月27日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	3,326,299	-	3,300,052	26,247

	米ドル	3,326,299	-	3,300,052	26,247
	売建	17,315,422	-	17,242,277	73,145
	米ドル	15,636,686	-	15,575,022	61,664
	加ドル	1,678,736	-	1,667,255	11,481
	合計	20,641,721	-	20,542,329	46,898

(平成30年 3月26日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	54,280,953	-	53,657,277	623,676
	米ドル	54,280,953	-	53,657,277	623,676
	合計	54,280,953	-	53,657,277	623,676

## (注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

平成29年 3月27日現在		平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	2.2944円	1口当たり純資産額	2.5275円
(1万口当たり純資産額)	(22,944円)	(1万口当たり純資産額)	(25,275円)



## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	46,529	61.56	2,864,325.24	
	ANTERO RESOURCES CORP	61,530	19.35	1,190,605.50	
	CHEVRON CORP	26,789	112.98	3,026,621.22	
	HALLIBURTON CO	43,471	46.44	2,018,793.24	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	32,699	65.49	2,141,457.51	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	15,822	158.04	2,500,508.88	
	BALL CORP	58,912	38.77	2,284,018.24	
	SEALED AIR CORP	39,555	41.12	1,626,501.60	
	VULCAN MATERIALS CO	14,438	115.60	1,669,032.80	
	AMETEK INC	22,100	74.61	1,648,881.00	
	ILLINOIS TOOL WORKS	14,714	156.91	2,308,773.74	
	L3 TECHNOLOGIES INC	12,815	201.70	2,584,785.50	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	6,243	345.77	2,158,642.11	
	PARKER HANNIFIN CORP	14,671	169.24	2,482,920.04	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	33,625	49.77	1,673,516.25	
	SMITH (A.O.) CORP	24,977	62.45	1,559,813.65	
	VERISK ANALYTICS INC	15,344	102.11	1,566,775.84	
	CSX CORP	45,192	54.27	2,452,569.84	
	UNITED CONTINENTAL HOLDINGS INC	28,665	67.39	1,931,734.35	
	APTIV PLC	25,891	81.21	2,102,608.11	
	NIKE INC -CL B	26,789	64.63	1,731,373.07	
	ARAMARK	28,177	39.07	1,100,875.39	
	DUNKIN' BRANDS GROUP INC	15,475	59.06	913,953.50	
	MCDONALD'S CORP	14,930	154.98	2,313,851.40	
	SERVICEMASTER GLOBAL HOLDING	22,005	50.06	1,101,570.30	
	STARBUCKS CORP	34,130	56.31	1,921,860.30	
	COMCAST CORP-CLASS A	51,899	33.17	1,721,489.83	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	22,663	30.53	691,901.39	
	THE WALT DISNEY CO.	22,852	98.54	2,251,836.08	
	AMAZON.COM INC	3,844	1,495.56	5,748,932.64	
	BOOKING HOLDINGS INC	936	2,087.01	1,953,441.36	
	HOME DEPOT INC	12,078	171.80	2,075,000.40	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	14,175	59.38	841,711.50		
WAYFAIR INC- CLASS A	8,245	67.58	557,197.10		
COSTCO WHOLESALE CORP	3,740	180.84	676,341.60		

ALTRIA GROUP INC	52,378	59.27	3,104,444.06
COCA-COLA CO/THE	90,748	42.33	3,841,362.84
HERSHEY CO/THE	19,202	96.06	1,844,544.12
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	17,845	143.80	2,566,111.00
ATHENAHEALTH INC	10,693	139.26	1,489,107.18
BOSTON SCIENTIFIC CORP	78,803	26.30	2,072,518.90
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	11,552	135.32	1,563,216.64
HUMANA INC	11,255	261.60	2,944,308.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	13,072	121.17	1,583,934.24
ANAPTYSBIO INC	7,084	110.47	782,569.48
BIOGEN INC	7,825	260.13	2,035,517.25
CELGENE CORP	22,014	84.98	1,870,749.72
ELI LILLY & CO	37,721	74.76	2,820,021.96
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	6,549	147.98	969,121.02
MYLAN NV	41,359	38.87	1,607,624.33
NEKTAR THERAPEUTICS	13,191	103.00	1,358,673.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	19,829	81.50	1,616,063.50
PUMA BIOTECHNOLOGY INC	15,010	69.85	1,048,448.50
REGENERON PHARMACEUTICALS	4,055	321.29	1,302,830.95
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	11,661	204.65	2,386,423.65
CITIGROUP INC	41,570	67.90	2,822,603.00
JPMORGAN CHASE & CO	44,831	107.01	4,797,365.31
SVB FINANCIAL GROUP	6,488	239.55	1,554,200.40
WELLS FARGO & CO	64,397	50.98	3,282,959.06
CME GROUP INC	14,826	158.12	2,344,287.12
GOLDMAN SACHS GROUP INC	6,190	245.26	1,518,159.40
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	28,727	70.32	2,020,082.64
SYNCHRONY FINANCIAL	78,811	32.51	2,562,145.61
TD AMERITRADE HOLDING CORP	61,025	56.77	3,464,389.25
PROGRESSIVE CORP	54,751	59.68	3,267,539.68
ACTIVISION BLIZZARD INC	38,303	68.04	2,606,136.12
ADOBE SYSTEMS INC	21,962	215.02	4,722,269.24
ALPHABET INC-CL C	7,870	1,021.57	8,039,755.90
AMDOCS LTD	37,843	65.70	2,486,285.10
COSTAR GROUP INC	4,311	361.42	1,558,081.62
FACEBOOK INC-A	15,742	159.39	2,509,117.38
FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	11,440	94.86	1,085,198.40
GARTNER INC	8,006	117.69	942,226.14
MASTERCARD INC	25,606	171.83	4,399,878.98
MICROSOFT CORP	38,010	87.18	3,313,711.80
SALESFORCE.COM INC	26,813	114.43	3,068,211.59
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	27,299	51.55	1,407,263.45

	TYLER TECHNOLOGIES INC	5,761	207.37	1,194,658.57	
	ULTIMATE SOFTWARE GROUP INC	7,455	241.70	1,801,873.50	
	VISA INC-CLASS A SHARES	35,541	117.00	4,158,297.00	
	WORLDPAY INC-CLASS A	11,765	80.57	947,906.05	
	AMPHENOL CORP-CL A	18,229	85.33	1,555,480.57	
	APPLE INC	21,366	164.94	3,524,108.04	
	FLEX LTD	56,227	16.66	936,741.82	
	NRG ENERGY INC	111,228	29.79	3,313,482.12	
	SEMPRA ENERGY	12,535	108.97	1,365,938.95	
	BROADCOM LTD	10,948	242.48	2,654,671.04	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	13,835	94.01	1,300,628.35	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	30,251	101.36	3,066,241.36	
米ドル小計		2,357,728		195,793,705.42	(20,558,339,069)
加ドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	51,545	38.59	1,989,121.55	
	SUNCOR ENERGY INC	80,568	42.90	3,456,367.20	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	2,505	863.19	2,162,290.95	
加ドル小計		134,618		7,607,779.70	(620,946,979)
合計		2,492,346		21,179,286,048	(21,179,286,048)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	12,746	1,813,373.42	
		EQUINIX INC	2,324	933,504.32	
		INVITATION HOMES INC	67,055	1,468,504.50	
米ドル小計		82,125	4,215,382.24	(442,615,135)	
合計				442,615,135	(442,615,135)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 89銘柄	97.9%		95.1%

	投資証券	3銘柄		2.1%	2.0%
加ドル	株式	3銘柄	100.0%		2.9%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	373,304,933	482,417,960
コール・ローン	20,122,462	19,958,269
株式	22,195,362,064	20,245,715,227
派生商品評価勘定	551,254	366,724
未収入金	347,286,085	143,796,702
未収配当金	62,885,689	50,044,194
流動資産合計	22,999,512,487	20,942,299,076
資産合計	22,999,512,487	20,942,299,076
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	524,811	510,530
未払金	21,555,153	153,506,697
未払解約金	93,228,515	302,144
未払利息	16	26
流動負債合計	115,308,495	154,319,397
負債合計	115,308,495	154,319,397
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	7,932,732,764	6,359,028,413
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	14,951,471,228	14,428,951,266
元本等合計	22,884,203,992	20,787,979,679
純資産合計	22,884,203,992	20,787,979,679
負債純資産合計	22,999,512,487	20,942,299,076

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券
--------------------	---

	<p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>（３）時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

		平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
1.	期首	平成28年 3月26日	平成29年 3月28日
	期首元本額	7,309,355,813円	7,932,732,764円
	期首からの追加設定元本額	2,322,572,061円	614,769,409円
	期首からの一部解約元本額	1,699,195,110円	2,188,473,760円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	3,447,687,127円	2,737,147,420円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	102,763,016円	78,144,713円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	213,704,064円	164,753,457円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	1,792,852,187円	1,375,553,469円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	739,447,619円	592,357,902円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	1,026,754,806円	804,642,624円
	欧州先進国株式ファンド	34,982,426円	29,653,654円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	30,071,504円	30,541,752円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	64,008,475円	64,316,321円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	91,713,863円	90,157,928円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	207,592,394円	200,008,637円	
年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	181,155,283円	191,750,536円	
計	7,932,732,764円	6,359,028,413円	
2.	受益権の総数	7,932,732,764口	6,359,028,413口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成29年 3月27日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,455,968,076
合計	2,455,968,076

（平成30年 3月26日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	522,889,892
合計	522,889,892

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（平成29年 3月27日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	223,059,921	-	222,535,110	524,811
	英ポンド	223,059,921	-	222,535,110	524,811
	売建	316,173,276	-	315,622,022	551,254
	ユーロ	142,336,682	-	142,277,281	59,401
	英ポンド	93,228,515	-	92,842,536	385,979
	スイスフラン	53,928,175	-	53,860,728	67,447
	スウェーデンクローナ	10,774,621	-	10,757,505	17,116

	ノルウェークローネ	2,886,099	-	2,872,870	13,229
	デンマーククローネ	13,019,184	-	13,011,102	8,082
	合計	539,233,197	-	538,157,132	26,443

（平成30年 3月26日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超		時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	買建	148,424,899	-	148,789,770	364,871	
	ユーロ	3,870,107	-	3,883,923	13,816	
	英ポンド	144,554,792	-	144,905,847	351,055	
	売建	148,727,043	-	149,235,720	508,677	
	英ポンド	4,172,251	-	4,181,890	9,639	
	デンマーククローネ	144,554,792	-	145,053,830	499,038	
	合計	297,151,942	-	298,025,490	143,806	

（注）1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）



平成29年 3月27日現在		平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	2.8848円	1口当たり純資産額	3.2690円
(1万口当たり純資産額)	(28,848円)	(1万口当たり純資産額)	(32,690円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	ENI SPA	179,473	14.10	2,532,005.08	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	116,519	15.15	1,765,262.85	
	AKZO NOBEL	46,239	76.04	3,516,013.56	
	LINDE AG - TENDER	19,366	175.05	3,390,018.30	
	SYMRISE AG	34,045	63.74	2,170,028.30	
	GEA GROUP AG	46,623	34.70	1,617,818.10	
	LEGRAND SA	28,083	62.78	1,763,050.74	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	41,989	68.96	2,895,561.44	
	RELX NV	121,976	16.35	1,994,307.60	
	AENA SA	17,808	162.35	2,891,128.80	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	14,538	242.90	3,531,280.20	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	33,140	38.16	1,264,622.40	
	D'IETEREN SA/NV	33,303	32.86	1,094,336.58	
	JERONIMO MARTINS	101,683	14.41	1,465,760.44	
	DANONE	49,486	64.16	3,175,021.76	
	L'OREAL	17,733	175.95	3,120,121.35	
	ESSILOR INTERNATIONAL	14,761	107.70	1,589,759.70	
	BAYER AG	35,448	90.35	3,202,726.80	
	QIAGEN N.V.	32,797	26.44	867,152.68	
	AIB GROUP PLC	355,481	4.60	1,635,212.60	
	BNP PARIBAS	53,105	59.24	3,145,940.20	
	INTESA SANPAOLO	703,759	2.95	2,077,848.44	
	KBC GROEP NV	42,773	70.44	3,012,930.12	
	CERVED INFORMATION SOLUTIONS	15,602	10.18	158,828.36	
	DEUTSCHE BOERSE AG	22,160	108.80	2,411,008.00	
	LEG IMMOBILIEN AG	14,003	88.34	1,237,025.02	
	AMADEUS IT GROUP SA	39,701	59.46	2,360,621.46	
	SCOUT24 AG	46,841	35.74	1,674,097.34	
	TAKEAWAY.COM HOLDING BV	27,105	45.30	1,227,856.50	
	CELLNEX TELECOM SAU	104,112	22.24	2,315,450.88	
KONINKLIJKE KPN NV	844,722	2.42	2,049,295.57		
E.ON SE	156,502	8.86	1,387,233.72		

	IBERDROLA SA	248,963	5.76	1,435,022.73
	ITALGAS SPA	139,052	4.76	662,721.83
ユーロ小計		3,798,891		70,637,069.45 (9,177,874,433)
英ポンド	BP PLC	755,780	4.62	3,495,104.61
	CAIRN ENERGY PLC	399,141	2.04	815,844.20
	CRODA INTERNATIONAL PLC	40,381	44.79	1,808,664.99
	RIO TINTO PLC	54,836	35.66	1,955,725.94
	EXPERIAN PLC	91,038	15.40	1,402,440.39
	GKN PLC	289,765	4.29	1,243,091.85
	BURBERRY GROUP PLC	59,203	16.53	978,625.59
	COMPASS GROUP PLC	87,378	14.66	1,281,398.37
	DOMINO'S PIZZA GROUP PLC	329,093	3.30	1,086,994.17
	GREGGS PLC	65,197	12.14	791,491.58
	PADDY POWER BETFAIR PLC	30,934	73.75	2,281,382.50
	WPP PLC	146,790	10.95	1,607,350.50
	TESCO PLC	1,183,439	2.02	2,401,197.73
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	48,870	58.65	2,866,225.50
	BARCLAYS PLC	951,355	2.04	1,944,093.94
	IG GROUP HOLDINGS PLC	230,803	8.37	1,931,821.11
	BEAZLEY PLC/UK	739,201	5.50	4,069,301.50
	HISCOX LTD	153,043	14.49	2,217,593.07
	AUTO TRADER GROUP PLC	283,589	3.40	964,769.77
	FIDESSA GROUP PLC	29,326	37.10	1,087,994.60
	JUST EAT PLC	292,407	7.03	2,055,621.21
	MONEYSUPERMARKET.COM	408,858	2.87	1,176,284.46
	VODAFONE GROUP PLC	1,377,132	1.93	2,666,402.97
	SSE PLC	73,713	12.31	907,775.59
英ポンド小計		8,121,272		43,037,196.14 (6,396,618,462)
スイスフラン	SIKA AG-BR	126	7,360.00	927,360.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	6,429	201.20	1,293,514.80
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	22,610	85.12	1,924,563.20
	NESTLE SA-REG	102,364	73.70	7,544,226.80
	NOVARTIS AG-REG	41,096	75.28	3,093,706.88
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	21,489	216.00	4,641,624.00
	JULIUS BAER GROUP LTD	40,467	58.26	2,357,607.42
	UBS GROUP AG-REG	208,432	16.58	3,455,802.56
スイスフラン小計		443,013		25,238,405.66 (2,799,191,571)
スウェーデンク ローナ	ESSITY AKTIEBOLAG-B	112,646	220.30	24,815,913.80
	ERICSSON LM-B SHS	590,562	53.94	31,854,914.28

	COM HEM HOLDING AB	202,697	133.60	27,080,319.20
スウェーデンクローナ小計		905,905		83,751,147.28 (1,068,664,639)
ノルウェークローネ	SCHIBSTED ASA-CL A	45,717	227.00	10,377,759.00
ノルウェークローネ小計		45,717		10,377,759.00 (140,618,634)
デンマーククローネ	DFDS A/S	24,686	333.20	8,225,375.20
	NOVO NORDISK A/S-B	63,307	295.85	18,729,375.95
	JYSKE BANK-REG	30,474	362.50	11,046,825.00
デンマーククローネ小計		118,467		38,001,576.15 (662,747,488)
合 計		13,433,265		20,245,715,227 (20,245,715,227)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	株式 34銘柄	100.0%	45.3%
英ポンド	株式 24銘柄	100.0%	31.6%
スイスフラン	株式 8銘柄	100.0%	13.8%
スウェーデンクローナ	株式 3銘柄	100.0%	5.3%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.0%	0.7%
デンマーククローネ	株式 3銘柄	100.0%	3.3%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	6,078,826	8,434,208
コール・ローン	88,627,305	55,491,222
株式	6,922,879,246	5,894,290,755
投資証券	141,467,169	202,628,097
未収入金	115,436,706	-
未収配当金	59,304,544	48,344,757
流動資産合計	7,333,793,796	6,209,189,039
資産合計		
	7,333,793,796	6,209,189,039
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	104,975	-
未払金	98,508,010	-
未払解約金	34,264,584	1,222,620
未払利息	74	75
流動負債合計	132,877,643	1,222,695
負債合計		
	132,877,643	1,222,695
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,203,615,359	949,914,266
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	5,997,300,794	5,258,052,078
元本等合計	7,200,916,153	6,207,966,344
純資産合計		
	7,200,916,153	6,207,966,344
負債純資産合計		
	7,333,793,796	6,209,189,039

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。
----------------------------	---

## （貸借対照表に関する注記）

		平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
1.	期首	平成28年 3月26日	平成29年 3月28日
	期首元本額	1,284,674,242円	1,203,615,359円
	期首からの追加設定元本額	294,422,678円	31,683,670円
	期首からの一部解約元本額	375,481,561円	285,384,763円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	499,267,889円	394,845,061円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	15,200,949円	11,120,724円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	32,607,620円	25,088,336円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	261,585,878円	194,750,604円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	128,125,453円	100,213,838円
	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	159,305,404円	120,982,251円
	アジア太平洋先進国株式ファンド	16,240,568円	13,815,975円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	5,117,713円	4,982,509円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	9,744,597円	9,195,855円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	14,338,244円	13,524,252円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	30,607,315円	28,773,158円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	31,473,729円	32,621,703円
	計	1,203,615,359円	949,914,266円
2.	受益権の総数	1,203,615,359口	949,914,266口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	<p>(1)有価証券            売買目的有価証券            重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引            「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品            短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>(1)有価証券            同左</p> <p>(2)デリバティブ取引            該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品            同左</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	931,040,655
投資証券	12,902,543
合計	943,943,198

(平成30年 3月26日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	526,724,798
投資証券	11,290,216
合計	538,015,014

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成29年 3月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	12,183,475	-	12,078,500	104,975
	香港ドル	12,183,475	-	12,078,500	104,975
	合計	12,183,475	-	12,078,500	104,975

(注) 1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(平成30年 3月26日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成29年 3月27日現在		平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	5.9827円	1口当たり純資産額	6.5353円
(1万口当たり純資産額)	(59,827円)	(1万口当たり純資産額)	(65,353円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	34,700	38.33	1,330,051.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	169,900	6.89	1,170,611.00	
米ドル小計		204,600		2,500,662.00 (262,569,510)	
豪ドル	WOODSIDE PETROLEUM LTD	38,651	29.34	1,134,020.34	
	BHP BILLITON LTD	161,990	28.77	4,660,452.30	
	DULUXGROUP LTD	138,051	7.41	1,022,957.91	
	INCITEC PIVOT LTD	412,198	3.62	1,492,156.76	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC-CDI	90,649	22.57	2,045,947.93	
	ORICA LIMITED	49,455	18.07	893,651.85	
	RIO TINTO LTD	24,622	73.44	1,808,239.68	
	BRAMBLES LTD	234,304	9.73	2,279,777.92	
	CROWN RESORTS LTD	109,045	12.61	1,375,057.45	
	WESFARMERS LTD	41,101	41.81	1,718,432.81	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	77,551	26.54	2,058,203.54	
	RESMED INC-CDI	127,132	12.42	1,578,979.44	



	CSL LTD	23,260	158.75	3,692,525.00	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	117,550	27.70	3,256,135.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	35,126	72.81	2,557,524.06	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	56,155	28.97	1,626,810.35	
	WESTPAC BANKING CORP	114,108	28.85	3,292,015.80	
	ASX LTD	29,648	56.39	1,671,850.72	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	405,579	2.97	1,204,569.63	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	98,408	9.79	963,414.32	
	COMPUTERSHARE LTD	83,748	17.29	1,448,002.92	
	TELSTRA CORPORATION LTD	181,665	3.22	584,961.30	
豪ドル小計		2,649,996		42,365,687.03	(3,436,280,875)
ニュージーランドドル	CONTACT ENERGY LIMITED	237,820	5.20	1,236,664.00	
ニュージーランドドル小計		237,820		1,236,664.00	(94,246,163)
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	87,772	94.80	8,320,785.60	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	205,000	43.60	8,938,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	151,000	69.70	10,524,700.00	
	SANDS CHINA LTD	78,000	41.90	3,268,200.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	189,000	39.00	7,371,000.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	93,600	74.65	6,987,240.00	
	AIA GROUP LTD	513,400	66.05	33,910,070.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	94,800	37.10	3,517,080.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	70,000	127.10	8,897,000.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	327,200	28.05	9,177,960.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	19,200	420.00	8,064,000.00	
香港ドル小計		1,828,972		108,976,035.60	(1,458,099,356)
シンガポールドル	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	165,900	12.87	2,135,133.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	57,392	27.40	1,572,540.80	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	114,000	12.88	1,468,320.00	
	VENTURE CORP LTD	52,700	27.63	1,456,101.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	415,220	3.39	1,407,595.80	
シンガポールドル小計		805,212		8,039,690.60	(643,094,851)
合 計		5,726,600		5,894,290,755	(5,894,290,755)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
豪ドル	投資証券	LENLEASE GROUP	94,942	1,617,811.68	
豪ドル小計			94,942	1,617,811.68 (131,220,705)	
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND MALL TRUST	437,600	892,704.00	
シンガポールドル小計			437,600	892,704.00 (71,407,392)	
合計				202,628,097 (202,628,097)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 2銘柄	100.0%		4.3%
豪ドル	株式 22銘柄	96.3%		56.4%
	投資証券 1銘柄		3.7%	2.2%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.0%		1.5%
香港ドル	株式 11銘柄	100.0%		23.9%
シンガポールドル	株式 5銘柄	90.0%		10.5%
	投資証券 1銘柄		10.0%	1.2%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

##### 貸借対照表

(単位:円)

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
資産の部		
流動資産		
預金	246,500,687	34,491,081
コール・ローン	11,210,933	9,999,168
国債証券	10,484,104,430	9,444,342,420

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
特殊債券	117,438,879	68,170,093
社債券	1,267,676,905	1,137,407,389
派生商品評価勘定	42,690,550	34,531,759
未収入金	119,350,621	202,443,144
未収利息	89,436,056	82,660,054
前払費用	4,772,750	13,206,425
差入委託証拠金	98,571,771	119,148,533
流動資産合計	12,481,753,582	11,146,400,066
資産合計	12,481,753,582	11,146,400,066
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	39,641,293	44,305,262
未払金	110,062,589	93,919,475
未払解約金	557,939	19,295,850
未払利息	9	13
流動負債合計	150,261,830	157,520,600
負債合計	150,261,830	157,520,600
純資産の部		
元本等		
元本	5,250,589,817	4,512,396,810
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	7,080,901,935	6,476,482,656
元本等合計	12,331,491,752	10,988,879,466
純資産合計	12,331,491,752	10,988,879,466
負債純資産合計	12,481,753,582	11,146,400,066

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。
----------------------------	---

## （貸借対照表に関する注記）

		平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
1.	期首	平成28年 3月26日	平成29年 3月28日
	期首元本額	6,858,962,353円	5,250,589,817円
	期首からの追加設定元本額	524,565,232円	231,217,380円
	期首からの一部解約元本額	2,132,937,768円	969,410,387円
	元本の内訳		
	GW7つの卵	2,581,380,206円	2,206,437,089円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	120,269,991円	95,158,204円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	191,359,548円	160,133,796円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	1,320,201,221円	1,083,861,690円
	グローバル・ラップ・バランス 積極型	524,468,063円	426,639,500円
	海外債券ファンド	45,786,536円	38,673,263円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定型）	38,554,795円	43,223,510円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（安定成長型）	71,634,473円	77,975,166円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（成長型）	78,198,410円	86,382,879円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極成長型）	148,232,562円	157,957,680円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス（積極型）	130,504,012円	135,954,033円
	計	5,250,589,817円	4,512,396,810円
2.	受益権の総数	5,250,589,817口	4,512,396,810口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成28年 3月26日 至 平成29年 3月27日	自 平成29年 3月28日 至 平成30年 3月26日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成29年 3月27日現在	平成30年 3月26日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	<p>(1)有価証券            売買目的有価証券            重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引            「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品            短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>(1)有価証券            同左</p> <p>(2)デリバティブ取引            同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品            同左</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成29年 3月27日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	284,919,742
特殊債券	1,489,404
社債券	6,785,224
合計	293,194,370

(平成30年 3月26日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	34,920,906
特殊債券	1,441,426
社債券	16,058,191
合計	52,420,523

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(債券関連)

(平成29年 3月27日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	1,397,331,882	-	1,402,209,549	4,877,667
	売建	365,211,479	-	364,434,566	776,913
	合計	1,762,543,361	-	1,766,644,115	5,654,580

(平成30年 3月26日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				

	買建	2,290,314,033	-	2,296,746,008	6,431,975
	売建	2,912,022,358	-	2,920,732,280	8,709,922
	合計	5,202,336,391	-	5,217,478,288	2,277,947

## (注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (通貨関連)

(平成29年 3月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,000,239,642	-	1,967,906,157	32,333,485
	米ドル	1,441,497,331	-	1,415,385,757	26,111,574
	加ドル	122,586,597	-	119,174,400	3,412,197
	メキシコペソ	20,270,349	-	21,149,610	879,261
	ユーロ	80,096,190	-	79,400,880	695,310
	英ポンド	67,357,578	-	66,488,630	868,948
	スイスフラン	30,128,107	-	30,188,700	60,593
	スウェーデンクローナ	135,105,699	-	134,800,680	305,019
	ノルウェークローネ	11,934,776	-	11,596,700	338,076
	豪ドル	81,002,031	-	79,606,800	1,395,231
	ニュージーランドドル	10,260,984	-	10,114,000	146,984
	売建	1,945,814,980	-	1,916,031,598	29,783,382
	米ドル	589,851,073	-	576,481,943	13,369,130
加ドル	22,514,000	-	21,931,400	582,600	
メキシコペソ	16,758,000	-	16,729,500	28,500	

ユーロ	530,113,300	-	531,255,360	1,142,060
英ポンド	131,512,040	-	130,489,120	1,022,920
スイスフラン	19,592,320	-	19,678,560	86,240
スウェーデンクローナ	9,094,360	-	9,000,120	94,240
ノルウェークローネ	38,966,900	-	37,826,090	1,140,810
デンマーククローネ	70,805,480	-	71,516,200	710,720
ポーランドズロチ	8,711,160	-	8,891,850	180,690
豪ドル	124,366,327	-	121,168,015	3,198,312
ニュージーランドドル	347,380,620	-	335,240,200	12,140,420
シンガポールドル	36,149,400	-	35,823,240	326,160
合計	3,946,054,622	-	3,883,937,755	2,550,103

(平成30年 3月26日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,838,468,359	-	1,804,068,621	34,399,738
	米ドル	1,261,040,737	-	1,235,999,261	25,041,476
	ユーロ	103,878,676	-	102,904,560	974,116
	英ポンド	49,860,973	-	49,926,240	65,267
	スウェーデンクローナ	146,273,830	-	143,473,440	2,800,390
	ノルウェークローネ	91,638,979	-	90,636,760	1,002,219
	豪ドル	110,148,160	-	106,661,800	3,486,360
	南アフリカランド	75,627,004	-	74,466,560	1,160,444
	売建	1,857,764,209	-	1,830,738,621	27,025,588
	米ドル	596,723,472	-	585,127,408	11,596,064
	加ドル	75,158,580	-	72,932,520	2,226,060
	メキシコペソ	16,771,710	-	16,566,820	204,890
	ユーロ	505,233,097	-	501,014,443	4,218,654
	英ポンド	126,124,700	-	125,558,550	566,150
	スイスフラン	29,263,360	-	28,398,080	865,280



	スウェーデンク ローナ	20,616,240	-	20,173,560	442,680
	ノルウェークロー ネ	81,106,320	-	80,197,420	908,900
	デンマーククロー ネ	97,352,860	-	96,303,680	1,049,180
	ポーランドズロチ	22,699,680	-	22,136,520	563,160
	ニュージーランド ドル	249,998,540	-	246,116,800	3,881,740
	シンガポールドル	36,715,650	-	36,212,820	502,830
	合計	3,696,232,568	-	3,634,807,242	7,374,150

## (注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (金利関連)

(平成29年 3月27日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	金利先物取引 売建	108,965,626	-	109,020,846	55,220
	合計	108,965,626	-	109,020,846	55,220

(平成30年 3月26日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	金利先物取引				
	買建	281,011,500	-	281,213,625	202,125
	売建	535,188,281	535,188,281	535,511,812	323,531
合計		816,199,781	535,188,281	816,725,437	121,406

## (注) 1. 時価の算定方法

金利先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 金利先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

平成29年 3月27日現在		平成30年 3月26日現在	
1口当たり純資産額	2.3486円	1口当たり純資産額	2.4353円
(1万口当たり純資産額)	(23,486円)	(1万口当たり純資産額)	(24,353円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	STRIP PRINC-0.0%-45/08/15	860,000.00	369,408.69	
		STRIP PRINC-0.0%-45/11/15	425,000.00	181,168.57	
		US TREASURY N/B-1.625%-19/03/31	1,340,000.00	1,333,431.32	

	US TREASURY N/B-1.375%-20/04/30	5,955,000.00	5,839,854.12	
	US TREASURY N/B-2.625%-20/11/15	220,000.00	221,366.42	
	US TREASURY N/B-3.125%-21/05/15	2,860,000.00	2,918,206.72	
	US TREASURY N/B-2.125%-21/08/15	940,000.00	928,910.82	
	US TREASURY N/B-1.75%-21/11/30	2,025,000.00	1,970,934.52	
	US TREASURY N/B-2.5%-24/05/15	1,150,000.00	1,136,815.25	
	US TREASURY N/B-2.0%-25/02/15	2,510,000.00	2,391,020.98	
	US TREASURY N/B-2.0%-25/08/15	2,225,000.00	2,110,577.15	
	US TREASURY N/B-2.25%-27/08/15	1,400,000.00	1,332,926.00	
	US TREASURY N/B-3.0%-42/05/15	595,000.00	591,293.15	
	US TREASURY N/B-2.75%-42/08/15	660,000.00	626,484.54	
	US TREASURY N/B-3.125%-43/02/15	1,440,000.00	1,458,478.08	
	US TREASURY N/B-2.875%-43/05/15	235,000.00	227,495.51	
	US TREASURY N/B-3.625%-43/08/15	335,000.00	368,630.98	
	US TREASURY N/B-3.0%-45/05/15	1,915,000.00	1,890,913.13	
	US TREASURY N/B-3.0%-45/11/15	200,000.00	197,336.00	
	US TREASURY N/B-2.5%-46/05/15	645,000.00	574,730.47	
国債証券小計		27,935,000.00	26,669,982.42	(2,800,348,154)
特殊債券	FNGT 2004-T3 1A1-6.0%-44/02/25	16,357.63	18,099.23	
	FNR 1999-37 F-2.272%-29/06/25	4,548.62	4,561.27	
	FNR 2000-13 F-2.522%-23/09/25	6,235.99	6,272.72	
	FNW 2004-W2 5AF-1.971%-44/03/25	14,426.77	14,418.08	
	FNW 2004-W8 2A-6.5%-44/06/25	31,685.36	35,265.23	
	FSPC T-21 A-1.981%-29/10/25	16,802.16	16,685.48	
	FSPC T-61 1A1-2.532%-44/07/25	68,110.48	68,244.69	
特殊債券小計		158,167.01	163,546.70	(17,172,403)
社債券	ANADARKO PETROLEUM CORP-8.7%-19/03/15	265,000.00	279,057.19	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV FIN-2.65%- 21/02/01	425,000.00	420,252.32	
	BANK OF AMERICA CORP-3.004%-23/12/20	431,000.00	419,414.28	
	BAT INTL FINANCE PLC-2.75%-20/06/15	385,000.00	381,202.74	
	CITIGROUP INC-2.05%-18/12/07	500,000.00	497,918.00	
	CVS HEALTH CORP-3.125%-20/03/09	350,000.00	350,233.45	
	GENERAL MOTORS FINL CO-3.2%-21/07/06	200,000.00	198,265.60	

		GOLDMAN SACHS GROUP INC-2.3%-19/12/13	370,000.00	366,073.93	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC-2.905%- 23/07/24	290,000.00	280,910.24	
		KINDER MORGAN INC/DELAWA-3.05%- 19/12/01	320,000.00	319,078.08	
		MASSMUTUAL GLOBAL FUNDIN-1.55%- 19/10/11	350,000.00	343,428.75	
		MORGAN STANLEY-2.2%-18/12/07	320,000.00	318,694.72	
		NEW YORK LIFE GLOBAL FDG-1.55%- 18/11/02	400,000.00	397,761.60	
		NGN 2011-R3 1A-2.150%-20/03/11	192,499.83	192,939.76	
		NISSAN MOTOR ACCEPTANCE-1.55%- 19/09/13	390,000.00	382,985.46	
		NORTHEAST UTILITIES-1.45%-18/05/01	375,000.00	374,554.50	
		PRINCIPAL LFE GLB FND II-2.2%- 20/04/08	251,000.00	248,020.63	
		REYNOLDS AMERICAN INC-2.3%-18/06/12	505,000.00	504,616.20	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA-2.375%- 19/03/25	500,000.00	498,353.50	
		SOUTHERN CO-2.75%-20/06/15	300,000.00	297,465.90	
		TIME WARNER CABLE LLC-6.75%-18/07/01	305,000.00	308,513.60	
		TORONTO-DOMINION BANK-1.85%-20/09/11	210,000.00	204,805.44	
		UNITEDHEALTH GROUP INC-1.9%-18/07/16	320,000.00	319,572.16	
		VERIZON COMMUNICATIONS-3.5%-21/11/01	250,000.00	251,973.00	
		VIACOM INC-4.25%-23/09/01	220,000.00	224,275.04	
		WELLS FARGO & COMPANY-2.1%-21/07/26	310,000.00	299,097.61	
	社債券小計		8,734,499.83	8,679,463.70	(911,343,688)
米ドル小計			36,827,666.84	35,512,992.82	(3,728,864,245)
加ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT-1.75%-19/09/01	920,000.00	919,356.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-0.75%-21/03/01	775,000.00	748,061.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-2.5%-24/06/01	595,000.00	607,804.40	
		CANADIAN GOVERNMENT-1.0%-27/06/01	50,000.00	45,062.50	
		CANADIAN GOVERNMENT-5.0%-37/06/01	265,000.00	375,367.20	
		CANADIAN GOVERNMENT-3.5%-45/12/01	150,000.00	185,668.50	
		CANADIAN GOVERNMENT-2.75%-48/12/01	75,000.00	82,170.00	
			2,830,000.00	2,963,489.60	

	国債証券小計			(241,880,021)
	社債券	CANADIAN PACIFIC RR CO-6.25%-18/06/01	380,000.00	383,009.60
		ROYAL BANK OF CANADA-1.73%-18/08/01	400,000.00	400,180.00
	社債券小計		780,000.00	783,189.60 (63,923,935)
加ドル小計			3,610,000.00	3,746,679.20 (305,803,956)
メキシコ ペソ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT-5.0%-19/12/11	10,035,100.00	9,649,375.84
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-27/06/03	5,368,900.00	5,374,772.23
		MEX BONOS DESARR FIX RT-10.0%- 36/11/20	2,759,600.00	3,375,766.93
メキシコペソ小計		18,163,600.00	18,399,915.00 (104,511,517)	
ユーロ	国債証券	BELGIUM KINGDOM-3.75%-20/09/28	305,000.00	337,102.77
		BELGIUM KINGDOM-0.8%-25/06/22	730,000.00	750,132.67
		BELGIUM KINGDOM-0.8%-27/06/22	90,000.00	90,958.23
		BELGIUM KINGDOM-0.8%-28/06/22	200,000.00	199,801.20
		BELGIUM KINGDOM-1.25%-33/04/22	320,000.00	324,420.80
		BELGIUM KINGDOM-5.0%-35/03/28	145,000.00	231,723.05
		BELGIUM KINGDOM-3.75%-45/06/22	155,000.00	234,253.98
		BELGIUM KINGDOM-2.25%-57/06/22	45,000.00	51,852.06
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.15%- 20/07/30	383,000.00	395,594.95
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.5%- 21/04/30	935,000.00	1,098,439.87
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.75%- 21/07/30	432,000.00	444,375.93
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.4%- 22/04/30	204,000.00	206,720.95
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.45%- 22/10/31	360,000.00	363,998.16
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.45%- 27/10/31	680,000.00	696,013.31
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-6.0%- 29/01/31	735,000.00	1,084,022.10
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.9%- 40/07/30	135,000.00	203,971.36		
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.7%- 41/07/30	320,000.00	476,224.64		

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.9%- 46/10/31	190,000.00	216,046.72	
BUNDESobligation-0.0%-21/04/09	506,000.00	512,893.23	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%- 22/09/04	1,660,000.00	1,786,985.02	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.0%- 23/08/15	160,000.00	177,603.04	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.0%- 25/08/15	501,000.00	529,527.94	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.25%- 27/02/15	345,000.00	340,340.43	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-5.5%- 31/01/04	535,000.00	850,784.28	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.75%- 34/07/04	20,000.00	31,875.12	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.0%- 37/01/04	115,000.00	175,843.05	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.25%- 39/07/04	150,000.00	244,039.05	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.5%- 44/07/04	895,000.00	1,179,310.16	
BUONI POLIENNALI DEL TES-1.5%- 19/08/01	220,000.00	225,586.90	
BUONI POLIENNALI DEL TES-0.7%- 20/05/01	1,465,000.00	1,492,175.75	
BUONI POLIENNALI DEL TES-0.2%- 20/10/15	480,000.00	483,036.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5.5%- 22/09/01	1,335,000.00	1,622,918.11	
BUONI POLIENNALI DEL TES-0.95%- 23/03/01	65,000.00	65,592.93	
BUONI POLIENNALI DEL TES-0.95%- 23/03/15	160,000.00	161,561.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.75%- 24/09/01	400,000.00	463,748.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES-2.5%- 24/12/01	745,000.00	804,996.34	
BUONI POLIENNALI DEL TES-2.05%- 27/08/01	760,000.00	777,812.12	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.5%- 30/03/01	985,000.00	1,126,624.28	
BUONI POLIENNALI DEL TES-2.25%-	145,000.00	139,771.15	

36/09/01			
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.0%- 37/02/01	455,000.00	555,843.01	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5.0%- 40/09/01	55,000.00	75,520.83	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.75%- 44/09/01	490,000.00	662,204.62	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.45%- 48/03/01	90,000.00	99,747.90	
FINNISH GOVERNMENT-4.375%-19/07/04	525,000.00	558,523.87	
FINNISH GOVERNMENT-1.5%-23/04/15	510,000.00	547,741.53	
FRANCE (GOVT OF)-3.5%-20/04/25	1,675,000.00	1,815,328.15	
FRANCE (GOVT OF)-0.0%-21/05/25	505,000.00	509,757.10	
FRANCE (GOVT OF)-2.25%-24/05/25	620,000.00	698,365.52	
FRANCE (GOVT OF)-0.5%-25/05/25	2,520,000.00	2,547,558.72	
FRANCE (GOVT OF)-0.75%-28/05/25	105,000.00	104,951.07	
FRANCE (GOVT OF)-1.5%-31/05/25	165,000.00	175,673.19	
FRANCE (GOVT OF)-4.75%-35/04/25	834,000.00	1,305,863.85	
FRANCE (GOVT OF)-1.25%-36/05/25	102,000.00	102,236.64	
FRANCE (GOVT OF)-1.75%-39/06/25	50,000.00	53,831.50	
FRANCE (GOVT OF)-3.25%-45/05/25	340,000.00	473,826.04	
FRANCE (GOVT OF)-2.0%-48/05/25	260,000.00	286,492.96	
FRANCE (GOVT OF)-4.0%-55/04/25	265,000.00	438,956.86	
IRISH TREASURY-3.4%-24/03/18	350,000.00	414,765.40	
IRISH TREASURY-1.7%-37/05/15	70,000.00	72,639.77	
IRISH TREASURY-2.0%-45/02/18	40,000.00	43,027.12	
NETHERLANDS GOVERNMENT-1.25%-19/01/15	585,000.00	594,069.25	
NETHERLANDS GOVERNMENT-3.25%-21/07/15	225,000.00	252,155.92	
NETHERLANDS GOVERNMENT-2.0%-24/07/15	830,000.00	924,962.79	
NETHERLANDS GOVERNMENT-0.75%-27/07/15	280,000.00	284,860.24	
NETHERLANDS GOVERNMENT-3.75%-42/01/15	265,000.00	414,756.27	
REPUBLIC OF AUSTRIA-2.1%-17/09/20	25,000.00	28,181.27	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.65%-22/04/20	290,000.00	334,997.85	
REPUBLIC OF AUSTRIA-1.2%-25/10/20	100,000.00	105,959.70	
REPUBLIC OF AUSTRIA-0.75%-26/10/20	338,000.00	343,881.20	
REPUBLIC OF AUSTRIA-4.15%-37/03/15	125,000.00	189,795.75	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.15%-44/06/20	110,000.00	155,693.12	

		REPUBLIC OF CYPRUS-3.75%-23/07/26	10,000.00	11,303.97	
		REPUBLIC OF CYPRUS-2.75%-24/06/27	30,000.00	32,353.02	
	国債証券小計		31,250,000.00	35,814,504.05	(4,653,378,511)
	社債券	CAIXABANK SA-4.625%-19/06/04	250,000.00	264,636.50	
		DEUTSCHE BANK AG-1.0%-19/03/18	300,000.00	302,618.10	
		GLENCORE FINANCE EUROPE-4.625%-18/04/03	280,000.00	280,251.72	
		NORDEA BANK AB-0.3%-22/06/30	200,000.00	199,323.00	
		RCI BANQUE SA-0.375%-19/07/10	200,000.00	201,071.60	
	社債券小計		1,230,000.00	1,247,900.92	(162,139,766)
ユーロ小計			32,480,000.00	37,062,404.97	(4,815,518,277)
英ポンド	国債証券	UK TREASURY-1.75%-19/07/22	330,000.00	334,242.15	
		UK TREASURY-2.0%-20/07/22	90,000.00	92,299.59	
		UK TREASURY-1.5%-21/01/22	675,000.00	685,336.95	
		UK TREASURY-4.75%-30/12/07	540,000.00	733,536.00	
		UK TREASURY-4.25%-32/06/07	125,000.00	165,917.37	
		UK TREASURY-4.25%-36/03/07	335,000.00	465,638.94	
		UK TREASURY-4.75%-38/12/07	115,000.00	175,091.52	
		UK TREASURY-3.5%-45/01/22	320,000.00	436,701.44	
		UK TREASURY-4.25%-46/12/07	125,000.00	194,653.00	
		UK TREASURY-3.75%-52/07/22	540,000.00	832,250.70	
		UNITED KINGDOM GILT-0.75%-23/07/22	710,000.00	693,589.06	
		UNITED KINGDOM GILT-2.5%-65/07/22	215,000.00	284,786.42	
英ポンド小計			4,120,000.00	5,094,043.14	(757,127,631)
スイスフラン	国債証券	SWITZERLAND-2.0%-22/05/25	115,000.00	127,612.97	
	国債証券小計		115,000.00	127,612.97	(14,153,554)
	特殊債券	KFW-2.75%-18/10/11	300,000.00	306,018.30	
	特殊債券小計		300,000.00	306,018.30	(33,940,489)
スイスフラン小計			415,000.00	433,631.27	(48,094,043)



スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT-4.25%-19/03/12	2,365,000.00	2,479,536.95	
		SWEDISH GOVERNMENT-3.5%-22/06/01	1,530,000.00	1,764,827.46	
		SWEDISH GOVERNMENT-1.0%-26/11/12	870,000.00	903,230.52	
		SWEDISH GOVERNMENT-2.25%-32/06/01	460,000.00	531,608.20	
スウェーデンクローナ小計			5,225,000.00	5,679,203.13	(72,466,631)
ノルウェー クローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-23/05/24	1,740,000.00	1,781,358.06	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-1.75%-27/02/17	1,955,000.00	1,935,442.18	
ノルウェークローネ小計			3,695,000.00	3,716,800.24	(50,362,643)
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK-4.0%-19/11/15	7,290,000.00	7,846,132.23	
		KINGDOM OF DENMARK-4.5%-39/11/15	700,000.00	1,171,348.50	
デンマーククローネ小計			7,990,000.00	9,017,480.73	(157,264,863)
ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND-5.5%-19/10/25	1,820,000.00	1,937,390.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-3.25%-25/07/25	1,015,000.00	1,036,112.00	
ポーランドズロチ小計			2,835,000.00	2,973,502.00	(91,227,041)
豪ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.5%-20/04/15	150,000.00	157,420.35	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-24/04/21	260,000.00	264,324.06	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.25%-25/04/21	495,000.00	518,133.33	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%-27/04/21	195,000.00	228,376.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.75%-37/04/21	235,000.00	259,158.00	
	国債証券小計		1,335,000.00	1,427,411.74	(115,777,366)
	特殊債券	KFW-2.4%-20/07/02	210,000.00	210,297.15	
特殊債券小計		210,000.00	210,297.15	(17,057,201)	
豪ドル小計			1,545,000.00	1,637,708.89	(132,834,567)
ニュー ジーラン ドドル	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT-5.5%-23/04/15	2,790,000.00	3,213,505.26	
ニュージーランドドル小計			2,790,000.00	3,213,505.26	(244,901,235)
シンガ	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT-3.25%-20/09/01	925,000.00	952,750.00	

ポールドル		SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%-42/04/01	50,000.00	49,450.00	
シンガポールドル小計			975,000.00	1,002,200.00	(80,165,978)
マレーシアリングット	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT-3.955%-25/09/15	450,000.00	449,686.35	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-5.734%-19/07/30	1,335,000.00	1,379,589.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.127%-32/04/15	450,000.00	437,687.55	
マレーシアリングット小計			2,235,000.00	2,266,962.90	(60,777,275)
合計				10,649,919,902	(10,649,919,902)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 20銘柄	75.1%	26.3%
	特殊債券 7銘柄	0.5%	0.2%
	社債券 26銘柄	24.4%	8.6%
加ドル	国債証券 7銘柄	79.1%	2.3%
	社債券 2銘柄	20.9%	0.6%
メキシコペソ	国債証券 3銘柄	100.0%	1.0%
ユーロ	国債証券 73銘柄	96.6%	43.4%
	社債券 5銘柄	3.4%	1.5%
英ポンド	国債証券 12銘柄	100.0%	7.1%
スイスフラン	国債証券 1銘柄	29.4%	0.1%
	特殊債券 1銘柄	70.6%	0.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 4銘柄	100.0%	0.7%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.5%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	1.5%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.9%
豪ドル	国債証券 5銘柄	87.2%	1.1%
	特殊債券 1銘柄	12.8%	0.2%
ニュージーランドドル	国債証券 1銘柄	100.0%	2.3%
シンガポールドル	国債証券 2銘柄	100.0%	0.8%

マレーシアリングット	国債証券	3銘柄	100.0%	0.6%
------------	------	-----	--------	------

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年 3月30日現在です。

### 【日本大型株式ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	179,066,592円
負債総額	27,650円
純資産総額（ - ）	179,038,942円
発行済口数	120,783,254口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4823円

### 【日本小型株式ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	322,317,951円
負債総額	52,741円
純資産総額（ - ）	322,265,210円
発行済口数	65,243,314口
1口当たり純資産額（ / ）	4.9394円

### 【日本債券ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	49,423,556円
負債総額	3,646円
純資産総額（ - ）	49,419,910円
発行済口数	42,077,360口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1745円

### 【北米株式ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	111,559,443円
負債総額	17,240円

純資産総額( - )	111,542,203円
発行済口数	71,104,700口
1口当たり純資産額( / )	1.5687円

## 【欧州先進国株式ファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	101,019,190円
負債総額	16,893円
純資産総額( - )	101,002,297円
発行済口数	64,383,404口
1口当たり純資産額( / )	1.5688円

## 【アジア太平洋先進国株式ファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	93,431,763円
負債総額	16,319円
純資産総額( - )	93,415,444円
発行済口数	28,021,577口
1口当たり純資産額( / )	3.3337円

## 【海外債券ファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	97,933,902円
負債総額	11,823円
純資産総額( - )	97,922,079円
発行済口数	62,768,526口
1口当たり純資産額( / )	1.5601円

(参考)

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	32,981,620,839円
負債総額	1,857,594,845円
純資産総額( - )	31,124,025,994円
発行済口数	13,493,389,856口
1口当たり純資産額( / )	2.3066円

## 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	10,395,247,638円
負債総額	123,945,203円
純資産総額( - )	10,271,302,435円
発行済口数	1,502,984,963口
1口当たり純資産額( / )	6.8339円

## 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	78,646,789,645円
負債総額	28,531,787,657円
純資産総額( - )	50,115,001,988円
発行済口数	36,187,678,623口
1口当たり純資産額( / )	1.3849円

## 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	22,490,840,677円
負債総額	53円
純資産総額( - )	22,490,840,624円
発行済口数	8,634,855,936口
1口当たり純資産額( / )	2.6047円

## 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	21,268,513,102円
負債総額	161,016,977円
純資産総額（ - ）	21,107,496,125円
発行済口数	6,349,042,778口
1口当たり純資産額（ / ）	3.3245円

#### アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

##### 純資産額計算書

資産総額	6,229,088,578円
負債総額	5,907,550円
純資産総額（ - ）	6,223,181,028円
発行済口数	948,605,124口
1口当たり純資産額（ / ）	6.5603円

#### 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

##### 純資産額計算書

資産総額	11,234,076,373円
負債総額	160,968,338円
純資産総額（ - ）	11,073,108,035円
発行済口数	4,493,644,894口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4642円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

##### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

##### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知

するものとしします。

- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。



## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2018年3月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の意思決定機関（2018年3月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

##### (3) 運用の意思決定プロセス（2018年3月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2018年3月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	794	170,211

株式投資信託	752	143,401
単位型	221	8,404
追加型	531	134,996
公社債投資信託	42	26,810
単位型	28	434
追加型	14	26,375

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第58期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第59期中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第57期 (平成28年3月31日)		第58期 (平成29年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	14,308	3	16,761
金銭の信託	3	153	3	152
有価証券		86		10
前払費用	3	489		506
未収入金		10		136
未収委託者報酬		9,374		10,757
未収収益	3	2,280	3	2,799
関係会社短期貸付金		5,333		962
立替金		2,960		1,240
繰延税金資産		819		865
その他	2,3	428	2,3	385
流動資産合計		36,243		34,577
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	146	1	93
器具備品	1	210	1	190
有形固定資産合計		356		283

無形固定資産		
ソフトウェア	140	138
無形固定資産合計	140	138
投資その他の資産		
投資有価証券	12,195	11,783
関係会社株式	21,702	23,203
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	781	782
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	425	423
投資その他の資産合計	35,165	36,253
固定資産合計	35,662	36,674
資産合計	71,905	71,252

(単位：百万円)

	第57期 (平成28年3月31日)		第58期 (平成29年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金	410	3	589	
未払金	3,841		4,043	
未払収益分配金	6		7	
未払償還金	112		91	
未払手数料	3	3,269	3	3,499
その他未払金		453		445
未払費用	3	4,920	3	4,229
未払法人税等		354		1,808
未払消費税等	4	649	4	538
関係会社短期借入金		5,631		-
賞与引当金		2,080		2,077
役員賞与引当金		145		168
その他	3	278	3	62
流動負債合計		18,312		13,517
固定負債				
退職給付引当金		1,154		1,259
固定負債合計		1,154		1,259
負債合計		19,466		14,777
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		29,948		34,015

利益剰余金合計	29,948	34,015
自己株式	502	672
株主資本合計	52,028	55,926
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	151	282
繰延ヘッジ損益	258	266
評価・換算差額等合計	410	548
純資産合計	52,438	56,475
負債純資産合計	71,905	71,252

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	66,339	64,680
その他営業収益	4,382	4,218
営業収益合計	70,722	68,898
営業費用		
支払手数料	30,529	28,675
広告宣伝費	1,098	969
公告費	3	2
調査費	17,470	17,322
調査費	821	841
委託調査費	16,600	16,456
図書費	48	24
委託計算費	505	498
営業雑経費	718	656
通信費	195	185
印刷費	321	276
協会費	65	66
諸会費	22	17
その他	113	111
営業費用計	50,327	48,124
一般管理費		
給料	8,138	8,243
役員報酬	365	360
役員賞与引当金繰入額	145	168
給料・手当	5,495	5,576
賞与	51	61
賞与引当金繰入額	2,080	2,077
交際費	185	99
寄付金	27	17
旅費交通費	503	412
租税公課	258	375
不動産賃借料	875	889
退職給付費用	372	390
退職金	113	20
固定資産減価償却費	196	192
福利費	952	959

諸経費		2,952		2,791
一般管理費計		14,577		14,394
営業利益		5,817		6,380

(単位：百万円)

	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		91		19
受取配当金	1	1,330	1	1,644
時効成立分配金・償還金		1		22
為替差益		32		177
その他		32		36
営業外収益合計		1,488		1,899
営業外費用				
支払利息	1	242	1	223
有価証券償還損		-		7
デリバティブ費用	1	69	1	146
時効成立後支払分配金・償還金		5		2
支払源泉所得税		119		155
その他		94		73
営業外費用合計		531		608
経常利益		6,774		7,670
特別利益				
投資有価証券売却益		720		174
その他		0		-
特別利益合計		720		174
特別損失				
投資有価証券売却損		100		120
固定資産処分損		6		13
特別賞与		204		-
割増退職金		91		-
役員退職一時金		64		-
特別損失合計		467		134
税引前当期純利益		7,027		7,710
法人税、住民税及び事業税		1,359		2,137
過年度法人税等		-	2	115
法人税等調整額		706		104
法人税等合計		2,065		2,147
当期純利益		4,962		5,562

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68	48,351
当期変動額							
剰余金の配当				850	850		850
当期純利益				4,962	4,962		4,962
自己株式の取得						434	434
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	4,111	4,111	434	3,676
当期末残高	17,363	5,220	5,220	29,948	29,948	502	52,028

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	1,002	88	913	49,265
当期変動額				
剰余金の配当				850
当期純利益				4,962
自己株式の取得				434
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	851	347	503	503
当期変動額合計	851	347	503	3,173
当期末残高	151	258	410	52,438

第58期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	29,948	29,948	502	52,028
当期変動額							
剰余金の配当				1,495	1,495		1,495
当期純利益				5,562	5,562		5,562
自己株式の取得						170	170
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	4,067	4,067	170	3,897
当期末残高	17,363	5,220	5,220	34,015	34,015	672	55,926

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	151	258	410	52,438
当期変動額				
剰余金の配当				1,495
当期純利益				5,562
自己株式の取得				170
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	130	7	138	138
当期変動額合計	130	7	138	4,036
当期末残高	282	266	548	56,475

## [ 注記事項 ]

## ( 重要な会計方針 )

項目	第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 器具備品 5年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p>

<p>4 ヘッジ会計の方法</p> <p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>
--	--

## (会計方針の変更)

<p>第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)</p>	
<p>(減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	

## (追加情報)

<p>第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)</p>	
<p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。</p>	

## (貸借対照表関係)

第57期 (平成28年3月31日)		第58期 (平成29年3月31日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額	1,170	1,222
	建物	1,170	1,222
	器具備品	653	603
2	信託資産		
	流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	



<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <table border="0"> <tr><td>現金・預金</td><td style="text-align: right;">4,072百万円</td></tr> <tr><td>金銭の信託</td><td style="text-align: right;">153百万円</td></tr> <tr><td>前払費用</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>未収収益</td><td style="text-align: right;">147百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">193百万円</td></tr> </table> <p>(流動負債)</p> <table border="0"> <tr><td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">93百万円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">722百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">266百万円</td></tr> </table> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務728百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務689百万円に対して保証を行っております。</p>	現金・預金	4,072百万円	金銭の信託	153百万円	前払費用	2百万円	未収収益	147百万円	その他	193百万円	未払手数料	93百万円	未払費用	722百万円	その他	266百万円	<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <table border="0"> <tr><td>現金・預金</td><td style="text-align: right;">3,243百万円</td></tr> <tr><td>金銭の信託</td><td style="text-align: right;">152百万円</td></tr> <tr><td>未収収益</td><td style="text-align: right;">619百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">20百万円</td></tr> </table> <p>(流動負債)</p> <table border="0"> <tr><td>預り金</td><td style="text-align: right;">177百万円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">144百万円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">251百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">61百万円</td></tr> </table> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務587百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務546百万円に対して保証を行っております。</p>	現金・預金	3,243百万円	金銭の信託	152百万円	未収収益	619百万円	その他	20百万円	預り金	177百万円	未払手数料	144百万円	未払費用	251百万円	その他	61百万円
現金・預金	4,072百万円																																
金銭の信託	153百万円																																
前払費用	2百万円																																
未収収益	147百万円																																
その他	193百万円																																
未払手数料	93百万円																																
未払費用	722百万円																																
その他	266百万円																																
現金・預金	3,243百万円																																
金銭の信託	152百万円																																
未収収益	619百万円																																
その他	20百万円																																
預り金	177百万円																																
未払手数料	144百万円																																
未払費用	251百万円																																
その他	61百万円																																

## ( 損益計算書関係 )

第57期 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	第58期 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)												
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">1,193百万円</td></tr> <tr><td>支払利息</td><td style="text-align: right;">123百万円</td></tr> <tr><td>デリバティブ費用</td><td style="text-align: right;">889百万円</td></tr> </table>	受取配当金	1,193百万円	支払利息	123百万円	デリバティブ費用	889百万円	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">1,550百万円</td></tr> <tr><td>デリバティブ収益</td><td style="text-align: right;">347百万円</td></tr> <tr><td>支払利息</td><td style="text-align: right;">58百万円</td></tr> </table> <p>2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。</p>	受取配当金	1,550百万円	デリバティブ収益	347百万円	支払利息	58百万円
受取配当金	1,193百万円												
支払利息	123百万円												
デリバティブ費用	889百万円												
受取配当金	1,550百万円												
デリバティブ収益	347百万円												
支払利息	58百万円												

## ( 株主資本等変動計算書関係 )

第57期(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	704,500	-	814,100

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	15,902,700	-	14,140,500	1,762,200	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,567,500	-	1,392,600	174,900	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	2,310,000	-	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,029,200	-	290,400	4,738,800	-
合計		24,809,400	-	18,133,500	6,675,900	-

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(1)1,762,200株、平成21年度ストックオプション(2) 174,900株及び平成23年度ストックオプション(1)4,738,800株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	850	4.32	平成27年3月31日	平成27年6月30日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,495	7.62	平成28年3月31日	平成28年6月22日

第58期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

##### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

##### 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	814,100	305,000	-	1,119,100

##### 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,762,200	-	72,600	1,689,600	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	174,900	-	-	174,900	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,738,800	-	1,848,000	2,890,800	-
平成28年度 ストックオプション(1)	普通株式	-	4,437,000	33,000	4,404,000	-
合計		6,675,900	4,437,000	1,953,600	9,159,300	-

- (注) 1 平成28年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。  
 2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります  
 3 平成21年度ストックオプション(1)1,689,600株、平成21年度ストックオプション(2) 174,900株及び平成23年度ストックオプション(1)2,890,800株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成28年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来していません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月30日 取締役会	普通株式	1,495	7.62	平成28年3月31日	平成28年6月22日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,036	5.29	平成29年3月31日	平成29年6月22日

##### (リース取引関係)

第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	865百万円	1年内	865百万円
1年超	2,653百万円	1年超	1,787百万円
合計	3,518百万円	合計	2,653百万円

##### (金融商品関係)

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変

動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」4「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

#### 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 現金・預金	14,308	14,308	-
(2) 未収委託者報酬	9,374	9,374	-
(3) 未収収益	2,280	2,280	-
(4) 関係会社短期貸付金	5,333	5,333	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	12,265	12,265	-
(6) 未払金	(3,841)	(3,841)	-
(7) 未払費用	(4,920)	(4,920)	-
(8) 関係会社短期借入金	(5,631)	(5,631)	-
(9) デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(254)	(254)	-

ヘッジ会計が適用されているもの	170	170	-
デリバティブ取引計	(84)	(84)	-

(1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用並びに(8) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないものは貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち193百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、23百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,308	-	-	-
未収委託者報酬	9,374	-	-	-
未収収益	2,280	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	86	714	1,766	963
合計	26,049	714	1,766	963

第58期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」4「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

### 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

### 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額( 1)	時価( 1)	差額
(1) 現金・預金	16,761	16,761	-
(2) 未収委託者報酬	10,757	10,757	-
(3) 未収収益	2,799	2,799	-
(4) 関係会社短期貸付金	962	962	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,777	11,777	-
(6) 未払金	(4,043)	(4,043)	-
(7) 未払費用	(4,229)	(4,229)	-
(8) デリバティブ取引( 2) ヘッジ会計が適用されていないもの	35	35	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1)	(1)	-
デリバティブ取引計	34	34	-

( 1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

( 2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち75百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、39百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち20百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、22百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額20,310百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	16,761	-	-	-
未収委託者報酬	10,757	-	-	-
未収収益	2,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	10	616	907	735

合計	30,328	616	907	735
----	--------	-----	-----	-----

## (有価証券関係)

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	5,593	4,872	720
	小計	5,593	4,872	720
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	6,672	7,175	502
	小計	6,672	7,175	502
合計		12,265	12,047	218

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	30	17	-
投資信託	5,442	703	100
合計	5,473	720	100

第58期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,310
関連会社株式	2,892



(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	6,299	5,590	708
	小計	6,299	5,590	708
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	5,478	5,780	302
	小計	5,478	5,780	302
合計		11,777	11,370	406

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,198	174	120
合計	3,198	174	120

(デリバティブ取引関係)

第57期(平成28年3月31日)

### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	1,093	-	11	11
	買建	-	-	-	-
合計		1,093	-	11	11

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

#### 2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

#### (2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
為替予約取引					

市場取引以外の取引	買建 米ドル	5,631	-	243	243
合計		5,631	-	243	243

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

### (1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		3,943	-	179
	豪ドル		767	-	18
	シンガポールドル		75	-	4
	香港ドル		151	-	5
	人民元		1,948	-	8
	ユーロ		173	-	0
合計			7,060	-	170

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第58期(平成29年3月31日)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

### (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	1,729	-	35	35
	買建	-	-	-	-
合計		1,729	-	35	35

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

### (1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル		2,993	-	11
	豪ドル		77	-	2

原則的処理 方法	シンガポールドル	投資有価証券	1,639	-	20
	香港ドル		205	-	2
	人民元		1,946	-	6
	ユーロ		57	-	0
合計			6,920	-	1

## (注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

第57期 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	第58期 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,037	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,030
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 9,686	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 9,455
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,901	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,092

## (退職給付関係)

第57期(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,233
勤務費用	145
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	33
退職給付の支払額	119
退職給付債務の期末残高	1,299

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,299
未積立退職給付債務	1,299
未認識数理計算上の差異	144
貸借対照表に計上された負債の額	1,154
退職給付引当金	1,154
貸借対照表に計上された負債の額	1,154

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	145
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	9
確定給付制度に係る退職給付費用	162

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.2%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、209百万円でありました。

第58期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,299
勤務費用	150
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	190
退職給付の支払額	72
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,190</u>

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,190
未積立退職給付債務	1,190
未認識数理計算上の差異	69
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,259</u>

退職給付引当金	1,259
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,259</u>

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	150
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	23
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>177</u>

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.2%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、213百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	15,902,700	1,567,500
付与	0	0
失効	14,140,500	1,392,600
権利確定	0	0
権利未確定残	1,762,200	174,900

権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月 7 日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,029,200
付与	0	0
失効	2,310,000	290,400
権利確定	0	0
権利未確定残	0	4,738,800
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

#### 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第58期(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

## 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	同左

	平成23年度ストックオプション(1)	平成28年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名	当社及び関係会社の取締役・従業員 16名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 6,101,700株	普通株式 4,437,000株
付与日	平成23年10月7日	平成28年7月15日
権利確定条件	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成30年7月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成25年10月7日から平成33年10月6日まで	平成30年7月15日から平成38年7月31日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	1,762,200	174,900
付与	0	0
失効	72,600	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,689,600	174,900

権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成23年度ストックオプション(1)	平成28年度ストックオプション(1)
付与日	平成23年10月7日	平成28年7月15日
権利確定前(株)		
期首	4,738,800	-
付与	0	4,437,000
失効	1,848,000	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,890,800	4,404,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

#### 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成23年度ストックオプション(1)	平成28年度ストックオプション(1)
付与日	平成23年10月7日	平成28年7月15日
権利行使価格(円)	737 (注)3	558
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注)1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)



第57期 (平成28年3月31日)	第58期 (平成29年3月31日)																																																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(流動)</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">642</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">177</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">819</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(固定)</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">1,430</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">353</td> </tr> <tr> <td>固定資産減価償却費</td> <td style="text-align: right;">122</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">65</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,068</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">2,888</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">1,430</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,457</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債(固定)</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">71</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ利益</td> <td style="text-align: right;">114</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">213</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">213</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">1,244</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)		賞与引当金	642	その他	177	小計	819	繰延税金資産(固定)		投資有価証券評価損	96	関係会社株式評価損	1,430	退職給付引当金	353	固定資産減価償却費	122	その他	65	小計	2,068	繰延税金資産小計	2,888	評価性引当金	1,430	繰延税金資産合計	1,457	繰延税金負債(固定)		その他有価証券評価差額金	71	繰延ヘッジ利益	114	その他	26	小計	213	繰延税金負債合計	213	繰延税金資産の純額	1,244	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(流動)</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">641</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">224</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">865</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(固定)</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">1,430</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">385</td> </tr> <tr> <td>固定資産減価償却費</td> <td style="text-align: right;">119</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">63</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,095</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">2,961</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">1,430</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,530</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債(流動)</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債(固定)</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">123</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ利益</td> <td style="text-align: right;">117</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">241</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">242</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">1,288</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)		賞与引当金	641	その他	224	小計	865	繰延税金資産(固定)		投資有価証券評価損	96	関係会社株式評価損	1,430	退職給付引当金	385	固定資産減価償却費	119	その他	63	小計	2,095	繰延税金資産小計	2,961	評価性引当金	1,430	繰延税金資産合計	1,530	繰延税金負債(流動)		その他有価証券評価差額金	0	小計	0	繰延税金負債(固定)		その他有価証券評価差額金	123	繰延ヘッジ利益	117	小計	241	繰延税金負債合計	242	繰延税金資産の純額	1,288
繰延税金資産(流動)																																																																																									
賞与引当金	642																																																																																								
その他	177																																																																																								
小計	819																																																																																								
繰延税金資産(固定)																																																																																									
投資有価証券評価損	96																																																																																								
関係会社株式評価損	1,430																																																																																								
退職給付引当金	353																																																																																								
固定資産減価償却費	122																																																																																								
その他	65																																																																																								
小計	2,068																																																																																								
繰延税金資産小計	2,888																																																																																								
評価性引当金	1,430																																																																																								
繰延税金資産合計	1,457																																																																																								
繰延税金負債(固定)																																																																																									
その他有価証券評価差額金	71																																																																																								
繰延ヘッジ利益	114																																																																																								
その他	26																																																																																								
小計	213																																																																																								
繰延税金負債合計	213																																																																																								
繰延税金資産の純額	1,244																																																																																								
繰延税金資産(流動)																																																																																									
賞与引当金	641																																																																																								
その他	224																																																																																								
小計	865																																																																																								
繰延税金資産(固定)																																																																																									
投資有価証券評価損	96																																																																																								
関係会社株式評価損	1,430																																																																																								
退職給付引当金	385																																																																																								
固定資産減価償却費	119																																																																																								
その他	63																																																																																								
小計	2,095																																																																																								
繰延税金資産小計	2,961																																																																																								
評価性引当金	1,430																																																																																								
繰延税金資産合計	1,530																																																																																								
繰延税金負債(流動)																																																																																									
その他有価証券評価差額金	0																																																																																								
小計	0																																																																																								
繰延税金負債(固定)																																																																																									
その他有価証券評価差額金	123																																																																																								
繰延ヘッジ利益	117																																																																																								
小計	241																																																																																								
繰延税金負債合計	242																																																																																								
繰延税金資産の純額	1,288																																																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">33.1%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.8%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">1.3%</td> </tr> <tr> <td>所得拡大促進税制</td> <td style="text-align: right;">2.2%</td> </tr> <tr> <td>海外子会社の留保利益の影響額等</td> <td style="text-align: right;">0.6%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率	33.1%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.8%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3%	所得拡大促進税制	2.2%	海外子会社の留保利益の影響額等	0.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">30.9%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.6%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">5.3%</td> </tr> <tr> <td>過年度法人税等</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>海外子会社の留保利益の影響額等</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27.9%</td> </tr> </table>	法定実効税率	30.9%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.3%	過年度法人税等	1.5%	海外子会社の留保利益の影響額等	0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%																																																										
法定実効税率	33.1%																																																																																								
(調整)																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.8%																																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3%																																																																																								
所得拡大促進税制	2.2%																																																																																								
海外子会社の留保利益の影響額等	0.6%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%																																																																																								
法定実効税率	30.9%																																																																																								
(調整)																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.3%																																																																																								
過年度法人税等	1.5%																																																																																								
海外子会社の留保利益の影響額等	0.2%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%																																																																																								

第57期 (平成28年3月31日)	第58期 (平成29年3月31日)
----------------------	----------------------

<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の純額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が59百万円減少し、その他有価証券評価差額金が3百万円、繰延ヘッジ損益が6百万円、法人税等調整額が69百万円、それぞれ増加しております。</p>	-
---	---

## ( 関連当事者情報 )

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	90 (SGD 1,000 千)(注2)	関係会社短期貸付金	333 (SGD 4,000 千)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	18 (SGD 215 千)	未収収益	6 (SGD 74 千)
							資金の貸付(円貸建)(注3)	5,000	関係会社短期貸付金	5,000
							貸付金利息(円貸建)(注3)	70	未収収益	70
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	アメリカ合衆国	181,542 (USD 千)(注4)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入(米ドル貸建)(注5)	6,176 (USD 50,000 千)	関係会社短期借入金	5,631 (USD 50,000 千)
							借入金利息(米ドル貸建)(注5)	113 (USD 949 千)	未払費用	106 (USD 949 千)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1 融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

- 2 資金の貸付に係る取引金額 90百万円(SGD 1,000千)の内訳は、貸付957百万円(SGD11,000千)及び返済1,047百万円(SGD12,000千)であります。
- 3 融資枠5,000百万円、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 Nikko Asset Management Americas, Inc.の「資本金」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しております。
- 5 融資枠USD50,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成27年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	30,897百万円
負債合計	9,936百万円
純資産合計	20,960百万円

営業収益	26,843百万円
税引前当期純利益	9,553百万円
当期純利益	6,411百万円

第58期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

### 1 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

##### (ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

##### (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	312,000(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	65(SGD800千)(注2)	関係会社短期貸付金	385(SGD4,800千)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	13(SGD177千)	未収収益	8(SGD105千)
							資金の貸付(円貸建)(注3)	4,422(注4)	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貸建)(注3)	3	未収収益	3

						-	増資の引受 (注5)	1,501 (SGD 20,000 千)	-	-
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	アメリ カ 合衆国	181,542 (USD 千) (注6)	アセット マネジメ ント業	間接 100.00	資金の 借入	資金の借入 (米ドル貸建) (注7)	5,549 (USD 50,000 千) (注8)	関係会社 短期借入 金	-
							借入金利息 (米ドル貸建) (注7)	48 (USD 453 千)	未払費用	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額65百万円 (SGD800千) の内訳は、貸付505百万円 (SGD6,600千) 及び返済439百万円 (SGD5,800千) であります。
- 3 融資枠5,000百万円、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 資金の貸付に係る取引金額 4,422百万円の内訳は、貸付577百万円及び返済5,000百万円であります。
- 5 Nikko Asset Management International Limitedの行った20,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
- 6 Nikko Asset Management Americas, Inc.の「資本金」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しております。
- 7 融資枠USD50,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 8 資金の借入に係る取引金額 5,549百万円 (USD 50,000千) は、返済であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 (東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社 (非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成28年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	25,221百万円
負債合計	5,428百万円
純資産合計	19,792百万円
営業収益	18,250百万円
税引前当期純利益	6,809百万円
当期純利益	4,680百万円

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第58期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

#### 関連情報

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

##### 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

##### 2 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりません。

###### (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

##### 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第58期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

##### 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

##### 2 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりません。

###### (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

##### 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

第58期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

第58期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

第58期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	267円27銭	288円29銭
1株当たり当期純利益金額	25円25銭	28円38銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

## 2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第57期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第58期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益(百万円)	4,962	5,562
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	4,962	5,562
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,464	196,009
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 1,762,200株、平成21年度ストックオプション(2) 174,900株、平成23年度ストックオプション(1) 4,738,800株	平成21年度ストックオプション(1) 1,689,600株、平成21年度ストックオプション(2) 174,900株、平成23年度ストックオプション(1) 2,890,800株、平成28年度ストックオプション(1) 4,404,000株

## 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第57期 (平成28年3月31日)	第58期 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	52,438	56,475
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	52,438	56,475
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	196,198	195,893

## (重要な後発事象)

## 新株予約権(ストックオプション)の付与

当社は平成29年3月15日付の臨時株主総会及び平成29年3月22日開催の取締役会の決議に基づき、平成29年4月27日にストックオプションとして新株予約権を当社、当社子会社の取締役及び従業員31

名に付与いたしました。

新株予約権の数	4,409個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 4,409,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり金553円
新株予約権の行使期間	平成31年4月27日から平成39年4月30日まで

## 中間財務諸表等

### (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第59期中間会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		16,734
有価証券		17
未収委託者報酬		9,940
未収収益		2,241
関係会社短期貸付金		976
繰延税金資産		866
その他	2	2,935
流動資産合計		33,712
固定資産		
有形固定資産	1	243
無形固定資産		118
投資その他の資産		
投資有価証券		14,687
関係会社株式		23,203
関係会社長期貸付金		60
長期差入保証金		784
繰延税金資産		298
長期前払費用		0
投資その他の資産合計		39,035
固定資産合計		39,397
資産合計		73,109

(単位：百万円)

		第59期中間会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		4,545
未払費用		4,058
未払法人税等		1,473
未払消費税等	3	495
賞与引当金		1,207

役員賞与引当金		60
その他		943
流動負債合計		12,784
固定負債		
退職給付引当金		1,305
その他		43
固定負債合計		1,348
負債合計		14,133
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		36,351
利益剰余金合計		36,351
自己株式		786
株主資本合計		58,148
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		716
繰延ヘッジ損益		111
評価・換算差額等合計		827
純資産合計		58,976
負債純資産合計		73,109

## ( 2 ) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第59期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		33,067
その他営業収益		2,422
営業収益合計		35,490
営業費用及び一般管理費	1	31,576
営業利益		3,913
営業外収益	2	1,051
営業外費用	3	431
経常利益		4,533
特別利益	4	174
特別損失	5	124
税引前中間純利益		4,582
法人税等	6	1,211
中間純利益		3,371



## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

第59期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	34,015	34,015	672	55,926
当中間期変動額							
剰余金の配当				1,036	1,036		1,036
中間純利益				3,371	3,371		3,371
自己株式の取得						113	113
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計				2,335	2,335	113	2,221
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	36,351	36,351	786	58,148

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	282	266	548	56,475
当中間期変動額				
剰余金の配当				1,036
中間純利益				3,371
自己株式の取得				113
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	434	155	279	279
当中間期変動額合計	434	155	279	2,501
当中間期末残高	716	111	827	58,976

## 注記事項

(重要な会計方針)

項目	第59期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法

2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p style="padding-left: 20px;">数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

第59期中間会計期間  
(平成29年9月30日)

1	有形固定資産の減価償却累計額 1,819百万円
2	信託資産 流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
4	保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務599百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務476百万円に対して保証を行っております。

## (中間損益計算書関係)

第59期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
1	減価償却実施額 有形固定資産 55百万円 無形固定資産 21百万円
2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 13百万円 受取配当金 1,005百万円
3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 104百万円 支払源泉所得税 97百万円 デリバティブ費用 205百万円
4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 174百万円
5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 119百万円
6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第59期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,119,100	182,600	-	1,301,700

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

### 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,689,600	-	9,900	1,679,700	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	174,900	-	66,000	108,900	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,890,800	-	198,000	2,692,800	-
平成28年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,404,000	-	-	4,404,000	-
平成28年度 ストックオプション(2)	普通株式	-	4,409,000	-	4,409,000	-
合計		9,159,300	4,409,000	273,900	13,294,400	-

(注) 1 平成28年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(1)1,679,700株、平成21年度ストックオプション(2)108,900株及び平成23年度ストックオプション(1)2,692,800株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成28年度ストックオプション(1)及び平成28年度ストックオプション(2)は権利行使期間の初日が到来しておりません。

### 4 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月25日 取締役会	普通株式	1,036	5.29	平成29年3月31日	平成29年6月22日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるものの

該当事項はありません。

#### (リース取引関係)

第59期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	865百万円
1年超	1,355百万円
合計	2,220百万円

#### (金融商品関係)

第59期中間会計期間(平成29年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日(当中間決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額( 1)	時価( 1)	差額
(1) 現金及び預金	16,734	16,734	-
(2) 未収委託者報酬	9,940	9,940	-
(3) 未収収益	2,241	2,241	-
(4) 関係会社短期貸付金	976	976	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	14,688	14,688	-
(6) 未払金	(4,545)	(4,545)	-
(7) 未払費用	(4,058)	(4,058)	-
(8) デリバティブ取引( 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(263)	(263)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(52)	(52)	-
デリバティブ取引計	(316)	(316)	-

( 1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

( 2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 有価証券及び投資有価証券  
投資信託は基準価額によっております。
- (6) 未払金及び(7) 未払費用  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) デリバティブ取引  
(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないものは、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。またヘッジ会計が適用されているもののうち14百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、66百万円は、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(中間貸借対照表計上額20,310百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(有価証券関係)

第59期中間会計期間(平成29年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	20,310
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,892	10,815	1,077
	小計	11,892	10,815	1,077
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,796	2,841	44
	小計	2,796	2,841	44
合計		14,688	13,656	1,032

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額16百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## (デリバティブ取引関係)

第59期中間会計期間(平成29年9月30日)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超 (百万円)	時 価 (百万円)	評価損 益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	5,080	-	263	263
	合計	5,080	-	263	263

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

## 2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

ヘッジ 計 の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額 等 (百万円)	契約額等のうち 1年 超 (百万円)	時 価 (百万円)
	為替予約取引				

原則的 処理方法	売建	投資有価証 券			
	米ドル		4,855	-	13
	豪ドル		140	-	1
	シンガ ポー ルドル		1,616	-	17
	ユーロ		167	-	3
	香港ドル		541	-	1
	人民元		2,050	-	43
	合計		9,372	-	52

## (注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

第59期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,036百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	9,571百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	835百万円

## (ストックオプション等関係)

第59期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

当中間会計期間において、ストックオプションを付与しておりますが、当該ストックオプションの付与による影響が当社の財政状態、経営成績等にとって重要でないと認められるため注記を省略しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第59期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## [関連情報]

第59期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第59期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第59期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第59期中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	第59期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	301円34銭
1株当たり中間純利益金額	17円21銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

## 2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第59期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純利益(百万円)	3,371
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	3,371
普通株式の期中平均株式数(千株)	195,877
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 1,679,700株、平成21年度ストックオプション(2) 108,900株、平成23年度ストックオプション(1) 2,692,800株、平成28年度ストックオプション(1) 4,404,000株、平成28年度ストックオプション(2) 4,409,000株

## 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第59期中間会計期間 (平成29年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	58,976
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(百万円)	58,976



1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	195,711
--------------------------------------	---------

### （重要な後発事象）

該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

#### （1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

#### （2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### （1）受託会社

名 称	資本金の額 (2017年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

##### （2）販売会社

名 称	資本金の額 (2017年9月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	770百万米ドル (2017年12月末現在)	資産運用に関する業務を営んでいます。
M F S インターナショナル(U.K.) リミテッド	1,996千英ポンド (2017年12月末現在)	
J P モルガン・アセット・マネジメン ト株式会社	2,218百万円 (2017年12月末現在)	
ジャナス・キャピタル・マネジメン ト・エルエルシー	1,070.6百万米ドル (2017年12月末現在)	
スパークス・アセット・マネジメン ト株式会社	2,500百万円 (2017年12月末現在)	
シュローダー・インベストメント・マ ネージメント(シンガポール)リミ テッド	5,077万シンガポールドル (2017年12月末現在)	
日興アセットマネジメント アメリ カズ・インク	181百万米ドル 資本金と資本剰余金 の合計額 (2017年9月末現在)	
日興グローバルラップ株式会社	1,499百万円 (2017年12月末現在)	
三井住友信託銀行株式会社*	342,037百万円 (2017年9月末現在)	

\* 監督当局の許認可を前提として、2018年10月1日付けで運用事業を分割し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合する予定です。

## 2 【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

## (3) 投資顧問会社

・委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用(投資一任)を行いません。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

三井住友信託銀行株式会社\*

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

M F S インターナショナル(U.K.)リミテッド

シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

\* 監督当局の許認可を前提として、2018年10月1日付けで運用事業を分割し、三井住友トラスト・ア

セットマネジメント株式会社と統合する予定です。

- ・各マザーファンドの投資顧問会社の評価・選定などに関する情報提供や助言などを行いません。

日興グローバルラップ株式会社

日興アセットマネジメント アメリカズ・インク

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

#### (3) 投資顧問会社

三井住友信託銀行株式会社は、日興アセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の91.29%を保有しております。（2017年9月末現在）

日興アセットマネジメント株式会社の100%子会社である持株会社が、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの発行済株式総数の100%を保有しております。（2017年9月末現在）

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2017年 6月27日	有価証券届出書
2017年 6月27日	有価証券報告書
2017年12月27日	有価証券届出書の訂正届出書
2017年12月27日	半期報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本大型株式ファンドの平成29年3月28日から平成30年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本大型株式ファンドの平成30年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本小型株式ファンドの平成29年3月28日から平成30年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本小型株式ファンドの平成30年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本債券ファンドの平成29年3月28日から平成30年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本債券ファンドの平成30年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北米株式ファンドの平成29年3月28日から平成30年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北米株式ファンドの平成30年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている欧州先進国株式ファンドの平成29年3月28日から平成30年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、欧州先進国株式ファンドの平成30年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア太平洋先進国株式ファンドの平成29年3月28日から平成30年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア太平洋先進国株式ファンドの平成30年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている海外債券ファンドの平成29年3月28日から平成30年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、海外債券ファンドの平成30年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。